



KPMG Insight

KPMG Newsletter

Vol. 35

March 2019

【特集】

ブロックチェーンが
切り拓くビジネスの可能性
～拡大する応用領域と進む法制度

【Focus】

2019年3月期決算の留意事項（会計）
2019年3月期決算の留意事項（税務）

kpmg.com/jp



特集

ブロックチェーンが 切り拓くビジネスの可能性 ～拡大する応用領域と進む法制度

4 デジタル時代の革新的技術 「ブロックチェーン」の課題と未来

株式会社みずほフィナンシャルグループ
専務執行役員

株式会社Blue Lab 代表取締役社長
山田 大介氏

マネーフォワードフィナンシャル株式会社
代表取締役社長
神田 潤一氏

麗澤大学経済学部教授
中島 真志氏

KPMGジャパン
フィンテック推進支援室
室長
東海林 正賢



10 ブロックチェーンの活用事例 ～次世代のビジネスモデルを支えるブロックチェーン技術

KPMGジャパン 豊田 雅丈

14 トークンに係る法改正とエコシステムの拡大

KPMGジャパン 保木 健次

18 日本と諸外国の仮想通貨税制

KPMG税理士法人 渡邊 直人／松浦 尚人

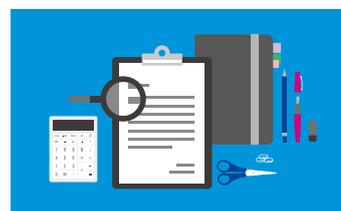
Focus

23 2019年3月期決算の留意事項 (会計)

あずさ監査法人 三宮 朋広／吉原 智子

29 2019年3月期決算の留意事項 (税務)

KPMG 税理士法人 大島 秀平／山崎 沙織／風間 綾



会計・監査／税務 Topic

- 35 **会計・監査**
【時価算定基準案】
確認済みですか？世界標準の「時価」の提案
あずさ監査法人 鈴木 和仁
- 39 **会計・監査**
会計・監査情報 (2018.12 - 2019.1)
あずさ監査法人
小松 拓史／行安 里衣
- 45 **税務**
税務情報 (2018.12 - 2019.1)
KPMG税理士法人 大島 秀平／
風間 綾／山崎 沙織／内藤 直子

経営 Topic

- 50 **経営管理**
新収益認識基準が企業経営に与える影響の考察
～プロジェクトの進め方と留意点～
あずさ監査法人 森居 達郎
- 55 **テクノロジー**
デジタル変革に向けたIT戦略策定のポイント
KPMGコンサルティング
浜田 浩之／久保田 士郎／鈴木 武佳
- 59 **テクノロジー**
AI活用に求められるAIガバナンスとリスクマネジメントとは？
KPMGコンサルティング
山下 雅和／荒川 卓也／堀井 恒文
- 63 **ガバナンス・リスク**
ACGAのコーポレートガバナンス調査の結果にみる
アジアおよび日本市場の状況
KPMGジャパン 橋本 純佳
- 67 **ビジネス戦略**
新リース会計 グローバル・サーベイ
あずさ監査法人 山本 勝一

海外 Topic

- 72 日本企業のチャイナテック戦略
KPMG中国 厚谷 禎一
- 77 日系企業のオランダストラクチャーに関する
オランダ税務論点の概説
～2019年度オランダ税制改正を含む～
Meijburg & Co (KPMGオランダ)
Cees van der Helm／河崎 嘉人
- 82 ASEAN財閥のM&A・提携戦略：日系企業が
留意するポイント
KPMG FAS 木村 昌吾

ご案内

- | | | | |
|----|----------------------|----|-------------------|
| 88 | KPMGジャパン Information | 92 | 海外関連情報 |
| 89 | Thought Leadership | 93 | 日本語対応可能な海外拠点一覧 |
| 90 | 出版物のご案内 | 94 | KPMGジャパン グループ会社一覧 |
| 91 | 出版物一覧 | | デジタルメディアのご案内 |

特集

ブロックチェーンが 切り拓くビジネスの可能性

～拡大する応用領域と進む法制度

【座談会】

デジタル時代の革新的技術
「ブロックチェーン」の課題と未来 4

【寄稿】

ブロックチェーンの活用事例
～次世代のビジネスモデルを支えるブロックチェーン技術 10

【寄稿】

トークンに係る法改正とエコシステムの拡大 14

【寄稿】

日本と諸外国の仮想通貨税制 18



進化し続けるブロックチェーン技術がデジタル・ディスラプションを引き起すのは金融業界だけではありません。流通業界や自動車業界、サービス業界と、あらゆる業界に破壊と創造をもたらそうとしています。

ここでは、ブロックチェーンの第一人者たちによる課題と未来を語っていただくとともに、拡大する応用領域と整備が進む法制度について見ていきます。

デジタル時代の革新的技術 「ブロックチェーン」の 課題と未来

東海林 正賢

KPMGジャパン
フィンテック推進支援室
室長

中島 真志 氏

麗澤大学経済学部教授

神田 潤一 氏

マネーフォワードフィナンシャル株式会社
代表取締役社長

山田 大介 氏

株式会社みずほフィナンシャルグループ
専務執行役員
株式会社Blue Lab
代表取締役社長

次 世代の社会基盤となりうる可能性を秘めた技術「ブロックチェーン」。今や仮想通貨にとどまらず、金融分野での応用が加速する。今後、この技術が成熟すれば、資産の取引履歴管理や不動産登記、公共サービスなど、非金融分野にも活用できるかもしれない。また、ブロックチェーン上で発行されるデジタル資産「トークン」も注目を集めている。ブロックチェーンとトークン、これらが普及する未来はどのようなのか。新しいビジネスの可能性はどこにあるか。さまざまな立場からブロックチェーンにかかわる識者からお話をお伺いする。

仮想通貨から非金融分野まで。 応用の可能性が広がる新技術 「ブロックチェーン」

東海林: 新しい技術として、ブロックチェーンにはさまざまなインパクトがあると言われる。なぜ、これほどブロックチェーンが革命的な技術であると言われるのでしょうか。

中島: ブロックチェーンはビットコインのために作られた技術ですが、今や完全に主客が逆転して、ブロックチェーンをどのような分野に使っていきこうかという話になっています。ご存知のとおり、ブロックチェーンは最初に仮想通貨に適用されました。それを一般的に「ブロックチェーン1.0」、次の金融分野での応用例を「ブロックチェーン2.0」と言います。最近では、不動産の登記や資産管理などに応用していきこうという動きが出てきています。そういう非金融分野のものを「ブロックチェーン3.0」と呼んでいます（**図表参照**）。

ブロックチェーンのメリットを簡単にいえば、「データの不正取引や改竄ができない」「中央集権化を防ぎ、一元管理しないことによりシステムダウンに強い」「運用コストの削減が期待できる」ということです。特に運用コストの安さから、今、世界中の金融機関が実証実験を手がけています。従来の中央集権型の大規模なシステムよりも小型でシンプルなシステムにできるということは、結構大きなポイントではないかと思えます。

東海林: 金融機関が実証実験を行っているというお話でしたが、山田さんはこのブロックチェーン技術が金融サービス、もしくは金融機関のビジネスにどのような影響を与えていくとお考えでしょうか。

山田: 金融機関にとって、コストとセキュリティの問題は非常に重要な視点です。この2年くらい、我々もあらゆる実証実験

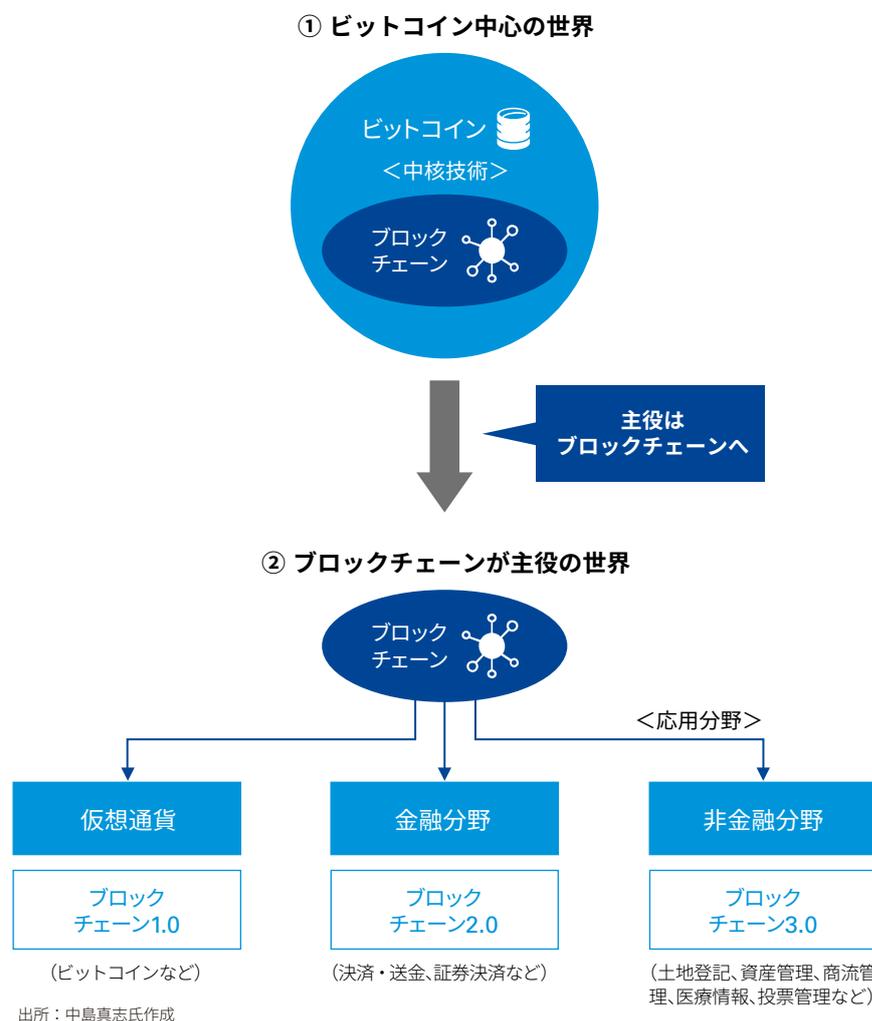
を行ってきました。シンジケーション（同一条件で複数の金融機関が協調融資を行うこと）やカストディ（有価証券投資において証券の保管・管理を行うこと）にブロックチェーンを使ったら何が起きるか、などです。

金融機関の場合、改竄やシステムダウンがないことは既存システムでも達成できていることであり、ブロックチェーンを適用する上でそれほど重大な論点ではありませんから、「画期的に良くなる」というのは利便性が格段に向上し、しかもコストが下がる、ということです。その観点からいえば、シンジケーションにブロックチェーンを入れたからといって、「画期的に良くなる」というわけではありません。それは、シンジケーションの世界が不特定

多数ではなく、決められた50社くらいとの間で取引をしているからです。

同様に、今まで取り組んできた仕組みのなかで、これはブロックチェーンでなければできないものというのは、何らかのブレークスルーがないと、実は今のところ見当たらないのです。そうすると、エクセルでもできるものをブロックチェーンに変える意義があるのだろうかということになります。一時期、熱に浮かされたようにブロックチェーンと言っていましたが、少し冷静になってきて、「本当にブロックチェーンに適しているものは何だろうか」ということから考えるように変わってきています。

■ 図表 ビットコインとブロックチェーンの関係



5年後、10年後の組織や ビジネスのあり方を変える 「トークン」のインパクト

東海林：神田さんは、今まさにブロックチェーンもしくはトークンなどで新規ビジネスをお考えかと思えます。ブロックチェーンがあるからこそできるビジネスについてお話いただけますか。

神田：今すぐにはありませんが、すごく大きな可能性があると考えています。たとえばイベントのチケットやファンクラブの会員権、金融サービスの価値を表すトークンなど、トークンがさまざまなレベルで価値あるいは権利として、使い勝手のいい形で使われる世界が来るのではないかと思います。

その世界では、1つの街で1つの通貨、1つのファンクラブが1つのトークンを持ちます。これは、かなり小さな単位です。極端なことをいえば、個人が自分のトークンを発行して、それをやり取りしながら仕事をしていくようになるかもしれません。5年後、10年後に実現するかどうかはわかりませんが、そのような世界がブロックチェーン上で実現する可能性はあります。



“ブロックチェーンには、新たな経済圏を作り出す可能性が秘められている”

東海林 正賢

しょうじ まさよし
KPMGジャパン
フィンテック推進支援室 室長

趣味嗜好が多様化し、それぞれが個人の趣味で行動していくなかで、分散化システムで管理して権利や価値をトークンとしてやり取りするという世界観は、この先の世界にフィットしていくのではないかと思います。

東海林：既存の金融サービスを既存のままというよりも、価値を移転するというような新たなサービスがブロックチェーンを使えば可能になるということでしょうか。

神田：実現するには、まだ少し時間がかかるでしょう。ただ、私自身は、そのような世界に向かってビジネスを作っていくと思っています。

東海林：もう一つ、シェアリングエコノミーのように、組織のあり方やビジネスとのかかわり方も変わってくるのが前提で、ブロックチェーンがより活かされるという未来が来ると思えますか。

神田：そうですね。トークンをやり取りするなかで、法定通貨に対して価値が変動するという面も当然出てくると思います。それが発展して発行体の感謝の気持ちをスコア化してトークンで贈れるようになれば、発行体の感謝の気持ち、あるいはその取組みを評価する人たちがそのトークンを持つようになり、それが盛り上がり、成果が出てくる。そうなれば、そのトークン自体の価値が上がって人気が出てくるかもしれません。そうすると、トークンの価値が上がった分、値上がり部分がフィードバックされていくこととなります。非常に良い取組みを促すインセンティブがビルトインされて、コミュニティが強まる効果も期待できそうです。

東海林：トークンの価値が上がっていくことによって、人の気持ちや、モチベーションも変わってくる。そういうこともありそうですね。



“非金融分野に应用範囲が広がる「ブロックチェーン3.0」によって、世界は変わる”

中島 真志 氏

なかじま まさし
麗澤大学経済学部教授

海外では実用例も増加。 証券決済への応用もあと 2~3年で実現か

中島：ブロックチェーンをどう利用するかですが、これは先ほど山田さんもおっしゃったように、ニーズオリエンテッドではないといけません。たとえば、国際送金や貿易企業です。これらには確かなニーズがあります。

国際送金については、「遅い」「高い」「わかりにくい」と、従来から利用者の不満が高まっていました。この問題を、米Ripple社などがDLT技術（Distributed Ledger Technology：分散型台帳技術）を使って解決しようとしています。貿易金融では、このITの世の中で、船荷証券や信用状など紙の書類を郵送し、チェックするといったかなり非効率なことが行われています。これに、当事者はずっと不満を持っていました。

そこで「ブロックチェーンを使って、こうした非効率性を解消しよう」という発想が出てきます。全員がブロックチェーン上でやり取りすれば、リアルタイムに同じ情報を共有できる。それによって信用供与などが、リアルタイムで可能になるのではないかと思います。

山田: ビジネスサイドは、本当にマネタイズできるかという観点から考えます。その意味で、正当な仮想通貨のマーケット運営がされていれば、仮想通貨は問題ないでしょう。国際送金もほぼ大丈夫。貿易金融は、私はまだ懐疑的なところがありますが、我々も含めて多くの企業が実証実験をしているので、おそらくどこかでブレイクスルーされるでしょう。ブレイクスルーすれば、可能性があるのではないかと思います。

そうすると、その次です。金融の世界で仮想通貨、国際送金、貿易金融に次ぐ4つ目は何だろうか。たとえば、先ほど申し上げたカスタディや決済の世界なのかもしれませんが、ただ、既存の仕組みを一回壊してもう一度組み立てるわけですから、トータルに見てうまくいかない。「さあ取り組もう」ということにはなりにくいのではないかと感じています。

中島: 私も証券決済に期待しています。今のシステムは、機関投資家と証券会社との間で何度も情報のやり取りがあり、その後で機関投資家や証券会社がカスタディアン（投資家のために有価証券の管理を行う機関のこと）に伝えるということ



“権利や価値をトークンでやりとりする世界観は多様化した世界にフィットする”

神田 潤一 氏

かんだ じゅんいち
マネーフォワードフィナンシャル株式会社
代表取締役社長

をやっています。このような状況ですから、場合によっては両者の話が食い違うこともあります。

しかし、クローズド型ブロックチェーンで構築すれば、機関投資家と証券会社とカスタディアンが全員同じブロックチェーン上になることになります。そうすると、どこで何があったかということ、リアルタイムにお互いに知ることができる。その結果、サクサクと取引の承認作業ができます。従来、段階的にやっていたことを一度にできるというわけです。しかも、機密性も保持できます。一番下にあるブロックチェーンのレイヤーではすべての情報が共有されているけれども、自分が見ることができるのはその1つ上のレイヤーで、自分が関与している取引しか見ることができない仕組みとしています。証券決済で、A証券がB社の株を大量に買っているなどということ、市場の参加者全員に知られてはまずいわけですから、これは当然といえば当然です。

こうしたブロックチェーンを使った証券決済は、あと2年半くらいで実現します。オーストラリア証券取引所（ASX）では、次期システムをブロックチェーンで作ると宣言していて、2021年3～4月にカットオーバーの予定です。我々は将来の技術という感じでブロックチェーンを眺めていますが、実はかなり実用化に近いところまで来ているのかな、という感じがします。

同様に、海外では実用化するプロジェクトが続々と出ていて、2019～2020年にかけてカットオーバーするプロジェクトがたくさんあります。日本にいて、「まだ実証実験をやっている」という感覚ですから、これには非常にショックを受けました。そのあたりに内外の温度差を感じます。

東海林: KPMGも、オーストラリアでワインのブロックチェーンの仕組みを実際に展開しています。ワインのトレーサビリティですね。お店に行ってもワインのラベ



“社会の冗費削減、ユーザーの利便性向上ができる分野で、ブロックチェーン活用を迫る必要がある”

山田 大介 氏

やまだ だいすけ
株式会社みずほフィナンシャルグループ
専務執行役員
株式会社Blue Lab
代表取締役社長

ルを写すと、隠されたQRコードで産地などが全部わかるようになっています。また、シンガポール航空のマイレージをクリスピーという形で仮想通貨に変えるようなプロジェクトを支援するなど、実際のプロジェクトとしていくつか動いています。

中島: ブロックチェーンが実際に使われるのは、意外に近い未来かもしれないということですね。

ブロックチェーンの利用法の多様化の可能性

東海林: 新しい事業機会という意味で、海外のほうが新しいビジネスを始めやすいというイメージが今はありますが、いかがでしょうか。

神田: そうですね。今は、仮想通貨に関する日本の規制が厳しくなっていますし、国際的に見ても日本の規制はより厳しい形になっています。ただ、本人確認やマネーロンダリング対策という意味では、海外のほうの議論もかなり進んできています。先行する日本に対して海外がそれ

を追いかけるような形が、2019年、2020年出てくるのではないかと思います。

そうすると、厳しい日本の規制にきちんと適合して、そこでビジネスを立ち上げるということは、2019年、2020年、海外がそこにキャッチアップしてきたときに、今度は強みを持ってグローバルに出ていけるというチャンスになるような気がします。ここはひとつ高いハードルを越えて、ビジネスを広めていきたいですね。

山田：先ほどのワインのお話のように、おそらく金融の世界だけで閉じるということはないでしょう。たとえば不動産の謄本。これは確実にマネタイズできます。しかも、利便性も高い。不動産売買や所有権の移転など不動産取引をブロックチェーン上で行って、その登記簿謄本のようなものを全員で持てば、コストを削減できるということです。同じように、所有権の移動を記録するダイヤモンドや、運転免許なども、マネタイズできるかもしれません。社会の冗費を削減できて、ユーザーの利便性も上げる、というところを

もう少し考えていく必要があるでしょう。

先ほど中島先生がおっしゃったASXなど、ブロックチェーンを実用化するうえではいいアイデアだと思いますし、そのようなものは今後きっと出てきます。ただ、ブロックチェーンの本当の良さというのは、実はパブリックにあります。不特定多数の人たちが利便性を享受するということに、ブロックチェーンの本当の良さがある。その意味では、少し方向性が違うかもしれません。

中島：そこには、思想の問題が絡んできます。「分散」ということにすごく重きを置く人たちが一定数いるのですが、彼らはクローズ型を「少し違うのではないか」と言っています。これは、ブロックチェーンの産みの親とされるサトシ・ナカモトのそもそもの発想が、「中央とか政府とかというのはよくない。そのような人たちに権限を持たせるとよくないことをするから、みんなで民主的にやりましょう」というものだったからです。そもそもの発想がまったく違うのです。

IT時代に通貨がデジタル化されるのは自然な流れ。 パブリックなデジタルマネーを 発行する中央銀行も登場

東海林：金融機関としては、ブロックチェーンをどのように捉えているのでしょうか。今のビジネスから見て、ブロックチェーンを積極的に利用して普及していったほうがいいのか、それともある程度金融機関の枠の中に留めたいのか、そのあたりはいかがでしょうか。

山田：それは明々白々で、いいものであれば必ず普及します。そのところはまったく問題ありません。もし、中央銀行も銀行システムも何もないところに金融システムを作るとしたら、中央銀行を作るよりもブロックチェーンで構築したほうがいいでしょう。通貨もそうです。先ほど神田さんがおっしゃったトークンにすればいいと考えています。

でも、今ある仕組みを置き換えるとなると、どちらにベネフィットがあるかという比較衡量の問題になってきます。そうなれば、それなりのメリットがなければ能動的には動きません。先ほどの話でいえば、日本ならば日銀を取るでしょう。それでは他の国はどうなのか。比較衡量した結果、ブロックチェーンを使うことだってありえるわけです。

中島：貨幣とか通貨というのは、元々は貝などを使っていたわけです。それを金銀銅にしようということになった。初めは使うたびに重さを量って使っていたけれども、それが不便だからと一定の形状にした金貨になり、金貨も重いので紙幣になった。そして今度はIT技術がきた。ですから、お金をIT化しよう、デジタル化しようというのは、自然な流れのような気がします。

今のビットコインや仮想通貨はプライベートなデジタルマネーを作ろうとしているわけですが、一方で、中央銀行側もパ



ブリックなデジタルマネーを作ろうという動きがあります。これについて一番先行しているのはスウェーデンです。彼らは「eクローナ」というデジタルマネーを作ろうとしており、2018年に出された2次レポートには「2019年からパイロット・テストに入る」と書かれています。そこで、「2020年には中央銀行法を改正」した上で、「2021年からは導入準備に入る」というタイムテーブルが示されています。

2021年といえば、それほど先の話ではありません。もしかすると、デジタル通貨を使ってお互いに決済をする世界というのは、それほど遠くない将来に来ているのかもしれない。

山田: スウェーデンの話について、最大の問題はデジタル通貨を何と連動させるかです。仮想通貨なのか、それとも法定通貨なのか。たとえば、円ペッグ（固定相場制）を裏打ちにコインをIT化していくと、国民全員が日銀に口座を持たなければいけなくなるでしょう。日銀に口座を持って、我々が所有している100万円をコインに替え、紙幣を使わずに運用していく。銀行としてこれの何が課題かというと、仮にクレジットの下がった銀行があるとすれば、顧客は自らの預金を日銀に持っていく可能性があることです。

中島: それは一つの大きな問題ですね。電子的な取り付け騒ぎ（デジタル・ラン）とでもいうか。

ブロックチェーンは 社会インフラの イノベーションの種となりうる

東海林: これまでのお話で、社会としての実証実験をもっと取り組んでいかなければいけないということを感じました。では、事業会社から見て、仮想通貨もしくはブロックチェーンで新たな経済圏を自分たちで作ってビジネスにしていけることは可能だと思いますか。

神田: 今、お二人からいろいろ出てきたユースケースというのは、金融全体のインフラ、あるいは少しパブリックな制度を担保するシステムなど、大規模なサービスが中心でした。通貨制度もそうですし、貿易金融もそうです。

でも、そのようなインフラ的なサービスは民間企業ではなかなかマネタイズできません。民間企業が提供するとしたら、もう少し小回りのきく形のものになります。たとえば、中小企業が資金を調達するとか、小さなコミュニティが独自のトークンを発行するとか。そういうところのプラットフォームを手軽に作り、それを横展開してマネタイズしていくというほうが、イメージとしては合います。

なかでも、地域通貨は実現可能性があるかもしれません。ブロックチェーンやトークンを使えば、コストを抑えられますし、手続きや流通、トレーディング、売買なども、スマホベースで非常に簡単にできるようになる。そうすると、地域通貨などはすごく面白いと思います。

山田: 地域通貨などを出したら面白そうですね。結局、これはペッグしますか、ペッグしませんかという問題です。飲食も給料も全部地域の中だけで使うならば、ペッグしなくてもいいわけです。でも、給料を地域外で使うならば、昨日は1トークンでハンバーガーを買えたのに、今日は2トークン必要になってしまうこともある。そのような意味で、これは現実的とはいえないのではないかと考えています。

神田: 法定通貨にペッグするステーブルコインという考え方は、価格が変動する仮想通貨が使われる前の段階として、ユーザーの人たちにもイメージしやすいですし、使われていく可能性もあると思います。

では、中央銀行のデジタルマネーや他の電子マネーとの違いがどこにあるのか。これは、究極的にはブロックチェーン上で安く手軽にデザインして運営できると

いう点のような気がします。ステーブルコインをある地域で使用しながら、その利便性を体感して、その先でもしかしたら価格が上がっていく通貨を発行するなど、継続的に取り組んでいくことで価格が中長期的に上がっていくようにしたいと思う人たち、あるいはそれをサポートするようなコミュニティを作りたいと思う人たちが、その先に出てくることになるでしょう。ですから、すぐにそこに一足飛びに行くわけではないでしょうが、将来的には可能性があると思いますし、私はすごく面白いと思っています。

東海林: 社会運用としてのブロックチェーン、みんなが使うようなものの上に、さらに複数のコミュニティとしてのブロックチェーンや、事業としてのブロックチェーンというように、レイヤーがいくつも分かれていくようなイメージでしょうか。

神田: そうですね。一つ言えることは、ブロックチェーンは、確実に3年後、5年後の金融サービス、あるいはそれをさらに広げたところで改革に繋がっていく、イノベーションに繋がっていくことになるということです。

東海林: どうもありがとうございました。

本稿に関するご質問等は、以下に記載のメールアドレスにご連絡くださいますようお願いいたします。

KPMGジャパン
marketing@jp.kpmg.com

ブロックチェーンの活用事例

～次世代のビジネスモデルを支えるブロックチェーン技術

KPMGジャパン

KPMG Ignition Tokyo

ディレクター 豊田 雅丈

ブロックチェーンはIoT、AIと並ぶ最先端技術の一つとして注目されています。そのためブロックチェーンの事例といえば、仮想通貨を思い出す方が多いのではないのでしょうか。この10年でブロックチェーンは進化を繰り返し、今日ではサプライチェーンの生産履歴追跡、将来のドローンや空中タクシーの自動管制、または入国審査の自動化など多種多様な研究事例があります。

本稿は、原点から最先端までブロックチェーンの応用事例を紹介しつつ、どのようにブロックチェーンが応用されてきているのかを解説します。

なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



豊田 雅丈
とよた まさたけ

point 1

ブロックチェーンの原点

データ管理を集中型から分散型に変更することで、データの改ざんを不可能にした。

point 2

記録システムとしての適用性

記録、履歴証明、検証システムに適用性が高い。

point 3

ブロックチェーン 3.0

トレーサビリティ、トークン化、自己証明型身分証は、次世代ブロックチェーンを加速させる。

point 4

幅広い応用

生産履歴追跡、審査自動化、機械間認証等、新しいビジネスモデルを可能にする活用事例が増えている。

I. ブロックチェーンの原点

ブロックチェーンの事例といえば、仮想通貨を思い出す読者が多いのではないのでしょうか。

確かに、仮想通貨はブロックチェーンを代表する事例の1つであり、数ある事例の中でも唯一、一般ユーザーに大規模導入されていると言っても過言ではありません。

今、市場に出回っているブロックチェーンのプラットフォームのほとんどは10年前にNakamoto Satoshiが発明した仮想通貨ビットコインが原点とされています。

この原点をブロックチェーン1.0とすると、ブロックチェーンはこの10年で2.0、そして3.0と、進化し続けています。応用事例としても仮想通貨のみならず、これまでのサプライチェーンでは技術的に難しかった、Track&Traceと呼ばれるバリューチェーンを横断的に追跡する履歴が可能になったり、仮想通貨を使ってアプリ上で決済できるような新市場開拓など、世界の企業がこぞって研究開発に力を入れています。このように、ブロックチェーンは将来のビジネスモデルになくはならない技術として期待されています。

そこで、ここではブロックチェーンの応用事例を原点から紐解き、どのようにブロックチェーンが応用されてきたかについてご紹介します。

II. ブロックチェーンの仕組み

ブロックチェーンは分散型台帳技術です。これは、「集中型」と「分散型」を比較するとよくわかります(図表1参照)。

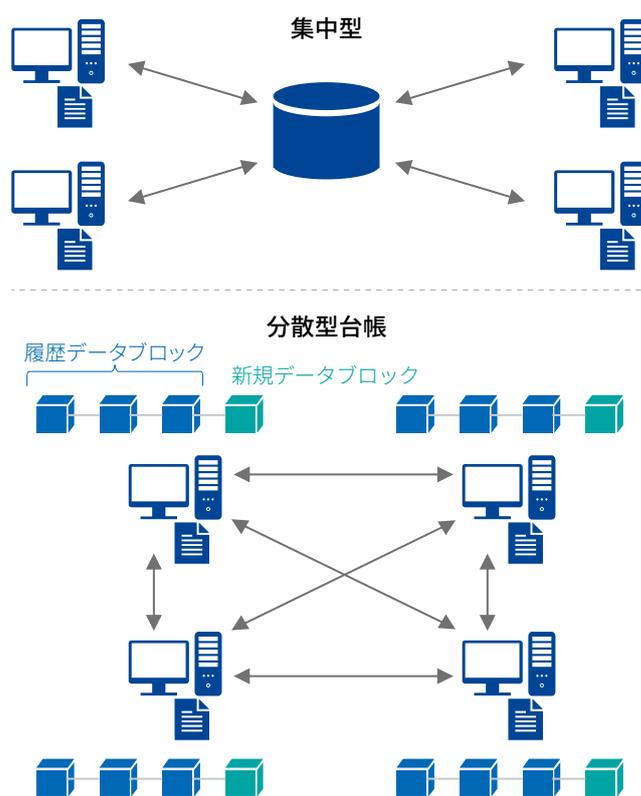
「集中型」では、さまざまな端末から発生する新規のデータは中央にあるデータベースがチェックし、管理します。たとえば、システムに新規ユーザーを登録する場合、端末から送られたユーザーのデータを中央のデータベースが、データに不正がないか、データの重複がないかを調べます。すべてクリアであれば、データは承認・記録され、接続されているすべての端末から新規ユーザーの情報にアクセスできるようになります。

この集中型は成熟した技術ですが、短所もあります。1つには、データが中央に集中しているために、外部からウィルス攻撃のターゲットになりやすいことです。また、集中データベースを管理するコストはもちろんのこと、管理者自身が不正をしてしまうリスクもあります。ここでのポイントは、集権型はデータの改ざんが何らかの形でできてしまうことです。

これらの短所を克服するために、分散型が発明されました。中央管理を廃止して分散型にすることで、改ざんが不可能なシステムを作ったというわけです。

分散型では、新規データはまずブロックに記入されます。そのブロックは、すべてのコンピューターに共有され、何千、何万という独立したコンピューターが新規データに不正がないかどうかを調

図表1 集中型台帳技術と分散型台帳技術の比較



べます。大多数のコンピューターがそのブロックに不正のないことに合意するとそのブロックは承認され、前のブロックに鎖のように追加されます。このように承認記録の鎖になることで、改ざんはほぼ不可能になるのです。

III. ブロックチェーン1.0 —— 仮想通貨の発明

ブロックチェーンの最初の事例は、仮想通貨であると言えるでしょう。イノベーションを0から10に例えるなら、仮想通貨という技術が確立できたことは、いわゆる0から1への革命と言っても過言ではありません。

従来、インターネット上の決済は、あらゆる金融機関のシステムを介さない限り不可能でした。その不可能なことを、仮想通貨ビットコインは世界で初めて成し遂げました。決済は送る側と受け取る側の2人の当事者だけでできる(P2P決済)という、紙幣などが持つ“おカネ”の特徴をインターネット上で実現したのです。それだけではありません。世界の誰でも仮想通貨を作れるようになりました。これも革命的なことです。

一般的に、通貨は国がおカネの価値を保証し、通貨供給量を経済活動の状況に応じて管理するものです。しかし、ブロックチェーンは、国が価値を保証する代わりにユーザー同士が共同で仮想通貨の価値を保持します。そして、通貨自体に組み込まれているブロックチェーンソフトウェアが自動で供給量を調節してインフレ

ションを抑えます。この仕組みにより、中央管理を必要としない、まったく新しい通貨の発行とその流通技術が確立したのです。

IV. 記録システム

ビットコインと同じく出てきた事例に「Proof of Existence」というものがあります。これはビットコインの基礎技術であるブロックチェーンに着目して、仮想通貨以外に適用できないのかという発想の第一弾ともいえる事例です。

Proof of Existenceとは記録システムのことで、たとえば身分証明書、卒業証書、資格証明書などの証明事項をブロックチェーンに記録し、検証側がその身元確認、証明書の発行者の確認、証明書の内容に改ざんがないことを確実に、どこでも、瞬時に行えるというシステムです。偽造された卒業証書がインターネットで一万円程で買え、またパイロットライセンスでさえ偽造されるケースが数年に一度の頻度で報道されるなか、Proof of Existenceは検証システムとして有効なソリューションと言えます。

Proof of Existence型の事例としては、証書や保証書、ライセンスなどの検証システム、住宅や土地の所有権の証明、相続証明書、身分証明、車検証明、通関手続きの各書類証明、入国審査の自動化、偽物の発見システムがあります。

V. 仮想通貨からスマートコントラクトに進化

ブロックチェーン1.0を基礎に、新世代のプラットフォームも開発されています。その主な機能がスマートコントラクトです。スマートコントラクトとは、世界の誰もが契約書をプログラムとして書くことができ、それをブロックチェーンに載せることで当該者が契約書をコールし、自動的に契約書の事項をモニタリング、遂行するというものです。

たとえば、スマートコントラクトを使えば商品の発注、請求、納入の一環のプロセスを自動化することが期待できます。さらにこのプロセスから、仲介料を取る仲介人または仲介会社を省くことで、買い手と売り手双方にとってコストの軽減が期待されます。

加えて、サプライチェーンファイナンス（SCF）等、サプライチェーンの横断的なコストの削減も期待されています。

VI. ブロックチェーン3.0 —— 各領域に応用され、特化していく

最先端のブロックチェーン3.0の特徴の一つに、金融領域以外に応用される事例が増えていることがあります。先に触れたブロックチェーンの機能、Proof of Existence、P2P決済、スマートコントラクトなどを使って、多種多様な領域のトップ企業が実証実験に投

資しています。

たとえば、音楽が再生された時点でスマートコントラクトを起動、著作権の支払いを仲介者なしにアーティストに直接送信する、予測市場をスマートコントラクトで構成することで仲介者を省略する、車同士で仲介なしでデータ交換と決済をするなどです。さらには、ドローンや空飛ぶタクシーなど、空中交通システムの管理管制にもブロックチェーンが使われる研究事例もあります。こうした事例の背景には、センサーエコノミー等を支える端末の増加によって、集中型では中央サーバーがボトルネックになってしまうのではないかと懸念があります。

そのブロックチェーン3.0で特に注目されている事例として「Traceability（履歴追跡）」「Tokenization（トークン化）」「Self Sovereign Identity（自己証明型身分証）」などが挙げられます。

1. Traceability（履歴追跡）

Traceabilityとは、製品などの生産履歴をブロックチェーンに記録することによって、今までの履歴追跡システムでは難しかった全行程（たとえば原料から消費者まで）の履歴追跡や部品単位での履歴追跡が可能になるというものです。昨今の消費者の食品安全、食品偽装防止への高い関心を考慮すると、今後は全行程、あるいは小単位の履歴追跡はかなり重要になってくるでしょう。

KPMG ASIA PACIFICでは、ブロックチェーンを使って高級ワインの生産履歴追跡を記録する「KPMG ORIGINS」の実証実験（Proof of Concept）を行っています。「KPMG ORIGINS」は、ワイン生産者のニーズに合わせて、消費者が簡単に生産履歴情報を取得したり、購入者の満足度を増す趣向が組み込まれた体験型システムです。たとえば、ワインボトルをスキャンするだけで、瞬時に生産履歴にアクセスできます。履歴には、生産者のブドウの品質保証や、生産過程のサステナビリティ基準に達しているといった情報はもちろんのこと、いつブドウが収穫されたか、熟成期間はどれだけあったか、輸送中の気温は何度であったかなど、さまざまな履歴データにアクセスすることができます（図表2参照）。

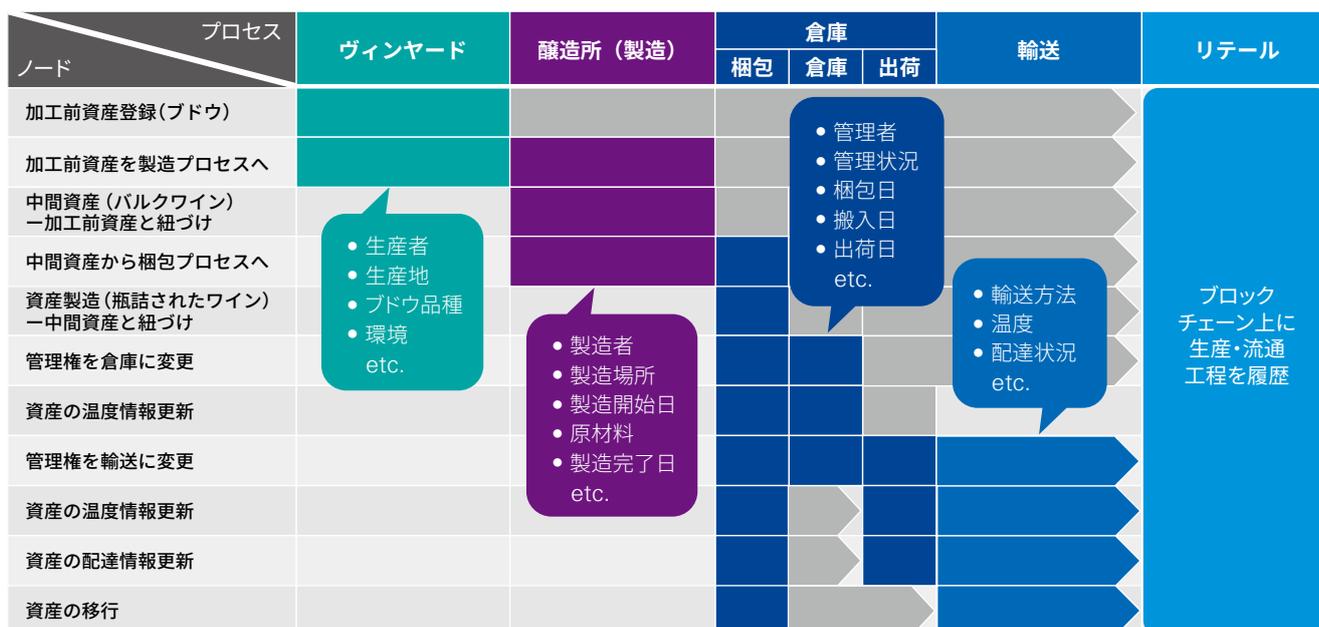
履歴追跡のニーズは食品関係だけではありません。機械部品類など物理的なもの、決済履歴などさまざまな記録、そしてコンピューターのソフトウェアなど、偽装は至るところで発生します。ブロックチェーンの基本である改ざんが不可能なシステムが、横断的な履歴追跡を可能にし、このような偽装防止ケースに導入されることが期待されているのです。

また、ブロックチェーンは新規のデータ一つひとつが共有され、承認されます。そのため、レギュレーターと共有された履歴追跡は、コンプライアンスを自動化する技術としても期待されています。

2. Tokenization（トークン化）

従来の集権型では、各会社が出資しあって第三者が中央集権型データベースを設置、データを一元化するのが一般的でした。信頼

図表2 ブロックチェーンを使った高級ワインの生産履歴追跡



性などの長所はありますが、前述したとおり開発費や管理費、管理責任などの短所もあります。

そこで今注目されているのが「トークン」というコンセプトです。トークンは仮想通貨であり、履歴を追跡したいモノ一つひとつに与えられます（英語ではNon Fungible、代替性のないコイン）。たとえば、箱に入った物品を追跡したいのであれば、箱がどこへ行こうと、どの所有者の元であろうと、トークンはその箱をついてまわります。

このように、所有者が変わっても、履歴データはトークン自体に記録されます。これにより、問題が起りやすい会社間のデータの受け渡しを省略できるだけでなく、さまざまなユーザーや会社、レギュレーターが一元化された情報としてその履歴にアクセスすることができます。

3. Self Sovereign Identity (自己証明型身分証)

「Self Sovereign Identity」とは、アイデンティティ(ID)の自己管理のことです。IDをブロックチェーンの分散型で管理すると、ID管理をする第三者が不要となり、IDの漏洩や盗難のリスクを低減すると期待されています。また、個人についての情報、たとえば医療記録など、どの情報を公開するかしないかは（法律内で）その個人が決めることができることも、Self Sovereign IDの長所の一つです。

今日のネット環境では、ユーザーは一般的に10~20のIDとパスワードを使い分けています。そこで、このSelf Sovereign ID技術で、1つのIDですべての認証を可能とするソリューション開発の研究が行われているのです。

Self Sovereign IDは、入国審査の自動化、GDPRなどの個人情報のコントロール、KYC/AML/CFT（顧客確認、資金洗浄・テロ資金供

与対策）、機械間の認証、デジタル投票システム、分散型PKIなど多岐に渡る事例があり、その応用性は非常に幅広いと考えられています。

VII. 新しいビジネスモデルのためのブロックチェーン

今回は、この10年ほどのブロックチェーンの応用事例をご紹介します。AIやIoTと共に次世代テクノロジーの一角をなす技術として、ブロックチェーン研究開発のペースはさらに加速していくことでしょう。

既存のプロセスにブロックチェーンを当てはめてコスト削減を期待する一方で、今後はまったく新しいビジネスモデルを可能にするためのブロックチェーンの時代に突入するかもしれません。ブロックチェーンをマスターする企業が市場を制する日もそう遠くないのではないかと思います。

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMG ジャパン
 KPMG Ignition Tokyo
 ディレクター 豊田 雅丈
 TEL : 03-3548-5144 (代表電話)
 masatake.toyota@jp.kpmg.com

トークンに係る法改正とエコシステムの拡大

KPMGジャパン

フィンテック推進支援室

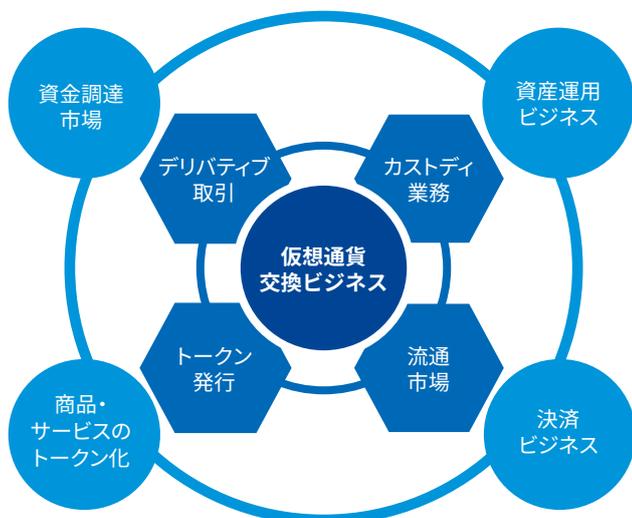
副室長 シニアマネジャー 保木 健次

昨年、仮想通貨交換所から大量の受託仮想通貨が外部流出しました。こうした事案と近時の仮想通貨市場における変化を踏まえて、今、仮想通貨に係る法制度が大きく変化しようとしています。これまでの仮想通貨市場は、単に法定通貨と仮想通貨を売買しているだけでした。それが、トークンの発行・保管・流通に係る制度整備を受けて、資金調達や商品・サービスの分野にも活用の余地が広がろうとしています。本稿は、仮想通貨交換業に関する研究会の報告書等に基づいて、トークンに係る今後の法改正の方向性について確認するとともに、制度整備を受けたトークンに係るエコシステムの進展(図表1参照)が与えるビジネスへの影響について解説します。なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



保木 健次
ほき けんじ

図表1 法制度整備によってトークンのエコシステムが進展



point 1

進む法制度整備

仮想通貨の外部流出及び市場の変化を踏まえた制度整備が進められ、トークン発行やカストディ業も規制対象に

point 2

エコシステムの拡大

トークンの発行・保管・流通といったエコシステムの整備と新規業者登録の再開を受けてトークン市場は多様化へ

1. 法制度整備の進展と背景

1. 資金決済法と金融商品取引法の改正とその背景

2018年12月21日、金融庁に設置された「仮想通貨交換業に関する研究会」¹より、仮想通貨交換業等を巡る諸問題について制度的な対応を検討した結果を取りまとめた「研究会報告書」が公表されました。今後は、同報告書で示された提言に基づいて、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という）及び金融商品取引法等が改正される見込みです。

仮想通貨交換業を巡る諸問題への制度的な対応は、大きく分けて2つの観点があります。1つは仮想通貨交換業者に対する「リスク管理態勢」の強化、もう1つは投機的取引が多いことも含めた仮想通貨を巡る「市場の変化」に対応するための制度整備です（図表2参照）。

図表2 仮想通貨関連の法改正の主要な項目

- 仮想通貨交換業者に対する規制の強化
- 仮想通貨の不正現物取引に対する規制の導入
- 仮想通貨カストディ業務に係る規制の導入
- 仮想通貨デリバティブ取引に係る規制の導入
- 投資性ICOトークンの発行・流通に係る規制の導入
- その他のICOトークンに関する情報開示規制の強化
- 「仮想通貨」から「暗号資産」への呼称変更

「リスク管理態勢」に関する提言で特筆すべきは、受託仮想通貨の外部流出に備えて、仮想通貨交換業者に対し、ホットウォレットで秘密鍵を管理する受託仮想通貨に相当する額以上の純資産額及び弁済原資（同種・同量以上の仮想通貨）の保持が求められることです。これは、外部流出を完全に防止することはできないことの裏返しです。今後のトークン市場の拡大も踏まえると、リスク管理のあり方が大きく変わる転機となる可能性があります。

「市場の変化」には、「トークンの多様化」と「取引の機関化」があります。前者は、仮想通貨・トークンの発行目的が、決済手段から、資金調達や商品・サービスの提供等へと多様化している変化のことで、後者は、主要仮想通貨を中心に機関投資家が市場に参加するうえで重要なインフラであるデリバティブ取引やカストディ業務に対するニーズが増加している変化を表しています。

機関投資家の参入は、市場に厚み（流動性）をもたらし、仮想通貨・トークンを活用したビジネスを促すことに繋がっていくと考えられます。

2. 仮想通貨交換業登録の再開と申請プロセスの透明化の意義

2019年1月11日、金融庁からコインチェック株式会社の仮想通貨交換業登録が公表されました。2017年12月26日以来の新規登録であり、17社目の仮想通貨交換業者となります。

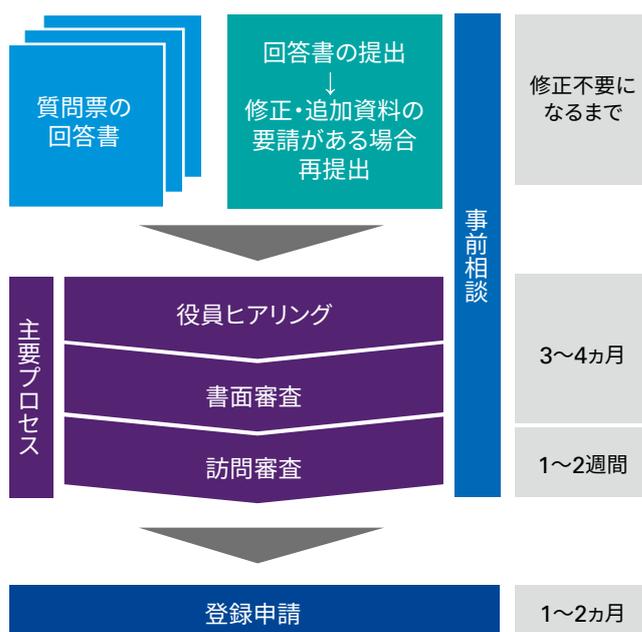
また、同じく2019年1月11日、金融庁から「仮想通貨交換業者の新規登録申請の審査プロセス及び時間的な目安」（以下「時間的な目安」という）が公表されました（図表3参照）。このような登録審査プロセスが公表されることは極めて異例であり、それだけ登録プロセスに関心を持つ者が多いことを示唆しています。

実際、「時間的な目安」の公表に先立つ2018年10月24日に「仮想通貨交換業者の登録審査プロセス」や「仮想通貨交換業者の登録審査に係る質問票」が公表された際に、仮想通貨交換業への「新規参入を希望する事業者が多様かつ多数に上る」ことから、各事業者における登録に向けた予見可能性を確保することが重要だと述べられています。

こうした登録審査プロセスの公表に加えて「時間的な目安」が公表されたことは、登録申請業者にとってより重要な事項が、規制水準の厳しさよりも、登録までに必要な時間の予見可能性にあったことを示していると考えられます。

したがって、現在は「多様かつ多数の」仮想通貨交換業者が市場に参入するターニングポイントとなり、仮想通貨を巡る市場が進展していく新たなステージに入ったとみることができます。

図表3 仮想通貨交換業者の新規登録申請の審査等に係るプロセス及び時間的な目安



出所：金融庁資料を基にKPMG作成

1 本号特集の座談会に参加された中島真志氏は当該研究会メンバーの一人である。

3. 多様な新規の仮想通貨交換業登録を申請する業者

どのくらい「多数の」仮想通貨交換業者が市場に参入してくるかわかりませんが、これは仮想通貨交換業登録について金融庁に問い合わせた業者数が1つの目安になります。これには190社という数字が挙げられています。しかし、単純な問い合わせも含まれていることから、実態を適切に表しているとは言えません。

実際に金融庁と質問票と回答書のやり取りを開始している、言い換えると相当程度市場参入に真剣に取り組んでいる業者数は、一説によると30社強だと言われています。こちらのほうがより潜在的な新規参入業者数として適切と言えるでしょう。

ただし、上述の30社強がただちに新規登録され、登録業者数が急激に増加することはないでしょう。新たに仮想通貨交換業登録が見込まれる業者は、本年1月に登録したコインチェック株式会社を含めて、今夏までに10社程度と言われています。

その「10社」と言われている目安の1つが、自主規制団体である日本仮想通貨交換業協会に第二種会員として登録している業者であることです。同協会の会員区分には、登録済み仮想通貨交換業者を対象とする第一種会員のほかに、仮想通貨交換業登録を目指す第二種会員があります。これは、第二種会員は一定の要件を満たす登録の見込みが高い業者と言われています。2019年2月1日現在の第二種会員は、**図表4**のとおりです。

図表4 日本仮想通貨交換業協会に入会した第二種会員

2019年1月4日付

- コインチェック株式会社(2019年1月11日に金融庁への仮想通貨交換業登録を受けて第一種会員に変更)
- 楽天ウォレット株式会社(旧みんなのビットコイン株式会社)
- 株式会社LastRoots
- LVC株式会社(LINE株式会社の孫会社)
- コイネージ株式会社

2019年2月1日付

- マネーフォワードフィナンシャル株式会社
- オーケーコイン・ジャパン株式会社
- 株式会社マーキュリー
- FXcoin株式会社
- 株式会社ディーカレット(株式会社インターネットイニシアティブの持分会社)

上記第二種会員のビジネスモデルを見ると、新規参入する仮想通貨交換業者がどのくらい「多様」かがわかります。たとえば、仮想通貨交換業に関連して、公表されているメッセージには次のようなものがあります(**図表5**参照)。

図表5 仮想通貨ビジネスに関する主な企業のコメント

- トークンエコノミーとは、その中で発行・流通する独自トークンを中心とする経済圏です(出所:LINE株式会社、2018年8月31日リリース文より抜粋)。
- 将来的にはEコマースや実店舗での決済、P to Pでの決済手段として、仮想通貨による決済機能の役割が大きくなっていくと見込んでいます(出所:楽天株式会社、2018年8月31日)。
- 仮想通貨をはじめ、銀行が独自に発行するデジタル通貨など多数のデジタル通貨を利用して、24時間365日リアルタイムでの取引・交換、ECサイトや実店舗での決済、電子マネー・モバイル決済サービスへのチャージを可能にします(出所:株式会社インターネットイニシアティブ、2018年1月25日)。

II. エコシステムの拡大と課題

1. トークン発行、カストディ及び流通市場とエコシステム

仮想通貨交換業者のビジネスモデルの「多様化」も進んでいます。また、「トークンの多様化」も進展していくでしょう。この進展について、ここでは2つの前提を確認しながら考察します。

前提の1つ目は、「トークン」の最も特徴的な機能に、価値を表象する記録(研究会報告書では「トークン表示権利」と記載)を電子的に移転可能にすることがあります。既存の仲介業者等の第三者が管理する口座残高等のデータの書換えによる価値記録の移転と比較すると、「第三者が不要である」「安価でシステムを構築できる可能性がある」などのメリットが挙げられます。

前提の2つ目は、経済活動は商品・サービス(以下「商品等」と表記)という価値の移転と、その対価の支払いとしての財産的価値の移転という2つの価値移転で成立しているということです。初期の仮想通貨は、後者の財産的価値の移転を担うトークンとして発行されながら、現実には前者の商品として扱われ、法定通貨で対価の決済を行う取引が主流でした。これらの前提を踏まえつつ、「トークンの多様化」とは、上述の商品等の側で既存の商品等のトークン化が進む形やまったく新しい商品等が生まれることを意味します。

とはいえ、既存の商品等のすべてがトークン化可能というわけではありません。トークン化の難易度は、商品等の形態等によって変わり、たとえばイベントの入場チケットなど紙などに権利を表象するものはトークン化しやすい商品等となります。そういう意味では、株式や投資信託などの金融商品もトークン化しやすいと言えますが、規制の観点から実用化は容易ではありませんでした。いずれにしても、トークンの「発行」に係る制度が整備されることにより、さまざまな主体が安価にトークンを発行してビジネスに活用する機会が生まれると考えられます。

ただし、現在の商品等と同様に、実際に市場が形成されるためにはさまざまなエコシステムが必要になります。発行以外の代表的な機能は、保管と流通市場です。たとえば、仮想通貨の売買は、従来の世界における為替取引に当てはめてみると、為替取引が顧客と銀行の2者で完結し、大きなエコシステムが不要であるのと同様、仮想通貨売買もまた、顧客と仮想通貨交換所の2者で完結します。

これが、従来の世界における株式売買の場合、発行企業と顧客のほかに、証券会社、取引所、証券保管振替機構、信託銀行、銀行といったエコシステムが必要になります。同様に、トークンの世界でもトークン発行企業だけでなく、仮想通貨交換所、カストディ業者、ブロックチェーン基盤、ウォレット業者等のエコシステムが必要になります。

今回の法改正ではこうしたエコシステムに係る制度が整備されるため、今後はトークンの「多様」な活用が進むと考えられます。

2. トークンを活用したビジネス例

安価に電子的な価値の移転が可能になったことを活用して、従来の制度・エコシステムでは実現できなかった商品等をトークンを活用してビジネスにするという展開も考えられます。たとえば、トークン発行者がトークン発行による資金調達で収益不動産を購入し、トークン保有者が事業収益の分配を受け取るというビジネスです。一見REITでもできそうですが、1棟1億円の不動産を、最低投資金額1,000円で最大10万人に販売するというビジネスモデルは、現在のエコシステムでは実現困難です。しかし、トークンを使えば、実現可能性はかなり高まります。分配する収益をビットコインなど換金性の高い仮想通貨やステーブルコインなどにしたり、賃料の支払いをビットコインやステーブルコインに限定したり、法定通貨と比べて仮想通貨による支払はディスカウントするなどで、実現性はさらに高まるでしょう。

この仕組みを応用すると、たとえば、地方自治体や地方金融機関が発行者となって、地域通貨でトークンの売買を行ったり、収益分配を行うことも考えられます。また、投資対象を不動産ではなく、一定区画の農産物の収穫権としてトークン化することも考えられます。

その他にも、さまざまな小口トークンを集めてポートフォリオにして、顧客ごとに異なるポートフォリオのファンドトークンを組成・販売するなど、いろいろな応用が考えられます。

3. エコシステムの拡大に向けた課題

上述のようなトークンを活用したビジネスが、制度整備によって実現可能性が高まる一方で、規制が過度に厳しい場合はそうしたビジネスが成り立たなくなり、ビジネスの芽を摘んでしまう恐れもあります。たとえば、上述の不動産収益の分配の例では、厳格な規

制が適用された場合、採算が取れなくなり、総額1億円の資金調達ではトークンを発行できないかもしれません。

また、金融商品でない商品等のトークン化については、既存の形態であれば金融規制がかかりませんが、トークン化すると「仮想通貨（暗号資産）」に該当し、資金決済法等の規制がかかってしまうといった事象が起こりかねません。このため、トークン化せず、既存の形態での商品等の販売が継続することになるかも知れません。

流通市場の規制水準も難しい課題です。上述のような小口のトークンであれば、仮想通貨交換所に取り扱ってもらうよりも、フリマサイトに出品して売却できるようにするほうが利便性は高まります。しかしながら、そうした市場も厳格な金融規制に服するとすると、海外に取引が流れてしまうかもしれません。

トークン発行者についても、株式会社に限定することなく、NPOや公的機関、個人、有志の集まりまで幅広い形態が許容される必要があると考えます。

これだけの多様な活用方法があるなか、トークン発行に際して求められる事業の実現可能性等に関する審査についても、柔軟なものにする必要があります。たとえば、現在でもユーザーによるカスタマーレビューは多くの人が活用しています。

さらに別の観点での課題として、商品等のトークン化がもたらす流動性とマネーロンダリング対策があります。トークン化すると、これまでは流動性が乏しかった商品等も財産的価値の移転に使えるようになります。このことはマネロン対策の観点からみると、資金洗浄手段が無数に増えることを意味します。そのため、マネロン対応は、規制アプローチを根本的に見直すことに繋がる可能性があります。

いずれにせよ、トークンに係るエコシステムの進展により、多くのビジネスモデルが構造的な転換を迎えることになるでしょう。企業は、こうしたビジネス環境の変化を的確に把握し、トークンを活用したビジネスについて積極的に検討していくことが肝要です。

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMGジャパン

フィンテック推進支援室

副室長 シニアマネジャー 保木 健次

TEL : 03-3548-5125 (代表電話)

kenji.hoki@jp.kpmg.com

日本と諸外国の仮想通貨税制

KPMG税理士法人

FinTech 税理士

パートナー 渡邊 直人

マネジャー 松浦 尚人

日本では、平成29年に「ビットコインを所有することにより利益が生じた場合の課税関係」と「仮想通貨に関する所得の計算方法等について（情報）」が国税庁から公表され、個人所得税に関する税務上の取扱いは示されていましたが、法人が仮想通貨を保有して取引している場合の取扱いについてはこれまで示されていませんでした。そのため、既存の法人税法の枠組みのなかでその取扱いを考える必要がありました。この点に関して、昨年末に自由民主党・公明党から公表された平成31年度税制改正大綱のなかで、法人が仮想通貨を保有している場合の期末評価や譲渡損益等の法人税法上の取扱いについて示されました。そこで、ここではその内容について解説するとともに、諸外国の仮想通貨税制として、仮想通貨取引の拠点として活用されているスイスの税制の概要をご紹介します。

最後に、KPMGでは仮想通貨の分野に関してCRYPTONITEというブロックチェーンインフラを提供しているため、そちらについてもご紹介します。

なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



渡邊 直人
わたなべ なおと



松浦 尚人
まつら なおと

point 1

日本の法人税法上の取扱い

期末評価：活発な市場が存在する仮想通貨に関しては時価評価の対象
譲渡損益：譲渡契約日の属する事業年度に原則として移動平均法により計算

point 2

ICOに係るスイス課税上の取扱い

原則としてICOによる調達額はトークン発行時に課税対象となるが、ICO対象事業の開発期間中は引当金による費用計上が認められる

point 3

年間取引報告書の提供

記載内容が統一され、年間の取引情報が集計された「年間取引報告書」が仮想通貨交換業者から提供される

point 4

シンガポールにおける仮想通貨税制

事業取引や事業として生じる所得は課税対象となるが、長期投資目的で取得・譲渡した場合にはCapital Gainとして非課税となる

1. 仮想通貨の本邦税務上の取扱い

1. 現状の取扱い

日本では、平成29年に「ビットコインを所有することにより利益が生じた場合の課税関係」と「仮想通貨に関する所得の計算方法等について（情報）」が国税庁から公表され、個人が仮想通貨を保有している場合、課税されるタイミングや所得区分と所得金額の計算方法について公表され、個人が確定申告を行うにあたっての一定の指針が示されました。その一方で、法人が保有している場合の取扱いについては公表されていなかったため、従来は企業会計基準委員会が2018年3月14日に公表した実務対応報告第38号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」（以下「実務指針」という）、及び既存の法体系の枠組みのなかで解釈することになると考えられていました。

2. 平成31年度税制改正大綱

平成30年12月14日、自由民主党及び公明党から平成31年度税制改正大綱が公表され、仮想通貨に関する取扱いが示されました（**図表1**参照）。以下はその概要についてまとめたものとなりますが、本稿執筆時点（平成31年1月31日）では具体的な法案は公表されていないため、詳細な取扱いについては今後施行される法律内容をご確認ください。

(1) 期末評価

法人が事業年度末に有する仮想通貨のうち、「活発な市場」が存在する仮想通貨については、時価評価により評価損益を計上することとされました。

なお、「活発な市場」の定義については言及されていないものの、これは実務指針で時価評価の対象となる仮想通貨の範囲として用いられている「活発な市場」と同じ文言となっています。そして実務指針では、「活発な市場」のことを「仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者の保有する仮想通貨について、継続的に価格情報が提供される程度に仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われている場合をいうものとする」と示しています。法人税法上もこの会計上の定義を参照することが予想されますが、今後の法律内容を確認する必要があります。

(2) 譲渡損益

法人が仮想通貨を譲渡した場合の譲渡損益については、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度に計上することとなります。また、その譲渡に係る譲渡原価の額を計算する場合における1単位当たりの帳簿価額の算出方法は移動平均法（法定算出方法）又は総平均法による原価法とされます。

図表1 仮想通貨の取扱い

(1)	期末評価	活発な市場が存在する仮想通貨については、時価評価により評価損益を計上	
(2)	譲渡損益	計上時期	譲渡に係る契約をした日の属する事業年度
		譲渡原価（1単位当たりの帳簿価額）の算出方法	以下のいずれかの方法 <ul style="list-style-type: none"> 移動平均法による原価法（法定算出方法） 総平均法による原価法
(3)	信用取引等	事業年度末に有する未決済の仮想通貨の信用取引等については、事業年度末に決済したものとみなして計算した損益相当額を計上	

【適用時期】 2019年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用

【経過措置】 2019年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については、会計上仮想通貨につき時価評価していない場合には、上記(1)及び(3)を適用しないことができる

譲渡契約日の属する事業年度において譲渡損益を認識するという取扱いは、有価証券の譲渡損益の認識時期と同じであり、法的な所有権が移転するタイミングをもって課税を行うという従来の考えに沿っています。また、移動平均法を原則としつつも総平均法の適用を認めていることは、個人における所得税計算上の取扱いと平仄があった処理となっています。

(3) 信用取引等

事業年度末に有する未決済の仮想通貨の信用取引等については、事業年度末に決済したものとみなして計算した損益相当額を計上することとなります。これは事業年度末に未決済である株式等に係る信用取引の取扱いと平仄があった処理となっています。

(4) 適用時期

上記(1)～(3)の改正点は、平成31年4月1日以後に終了する事業年度から適用されますが、経過措置として、平成31年4月1日前に開始し同日以後に終了する事業年度については、会計上仮想通貨につき時価評価していない場合に限り、上記(1)及び(3)の取扱いを適用しないことができます。又、(2)に関しては、2019年4月以後最初に終了する事業年度（改定事業年度）前の事業年度において仮想通貨の譲渡に係る契約をし、かつ改正事業年度以後の事業年度に置いてその引渡しをする機会、その引渡しの日の属する事業年度に譲渡損益を計上することとなります。

(5) まとめ

法人税法上の取扱いについて、仮想通貨固有の取扱いが明記されたというよりは、既存の資産についてすでに適用されている法人

税法上の取扱いと平仄をあわせるような形で、その取扱いが明文化されたような内容となっています。また、会計と同様、ICO (Initial Coin Offering) に関してはその取扱いが定かではなく、引き続き動向を注視する必要があると考えます。

3. 納税環境整備

(1) 「年間取引報告書」

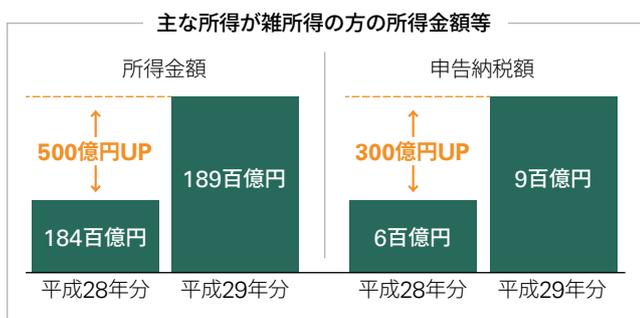
国税庁は、仮想通貨保有者が正しい申告納税額の計算を行えるように、課税所得計算のルールを明確化するのと同時に、納税環境の整備にも取り組んでいます。

2017年分の所得に係る確定申告者のうち公的年金等以外の雑所得に係る収入金額が1億円以上ある人のうち、仮想通貨取引による収入があると判別できた人数は331人であると、国税庁は公表しています。また、財務省の「経済社会のICT化等に伴う納税環境整備のあり方について（意見の整理）」によると、主な所得が雑所得である人の所得金額と申告納税額は、前年（平成28年）よりも大幅に増加しています（図表2参照）。

■ 図表2 仮想通貨取引による所得の申告状況

公的年金等以外の雑所得に係る収入金額が1億円以上の人数

平成28年分	平成29年分	仮想通貨取引による収入があると判別できた方
238人	549人	331人



出所：財務省「参考資料 経済社会のICT化等に伴う納税環境整備のあり方について（意見の整理）」

こうした納税者自身による適正な納税義務の履行を後押しする環境整備を図るため、2018年11月21日に、仮想通貨に関するFAQと併せて、仮想通貨交換業者から交付される「年間取引報告書」を活用した簡便的な所得計算ができる仕組みが公表されました。

従来は、納税者が各仮想通貨交換業者から必要な情報を集めて、収入金額と必要経費を計算して確定申告書を作成する必要がありました。たとえば、年間の取引件数が100件であれば、その100件す

べてを集計して、確定申告書類を作成しなければなりません。それが今後は、すべての仮想通貨交換業者から記載内容が統一された「年間取引報告書」が提供され、年間の取引情報がすでに集計されている情報を入手することができます。

「年間取引報告書」には、仮想通貨の種類ごとに期中購入数量及び金額、期中売却数量及び金額、仮想通貨の証拠金取引、支払手数料の情報等が記載されています。そのため納税者は、その記載内容を国税庁HPで提供されている仮想通貨の計算書（Excel Form）に入力するだけで、申告書作成に必要な収入金額と必要経費の金額を得ることができます。

(2) KPMG「CRYPTONITE」

KPMGでは日本、中国、豪州の3カ国でブロックチェーンインフラの構築を試みるプロジェクトに取り組んでいます。その一つとして仮想通貨の分野においては、KPMGオーストラリアでCRYPTONITEという仮想通貨の税金計算の仕組みであるAPIをリリースしています。

具体的には、ユーザーが仮想通貨取引を行っている仮想通貨交換業者のシステムにログインして税金計算を要求すると、その仮想通貨交換業者からCRYPTONITEに提供されたユーザーの取引情報に基づきオーストラリアの税法に従ってプログラミングされた計算が稼働し、計算結果をユーザーに提供するというものです。このシステムは、すでにマネーゾードサービスとして稼働しています。

II. スイスにおける税務上の取扱い

ICOを行った場合の取扱い

日本でICOを行った場合の課税上の取扱いは、会計及び税務のいずれにおいてもその取扱いが不明瞭です。ただし、ICOの土台となるホワイトペーパーの内容や、発行されるトークンの性質に応じて課税上の処理が考えられる点は、KPMG Insight Vol.32 (Sep. 2018) 経営トピック③「仮想通貨に係る税制と今後」において言及したとおりです。

ところで、ICOを検討している事業者のなかには、日本国外でICOを実行することを検討しているケースもあります。そこで、ここでは仮想通貨取引の拠点として活用されているスイスにおいてICOを実行した場合、トークン発行体における現地税務上の取扱いについて、Cantonal Tax Administration of Geneva（以下「AFCEG」といふ）と呼ばれるスイス・ジュネーブ州の課税当局が公表しているガイドラインに基づいて説明していきます¹。

1 Guide: Initial Coin Offerings (ICOs) in the Canton of Geneva/ 17 October 2018 Edition/ REPUBLIC AND STATE OF GENEVA, Department of Security, Directorate General for Economic Development, Research and Innovation

(1) Issuing Event (トークン発行時)

AFCGEは、トークン発行体における取扱いとして、トークンの発行の対価として受領する金融資産（つまり仮想通貨）は課税所得を構成するものとして取り扱うこととしており、トークンの性質（Payment Token（支払手段）、Utility Token（サービス利用権）、Asset Token（発行体に対する請求権））に関わらず適用されます。

ただし、トークン発行体がICOにより調達した資金を、ICOの目的とする事業の運営費用や研究開発等に充当することを正式にコミットしている場合には、ICOによる資金調達額を上限に、損益計算書上引当金を計上することが認められます。

スイスでは、税法上、税法における別段の定めがある場合等を除き、原則として課税所得計算は会計処理に従うことが示されています。つまり、会計上でICOによる資金調達額を上限に引当金を計上することは、税務上も損金として取り扱われることとなり、結果としてICOにより受領した資金に係る課税所得との相殺効果を有すると考えます。

(2) Development Phase (ICO目的事業の開発段階)

ICOの目的となる事業の開発段階が始まり、ICOにより調達した資金が投下されていくとき（AFCGEと事前に合意した期間がある場合にはその期間を超えたとき）、上記（1）により計上された引当金は取り崩さなければいけません。

一方で、事業の開発段階で生じる費用は、取崩額に応じて会計上費用として計上されます。そして、事業の開発段階が終了した段階で、引当金が残っている場合には、すべてを取り崩して会計上の収益とする必要があります。また、開発費用がICOによる調達額を下回る場合には、結果としてその下回る部分が課税所得を構成します。

(3) その他

Asset Tokenのようにトークンがその保有者に発行体に対する特別な権利を与えている場合には、AFCGEと連携して上記の取扱いにつき事前分析を行う（タックスルーリングを取得する）ことができるだろうと考えます。なお、AFCGEとICO発行体に対して法的拘束力を有するタックスルーリングを取得する場合には、対象となるICOの実行前に、ジュネーブ税務当局のウェブサイト上で要求される情報を記載し、ICOのストラクチャーを鑑みたタックスルーリングを事前申請することが認められています。

一般的に、ジュネーブ州の法人の課税所得は約24.2%の実効税率により課税されますが、法人の主たるビジネスがスイス国外で行われている場合には約12%の実効税率により課税されます。

ただし、上記の主たるビジネスがスイス国外で行われている法人に対する約12%の実効税率の適用制度は間もなく廃止され、国際標準の課税方式に準拠した制度が導入される予定です。結果として、ジュネーブ州の課税当局は、税制改正を通して原則として

2020年までに、すべての法人に対して一律13.79%による実効税率を導入することを検討しているとのことです。

III. シンガポールにおける税務上の取扱い

シンガポールでは仮想通貨取引に関する税務上の取扱いに関する情報が限定的であり、現在シンガポール課税当局Inland Revenue Authority of Singapore（以下「IRS」という表記）が公表している法人の取扱いに関する情報は以下のとおりです。

(1) 支払手段としての仮想通貨

原則として、商品や役務提供の対価として仮想通貨を受領した場合には、当該商品や役務提供のシンガポールドルでの取引価額を基礎として売上を認識します。なお、商品や役務提供が仮想通貨を対価としてしか取引されていない場合には、取引時点における仮想通貨の時価を使用することができます。

(2) 仮想通貨のトレーディングに係るCapital Gain

通常の事業取引における仮想通貨の売買による所得は、仮想通貨のトレーディングから生じた所得として課税されます（シンガポール税務上、非課税とされるCapital Gainとしては取り扱われません）。同様に、仮想通貨のマイニングと売買を行う事業から生ずる所得も課税対象となります。ただし、長期投資目的で仮想通貨を取得し譲渡等した場合には、Capital Gainとして非課税として取り扱われます。

仮想通貨の譲渡等から生じる所得がトレーディング損益かCapital Gainのいずれに該当するかの判断は、保有目的、取引の頻度、保有期間等の事実関係と状況に応じて個別に判断されます。したがって、実務上の取扱いについては、個別のケースに応じて判断する必要があります。

フィンテックコンテンツ

ウェブサイトでは、フィンテックに関する情報を紹介しています。
kpmg.com/jp/fintech

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMG税理士法人
 パートナー 渡邊 直人
 TEL : 03-6229-8409
naoto.watanabe@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン組織横断の ブロックチェーン専門部隊を設置

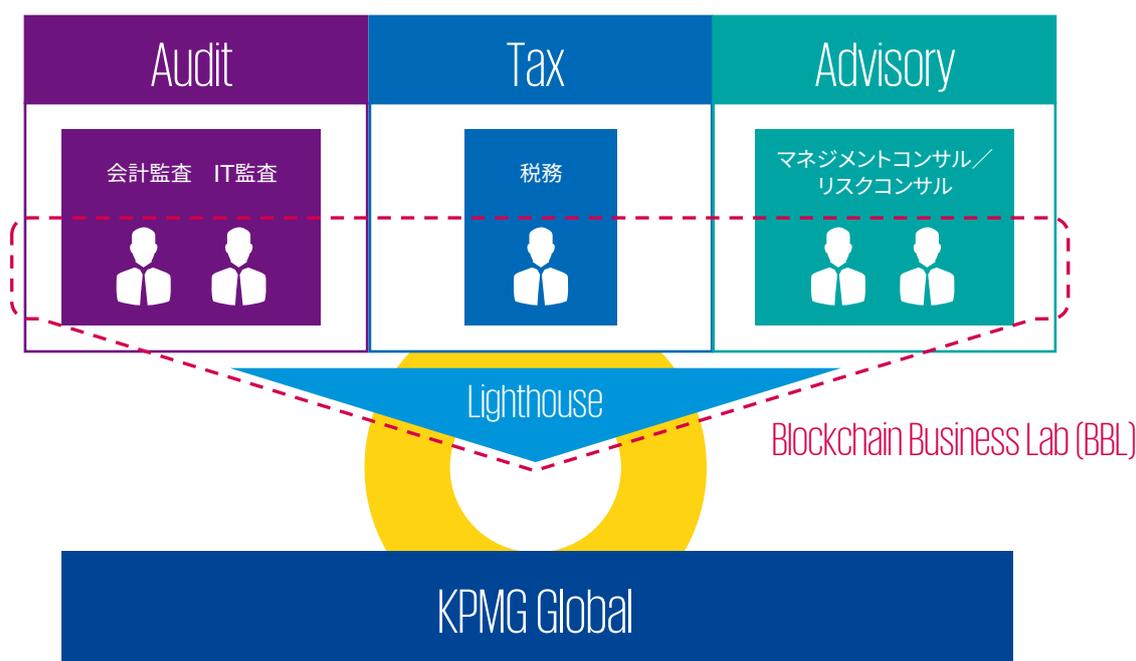
新技術による既存ビジネスの破壊が顕著になりつつある中、今後、組織を維持・拡大するために新技術を活用することはあらゆる領域で不可避となっています。

2009年に誕生したビットコインの基幹技術であるブロックチェーンも破壊的イノベーションの一つとされており、仮想通貨やFinTechの領域を越え、多くの業界で様々な利用が検討されています。

こうした状況を踏まえ、KPMGジャパンでは監査、税務、アドバイザリーの各領域に所属しているブロックチェーンに関する専門家を統合し、ブロックチェーンビジネスラボ（BBL）を設置しました。BBLは、ブロックチェーンビジネスに対する会計監査、IT監査、内部統制支援、税務支援、リスク／マネジメントコンサルサービスを横断的に展開するとともに、KPMGイグニション東京内のLighthouseを含めたKPMGグローバルネットワークで得られた知見を有効に活用することで国内外のナレッジを共有し、高い専門性を有するサービス提供が幅広い分野で可能となっています。

KPMGは、これまで、海外においてクラウド型ブロックチェーンプラットフォーム上にトレーサビリティ・アプリケーションを構築するなど、既に価値あるソリューションを展開しています。また、KPMGジャパンでも、同プラットフォーム上にビットコインやイーサリアムをはじめとする主要な仮想通貨の取引状況や残高を可視化する仮想通貨取引分析システムを構築することで、仮想通貨やトークンに関する監査を迅速に提供できる仕組みを構築しています。

KPMGジャパンは、ブロックチェーンについて今後もさらなるサービスメニューの拡充・強化を行い、幅広いクライアントニーズに対応していきます。



「ブロックチェーンビジネスラボ (BBL)」について

所在地 東京都千代田区大手町1-9-5
大手町フィナンシャルシティサウスタワー
KPMGコンサルティング株式会社内

設置日 2019年3月1日

お問合せ先

メールアドレス: BBL_Contact@jp.kpmg.com

ウェブサイト <http://kpmg.com/jp/blockchain>

2019年3月期決算の留意事項（会計）

有限責任 あずさ監査法人
 会計プラクティス部
 シニアマネジャー 三宮 朋広
 マネジャー 吉原 智子

2019年3月期決算においては「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等が適用されます。また、その他にも2019年3月期決算より原則適用又は2019年3月期決算において早期適用可能な会計基準等があります。さらに、2019年1月31日に公表されている開示府令の改正の一部の項目は2019年3月期決算からの原則適用、それ以外の項目についても早期適用可能とされています。

なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



三宮 朋広
さんのみや ともひろ



吉原 智子
よしはら ともこ

point 1

2019年3月期決算において原則適用となる会計基準等

2019年3月期決算において原則適用となる会計基準等は、次の通りである。

- ①「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等
- ②「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」
- ③「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」

point 2

2019年3月期決算において早期適用可能な会計基準等

2019年3月期決算において早期適用可能な会計基準等は、次の通りである。

- ①「収益認識に関する会計基準」等
- ②改正「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」等

point 3

翌期以降に適用される会計基準等

改正「企業結合に関する会計基準」等

point 4

2019年3月期決算において適用される開示ルール等

「企業内容等の開示に関する内閣府令」

I. 税効果会計の改正に関する概要

企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という）より、2018年2月16日に、企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（以下「税効果会計基準一部改正」という）、企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」、改正企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」、企業会計基準適用指針第29号「中間財務諸表等における税効果会計に関する適用指針」が公表されました。これらの会計基準等は、2018年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することが原則とされています。

1. 会計処理に関する改正

会計処理に関しては、主に次の改正がなされています。

項目	改正前	改正後
個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い	繰延税金負債を計上する。	親会社又は投資会社がその投資の売却等を当該会社自身で決めることができ、かつ、予測可能な将来の期間に、その売却等を行う意思がない場合を除き、繰延税金負債を計上する。
(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い	繰延税金資産の全額について回収可能性があるものとする。	原則として、繰延税金資産の全額について回収可能性があるものとする（「原則として」を追加）。

2. 表示に関する改正

繰延税金資産及び繰延税金負債の表示に関しては、次の改正がなされています。

項目	改正前	改正後
繰延税金資産	関連した資産・負債の分類に基づき、流動資産又は投資その他の資産	投資その他の資産
繰延税金負債	関連した資産・負債の分類に基づき、流動負債又は固定負債	固定負債

税効果会計基準一部改正の適用初年度において、同基準の適用は表示方法の変更として取り扱われるため、比較情報については新たな表示方法に従い組替えを行う必要があります。

なお、開示に関する府令及び省令についても次の改正が行われています。

- 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等（2018年3月23日公表）
- 「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（2018年3月26日公表）

3. 注記に関する改正

(1) 評価性引当額の内訳に関する情報

税効果会計基準一部改正においては、従来の繰延税金資産の発生原因別の主な内訳の注記（以下「発生原因別の注記」という）における評価性引当額に関する情報について、次の項目の追加がなされています。

a. 評価性引当額の内訳に関する数値情報

発生原因別の注記として税務上の繰越欠損金を記載している場合であって、当該税務上の繰越欠損金の額が重要であるときは、繰延税金資産から控除された額（評価性引当額）は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額と将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額に区分して記載する。

b. 評価性引当額の内訳に関する定性的な情報

評価性引当額（合計額）に重要な変動が生じている場合、当該変動の主な内容。

なお、連結財務諸表を作成している場合、上記bについては個別財務諸表において記載を要しない。

上記aは、従来の発生原因別の注記では評価性引当額の合計額のみを注記していますが、これを2つに区分した情報も追加的に注記するものです。

なお、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額の区分には、繰越外国税額控除や繰越可能な租税特別措置法上の法人税額の特別控除等を含めることが明らかにされています。

(2) 繰越欠損金に関する情報

税効果会計基準一部改正においては、繰越欠損金に関する情報について、次の項目が追加されています。

発生原因別の注記として税務上の繰越欠損金を記載している場合であって、当該税務上の繰越欠損金の額が重要であるときは、次の事項を記載する。

a. 繰越欠損金に関する繰越期限別の数値情報

- 税務上の繰越欠損金の額に納税主体ごとの法定実効税率を乗じた額
- 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額
- 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の額

b. 繰越欠損金に関する定性的な情報

- 税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上している場合、税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を回収可能と判断した主な理由。

なお、連結財務諸表を作成している場合、前記a及びbともに個別財務諸表において記載を要しない。

なお、適用初年度における経過的な取扱いとして、税効果会計基準一部改正により追加された注記事項については比較情報に記載しないことができるとされています。

また、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等（2018年3月23日公表）において、注記に関しても会計基準に合わせた改正がなされています。

II. 従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの概要

2018年1月12日に、ASBJより、実務対応報告第36号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(以下「実務対応報告第36号」という)が公表されており、2018年4月1日以後適用されています。

1. 公表の背景

近年、企業がその従業員等に対して権利確定条件が付されている新株予約権を付与する場合に、当該新株予約権の付与に伴い当該従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込む取引が見られます。しかし、このような新株予約権（以下「権利確定条件付き有償新株予約権」という）が、ストック・オプションに該当するのか、企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」(以下「複合金融商品適用指針」という)の範囲に含まれるものであるのか必ずしも明確ではありませんでした。企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」(以下「ストック・オプション会計基準」という)の適用範囲に含まれるか否かで、費用処理の要否が変わりうるため、会計処理の明確化が望まれ、実務対応報告第36号が公表されました。また、実務対応報告第36号の公表に伴い、複合金融商品適用指針の改正がなされています。

2. 会計処理

従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引の会計処理は、ストック・オプション会計基準に定める取扱い

によることとしています。具体的には、権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上し、権利確定条件付き有償新株予約権の公正な評価額から当該払込金額を差し引いた金額のうち、対象勤務期間を基礎とする方法その他の合理的な方法に基づき当期に発生したと認められる額を各会計期間における費用として計上します。

3. 開示

従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する注記は、ストック・オプション会計基準及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」で求められる注記事項に従って行います。

4. 経過措置

実務対応報告第36号適用時の経過措置の扱いは次の通りです。

原則	遡及適用
経過措置	<p>実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続することができる。この場合、「3. 開示」の注記事項に代えて当該取引について次の事項を注記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 権利確定条件付き有償新株予約権の概要(各会計期間において存在した権利確定条件付き有償新株予約権の内容、規模(付与数等)及びその変動状況(行使数や失効数等))。ただし、付与日における公正な評価単価は記載不要。 ● 採用している会計処理の概要

実務対応報告第36号の適用初年度において、これまでの会計処理と異なることとなる場合及び前記の経過措置を適用し従来採用していた会計処理を継続する場合、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱われます。

III. 資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い

2018年3月14日に、ASBJより、実務対応報告第38号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」(以下「実務対応報告第38号」という)が公表されており、2018年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用することとされています。

実務対応報告第38号は、2016年に改正された「資金決済に関する法律」(平成21年法律第59号。以下「資金決済法」という)に規定される仮想通貨を対象として、必要最小限の項目について、実務上の取扱いを明らかにすることを目的としています。なお、自己(自

己の関係会社を含む)の仮想通貨を発行した場合の会計処理については実務対応報告第38号では扱っていません。

1. 仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が保有する 仮想通貨

(1) 期末における仮想通貨の評価に関する会計処理

① 活発な市場が存在する場合

市場価格に基づく価額をもって当該仮想通貨の貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は当期の損益として処理します。

② 活発な市場が存在しない場合

取得原価をもって貸借対照表価額とします。期末における処分見込価額(ゼロ又は備忘価額を含む)が取得原価を下回る場合には、当該処分見込価額をもって貸借対照表価額とし、取得原価と当該処分見込価額との差額は当期の損失として処理します。

(2) 活発な市場が存在する仮想通貨の市場価格

活発な市場が存在する仮想通貨の期末評価において、保有する仮想通貨の種類ごとに、通常使用する自己の取引実績の最も大きい仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所における取引価格等を用いることとされています。

(3) 仮想通貨の売却損益の認識時点

仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者は、仮想通貨の売却損益を当該仮想通貨の売買の合意が成立した時点において認識することとされています。

2. 開示

(1) 表示

仮想通貨の売却取引を行う場合、当該仮想通貨の売却取引に係る売却収入から売却原価を控除して算定した純額を損益計算書に表示することとされています。

(2) 注記事項

仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が期末日において保有する仮想通貨、及び仮想通貨交換業者が預託者から預かっている仮想通貨について、重要性がない場合を除き、所定の注記をすることとされています。

IV. 収益認識に関する会計基準等の概要

2018年3月30日に、ASBJより、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(以下合わせて「収益認識基準等」という)が公表されました。適用時期は原則として2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することとし、別途早期適用の定めを設けていますので、2019年3月期も早期適用可能となっています。

収益認識基準等では、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」と同様に、基本となる原則に従って収益を認識するために5つのステップを適用し、約束した財又はサービスの顧客への移転を当該財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように、収益の認識を行うこととされています。

1. 基本的な収益認識の流れ

(1) 契約の識別(ステップ1)

収益認識基準等は、顧客との個々の契約を対象として適用されるため、ステップ1では契約の識別を行います。そのほか、契約の結合、契約変更に係る会計処理を定めています。

(2) 履行義務の識別(ステップ2)

収益の認識は原則として各履行義務単位で行うため、ステップ2では履行義務の識別を行います。ここで履行義務とは、顧客との契約において、別個の財又はサービス(又は、一連の別個の財又はサービス)を移転する約束であるとされています。企業は契約における取引開始日に、顧客との契約において約束した財又はサービスを評価し、それぞれについて履行義務として識別します。

(3) 取引価格の算定(ステップ3)

ステップ3では、契約ごとの取引価格を算定します。取引価格とは、財又はサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ると見込む対価の額であるとされています。

取引価格の算定にあたり、ステップ3では変動対価、重要な金融要素、現金以外の対価、顧客に支払われる対価に係る会計処理を定めています。

(4) 履行義務への取引価格の配分(ステップ4)

ステップ4では、取引価格の各履行義務への配分を検討します。契約が複数の履行義務から構成されている場合、履行義務の基礎となる財又はサービスの独立販売価格の比率に基づき、契約において識別された履行義務のそれぞれに取引価格を配分します。

(5) 履行義務の充足による収益の認識 (ステップ5)

ステップ5では、収益の認識時点と認識方法を検討します。収益認識基準等では、約束した財又はサービスの顧客への移転より、各履行義務を充足した時に、又は充足するにつれて収益を認識するとされているため、履行義務の充足が「一時点」又は、「一定の期間にわたる」のいずれに該当するかについて検討します。

履行義務が一時点で充足される場合、収益は履行義務が充足された時点で認識されます。一方、履行義務が一定の期間にわたり充足される場合、収益は一定の期間にわたって認識されます。

一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識します。

2. 代替的な取扱い

以下の項目については従来の実務等を考慮した代替的な取扱いが定められています。

- 契約変更における重要性が乏しい場合の取扱い
- 履行義務の識別について顧客との契約の観点で重要性が乏しい場合の取扱い
- 出荷及び配送活動に関する会計処理の選択
- 期間がごく短い工事契約及び受注制作のソフトウェア
- 船舶による運送サービス
- 出荷基準等の取扱い
- 契約の初期段階における原価回収基準の取扱い
- 重要性が乏しい財又はサービスに対する残余アプローチの使用
- 契約に基づく収益認識の単位及び取引価格の配分
- 工事契約及び受注制作のソフトウェアの収益認識の単位
- 有償支給取引

3. 表示及び注記事項

収益認識基準等では当面（収益認識基準等を早期適用した場合を含む）は、必要最低限の定めを除き基本的に注記事項を定めず、収益認識基準等が強制適用される時まで、表示及び注記事項の定めを検討することとなっています。なお、主な表示及び注記に関する必要最低限の定めは以下の通りです。

- 契約資産、契約負債又は債権は、適切な科目をもって貸借対照表に表示。ただし早期適用時の経過措置として、契約資産と債権を貸借対照表において区分表示せず、かつ、それぞれの残高を注記しないことが可能。
- 主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)を注記。

V. 改正実務対応報告第18号の概要

1. 改正の概要

2018年9月14日に、ASBJより、改正実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」(以下「改正実務対応報告第18号」という)等が公表されました。

改正実務対応報告第18号は、在外子会社等において、IFRS第9号「金融商品」を適用し、資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合に、連結決算手続上、当該資本性金融商品の売却損益相当額及び減損損失相当額を当期の損益として組替調整することを、当面の取扱いに定める修正項目として追加しています。

2. 適用時期等

原則	2019年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用。
例外	公表日以後最初に終了する連結会計年度において早期適用可。 2020年4月1日以後開始する連結会計年度の期首又は在外子会社等が初めてIFRS第9号「金融商品」を適用する連結会計年度の翌連結会計年度の期首から適用可。

VI. 改正「企業結合に関する会計基準」等の概要

1. 改正の概要

2019年1月16日に、ASBJより、改正企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」(以下「改正企業結合会計基準」という)等が公表されました。

改正企業結合会計基準は、企業結合契約締結後の将来の特定の事象又は取引の結果に依存して対価の一部の返還を受ける場合も条件付取得対価に含まれることを明確化することに加え、将来の業績に依存する条件付取得対価においては、対価の一部の返還を受ける場合においても追加的に交付又は引渡しを行う条件付取得対価と基本的に同様の会計処理をすることとしています。

また、企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」と記載内容の整合性を図るため及び分割型会社分割のみなし事業年度が廃止されたことへの対応を図るため、企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(以下「改正結合分離適用指針」という)の記載内容を改正しています。

2. 適用時期等

2019年4月1日以後開始する事業年度の期首以後実施される組織再編から適用されます。よって、2019年3月期には適用されません。

なお、改正企業結合会計基準及び改正結合分離適用指針の適用前に行われた企業結合及び事業分離等の会計処理の従前の取扱いについては、改正企業結合会計基準及び改正結合分離適用指針の適用後においても継続することとし、改正企業結合会計基準及び改正結合分離適用指針の適用日における会計処理の見直し及び適及的な処理は行わないこととされています。

VII. 有価証券報告書の記載に関連する開示府令の改正

2019年1月31日に、金融庁より、有価証券報告書等の記載事項を改正する、「企業内容等の開示に関する内閣府令」が公布されました。これは、2018年6月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（以下「DWG報告」という）での提言を踏まえて改正されたものです。

1. DWG報告の提言を受けての主な改正点

(1) 財務情報及び記述情報の充実

投資家が経営者の視点から企業を理解できるように、本改正では財務情報及び記述情報の充実として、MD&A（経営者による財務・経営成績の分析）やリスク情報に関する経営者の認識や会計上の見積りや見積りに用いた仮定について、不確実性の内容やその変動により経営成績に生じる影響等に関する経営者の認識の記載が新たに求められます。

(2) 建設的な対話の促進に向けた情報の提供

役員報酬に係る開示については、報酬プログラムの説明（業績連動報酬に関する情報や役職ごとの方針等）、プログラムに基づく報酬実績等の記載の開示が新たに求められます。

また、政策保有株式に関する情報について、保有の合理性の検証方法等について開示を求めるとともに、個別開示の対象となる銘柄数の拡大等がなされます。

(3) 情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組

情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組として、監査役会等の活動状況、監査法人による継続監査期間、ネットワークファームに対する監査報酬等の開示が新たに求められます。

2. その他の改正点

本改正では、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合において、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記します。

3. 適用時期等

① 「建設的な対話の促進に向けた情報の提供」欄に記載の項目等については、2019年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用

② 上記以外の項目については2020年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用（2019年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から早期適用可）

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
TEL：03-3266-7580（代表電話）
azsa-accounting@jp.kpmg.com
担当：三宮 朋広、吉原 智子

2019年3月期決算の留意事項(税務)

KPMG税理士法人

タックステクニカルセンター

パートナー 大島 秀平

マネジャー 山崎 沙織

マネジャー 風間 綾



大島 秀平
おおしま しゅうへい



山崎 沙織
やまざき さおり



風間 綾
かざま あや

2018年度税制改正では、デフレ脱却と経済再生に向け、生産性向上のための国内設備投資と持続的な賃上げを後押しする観点から、「賃上げ及び投資の促進に係る税制」(所得拡大促進税制を改組)及び「IoT投資減税」が導入された一方、国内設備投資や賃上げに消極的な大企業に対しては、試験研究費の税額控除制度等の適用を制限する制度も設けられました。また、収益認識に関する会計基準の公表を受けて、法人税法の規定の整備等が行われています。

本稿では、大企業(主に資本金1億円超の法人)の2019年3月期の税務申告及び繰延税金の計算に影響のある4項目にフォーカスし、改正のポイントについて解説いたします。また、最後に2019年度税制改正大綱において創設が提案されている特別法人事業税についても言及いたします。

なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。

point 1

賃上げ・投資促進税制

所得拡大促進税制が改組され、企業の賃上げだけでなく、国内設備投資を促す制度に改められた。

point 2

IoT投資減税

企業内外のデータを連携・高度利活用すること等により生産性の向上を図るための投資減税制度が設けられた。

point 3

租税特別措置の適用制限

国内設備投資や賃上げに消極的な大企業について、試験研究費の税額控除制度等の適用が制限されることとなった。

point 4

収益認識会計基準への対応

収益認識に関する会計基準の公表に伴い、法人税法の規定の整備等が行われた。

I. 賃上げ及び投資の促進に係る税制

1. 賃上げ及び投資の促進に係る税制

2018年3月31日に適用期限を迎えた「所得拡大促進税制」が改組される形で、国内設備投資や人材投資、持続的な賃上げを促す観点から、十分な賃上げや設備投資を行った企業について賃上げ金額の一定割合の税額控除を認める「賃上げ及び投資の促進に係る税制」が導入されました。青色申告法人には広く適用できる制度ですが、本稿では、大企業（中小企業者以外）に適用される制度について解説いたします。

「中小企業者」とは、以下の(i)又は(ii)の法人をいいます。(III.において同じ。)

(i) 期末資本金の額が1億円以下の法人
ただし、以下の法人を除く。

- ・発行済株式の総数の2分の1以上が同一の大規模法人（資本金の額が1億円を超える法人等）に所有されている法人
- ・発行済株式の総数の3分の2以上が大規模法人に所有されている法人

(ii) 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

なお、本制度においては、2019年4月1日以後に開始する事業年度について、適用除外事業者（過去3年間の平均所得が15億円を超える法人）が「中小企業者」の範囲から除かれる。(III.において同じ。)

大企業については、2018年4月1日から2021年3月31日までの間に開始する各事業年度において、(1)で述べる要件の充足に応じ、(2)で述べる税額控除の適用を受けることができます。

(1) 要件

(a)	当期の給与等支給額	>	前期の給与等支給額	
(b)	当期の継続雇用者への給与等支給額	≥	前期の継続雇用者への給与等支給額	× 103%
(c)	国内設備投資額	≥	当期償却費総額	× 90%
(d)	当期の教育訓練費	≥	前2期の平均教育訓練費	× 120%

- 「前期の継続雇用者への給与等支給額」が零の場合には、要件(b)を満たさないものとされる。
- 「前2期の平均教育訓練費」が零である場合
「当期の教育訓練費」が零であるとき ⇒ 要件(d)を満たさないものとされる。
「当期の教育訓練費」が零でないとき ⇒ 要件(d)を満たす。

用語の意義（本稿II.及びIII.において同じ。）

- 給与等支給額：国内雇用者に対する給与等支給額で、各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの（給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額）

- 国内雇用者：法人の使用人（役員の特典関係者及び使用人兼務役員を除く。）のうち、その法人の国内の事業所に勤務する雇用者として、労働基準法に規定する賃金台帳に記載された者
- 継続雇用者：以下のいずれにも該当する国内雇用者
 - (i) 前期及び当期の全期間の各月において給与等の支給を受けている。
 - (ii) 雇用保険の継続雇用制度の対象ではない一般被保険者である。
- 国内設備投資額：法人が当期に取得等をした国内資産でその当期末において有するものの取得価額の合計額
- 国内資産：国内事業の用に供する棚卸資産、有価証券、繰延資産以外の資産のうち、①建物及び建物附属設備、②構築物、③機械装置、④船舶、⑤航空機、⑥車両運搬具、⑦工具及び器具備品、⑧一定の無形固定資産、⑨一定の生物（時の経過によりその価値の減少しないものを除く。）
（減価償却資産と異なり、「事業の用に供していないもの」は除かれていないため、当期末において事業の用に供されていない場合であっても、その後国内において事業の用に供されることが見込まれる資産は「国内資産」に該当することになる。）
- 当期償却費総額：法人がその有する減価償却資産につき当期においてその償却費として損金経理をした金額（前期の償却超過額等を除き、特別償却準備金として積み立てた金額を含む。）
- 教育訓練費の額：法人がその国内雇用者の勤務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する以下の費用

法人が教育訓練等を自ら行う場合

- ・ 講師等（講師又は指導者）に対して支払う報酬、料金、謝金等及び講師等の旅費のうち、その法人が負担するもの
- ・ 専門的知識を有する者に支払う教育訓練等に関する計画又は内容の作成の委託費等
- ・ 教育訓練等のために施設、設備等を賃借する場合の賃借料又はコンテンツの使用料

他の者に教育訓練等を委託する場合

- ・ 教育訓練等のために他の者に支払う費用

他の者が行う教育訓練等に参加させる場合

- ・ 他の者に対して支払う授業料、受講料、受験手数料その他の対価

(2) 税額控除限度額

要件 (a) (b) (c) のみを満たす場合	(当期の給与等支給額－前期の給与等支給額) × 15%
全ての要件を満たす場合	(当期の給与等支給額－前期の給与等支給額) × 20%

(いずれの場合も、法人税額の20%が上限とされる。)

2. 法人事業税（外形標準課税）付加価値割における特例措置

法人事業税（外形標準課税）の付加価値割の課税標準である付加価値額について、2015年4月1日から2018年3月31日までの間に開始する各事業年度については、「所得拡大促進税制」に係る特例措置が設けられていましたが、1.の改正を受けて、この特例措置も見直されました。

外形標準課税の対象法人が、2018年4月1日から2021年3月31日までの間に開始する各事業年度において1.(1)で述べた要件(a)(b)及び(c)を満たす場合には、以下の控除額を付加価値割の課税標準である付加価値額から控除することができます。

$$\frac{\text{(当期の給与等支給額 - 前期の給与等支給額)} \times \text{収益配分額} - \text{雇用安定控除額}}{\text{収益配分額}}$$

用語の意義

- 収益配分額：付加価値額のうち、報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額
- 雇用安定控除額：雇用安定控除（報酬給与額が収益配分額の70%を超える場合に、付加価値額からその超える部分の金額を控除する制度）における控除額

II. IoT投資減税

企業内外のデータを連携・高度活用すること等により生産性の向上を図るための設備投資を促進する観点から、IoT投資減税（情報連携投資等の促進に係る税制）が導入されました。

(1) 適用法人・適用要件

生産性向上特別措置法に規定する認定革新的データ産業活用事業者である青色申告法人が、同法の施行日（2018年6月6日）から2021年3月31日までの期間に、特定ソフトウェアの新設又は増設をする場合（その新設又は増設をした特定ソフトウェア及びその特定ソフトウェアとともに取得等をする機械装置又は器具備品の取得価額の合計額が5,000万円以上の場合に限る。）において、その新設又は増設に係る新品の革新的情報産業活用設備の取得等をして、その事業の用に供したとき（貸付けの用に供した場合を除く。）は、その革新的情報産業活用設備を事業の用に供した事業年度において(2)で述べる特別償却又は税額控除を適用することができます。

用語の意義

- 認定革新的データ産業活用事業者：「革新的データ産業活用計画」を策定し、生産性向上特別措置法に基づく認定を主務大臣から受けた事業者
- 「革新的データ産業活用計画」が生産性向上特別措置法に基づく認定を受ける要件（概要）は次のとおり。

データ連携・利活用の内容

- 社外データやこれまで取得したことのないデータを社内データと連携
- 企業の競争力上重要なデータをグループ企業間や事業所間で連携

セキュリティ面

必要なセキュリティ対策が講じられていることをセキュリティの専門家（登録セキスペ等）が担保

生産性向上目標

投資年度から一定期間において、以下のいずれも達成見込みがあること

- 労働生産性：年平均伸率2%以上
- 投資利益率：年平均15%以上

（出典：経済産業省「コネクテッド・インダストリーズ税制（IoT税制）」
http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/data-katsuyo/iot-zeisei/iot-zeisei.html）

- 革新的情報産業活用設備は以下のとおり（主として産業試験研究の用に供されるもの及び主としてソフトウェア業、情報処理サービス業又はインターネット附随サービス業に該当する事業の用に供されるものを除く。）

特定ソフトウェア	認定革新的データ産業活用計画に従って実施される革新的データ産業活用の用に供するために取得又は製作をするものとして、認定革新的データ産業活用計画に記載されたソフトウェア（複写して販売するための原本を除く。）
機械装置	特定ソフトウェアとともに取得等するものとして認定革新的データ産業活用計画に記載されたもので、以下のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ● 特定ソフトウェアによる情報の分析のためにその情報を収集し、かつ、その収集した情報を電磁的方法により特定ソフトウェアに送信する機能でその全部が自動化されているものを有するもの ● その情報の分析に基づく電磁的方法による指令を受ける機能を有するもの
器具備品	特定ソフトウェアとともに取得等するものとして認定革新的データ産業活用計画に記載されたもの

(2) 革新的情報産業活用設備に係る税制措置

特別償却	取得価額×30%	
税額控除	賃上げ要件(*)を満たさない場合	取得価額×3% (法人税額の15%が上限)
	賃上げ要件を満たす場合	取得価額×5% (法人税額の20%が上限)

(*)賃上げ要件とは以下のとおり。

$$\text{当期の継続雇用者への給与等支給額} \geq \text{前期の継続雇用者への給与等支給額} \times 103\%$$

「前期の継続雇用者への給与等支給額」が零の場合には、賃上げ要件を満たさないものとされる。

III. 租税特別措置の適用制限

国内設備投資や賃上げに積極的な企業については、I.及びII.で述べた制度が導入されましたが、国内設備投資や賃上げに消極的な大企業（中小企業者以外）については、(1)で述べる適用期間において、(2)で述べる要件のいずれも満たさない場合には、(3)に掲げる租税特別措置が適用できないこととされます。

(1) 適用期間

2018年4月1日から2021年3月31日までの間に開始する各事業年度

設立事業年度及び合併等事業年度のいずれにも該当しない事業年度については、「その事業年度の基準所得等金額 \leq 前事業年度の基準所得等金額」である場合を除くこととされています。ここでいう「基準所得等金額」とは、各事業年度の所得金額に青色欠損金の繰越控除の規定等により損金の額に算入された欠損金額を加算した金額とされています。

(2) 要件

(a)	当期の継続雇用者への給与等支給額	>	前期の継続雇用者への給与等支給額
(b)	国内設備投資額	>	当期償却費総額 \times 10%

- 「当期の継続雇用者への給与等支給額」及び「前期の継続雇用者への給与等支給額」が零の場合には、要件(a)を満たすものとされる。
- 法人が(a)(b)いずれかの要件を満たし(3)に掲げる3つの租税特別措置の適用を受ける場合には、確定申告書等にその要件のいずれかに該当することを明らかにする書類を添付する必要があります。

(3) 適用制限を受ける租税特別措置

- 試験研究費の税額控除制度
- 地域未来投資促進税制
- IoT投資減税(情報連携投資等の促進に係る税制)

IV. 収益認識会計基準への対応

2018年3月30日に企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(以下「収益認識会計基準」)及び企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」が公表されたことを受けて、法人税法にも新たな規定(法人税法第22条の2(収益の額))が設けられたほか、関連する法人税基本通達が整備されました。

収益認識会計基準は2021年4月1日以後に開始する連結会計年度及び事業年度について適用されます(早期適用の特例あり)が、改正後の法人税の規定及び法人税基本通達は、原則として2018年4月1日以後に終了する事業年度について適用されます。ただし、4.で述べる経過措置のほか、法人税基本通達にも経過措置が設けられており、たとえば、一定の通達については、2018年4月1日以後

に終了する事業年度において契約する取引について適用されることとされています。

1. 収益の計上の単位

会計上、収益認識の単位については一般的な定めは設けられていませんでしたが、収益認識会計基準では、履行義務を収益認識の単位とすることが原則とされました。これを受けて、税務上は法人税基本通達2-1-1(収益の計上の単位の通則)が設けられ、原則として、資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供(以下「資産の販売等」)に係る収益の額は個々の契約ごとに計上することとしつつ、収益認識会計基準における取扱いを踏まえて、複数の契約を組み合わせて単一の履行義務となる場合や一の契約に複数の履行義務が含まれている場合には、履行義務を収益の計上の単位とすることができること等が明らかにされました。

2. 収益の計上時期

資産の販売等に係る収益の額は、別段の定めがあるものを除き、原則として、目的物の引渡し又は役務の提供の日の属する事業年度において益金の額に算入することとされました(法人税法第22条の2第1項)。また、以下の場合には、「目的物の引渡し又は役務の提供の日」に近接する日(以下「近接日」)の属する事業年度において、資産の販売等に係る収益の額を益金の額に算入することとする規定が設けられています(法人税法第22条の2第2項及び第3項)。

ケース①

資産の販売等に係る収益の額について、公正妥当な会計基準に従って、「近接日」の属する事業年度の確定した決算において収益として経理した場合

ケース② 以下のいずれにも該当する場合

- 公正妥当な会計基準に従って、「目的物の引渡し又は役務の提供の日」又は「近接日」の属する事業年度の確定した決算において収益経理していない
- 「近接日」の属する事業年度の確定申告書において益金算入している

なお、収益の計上時期に係る詳細は、法人税基本通達に定められています。

3. 収益の額

(1) 原則

資産の販売等に係る収益の額として益金の額に算入する金額は、別段の定めがあるものを除き、その販売若しくは譲渡をした資産の引渡しの時における価額(時価)又はその提供をした役務につき通常得べき対価の額に相当する金額(時価)とすることが明確化されました(法人税法第22条の2第4項)。

(2) 変動対価

収益認識会計基準において、顧客と約束した対価のうち変動する可能性のある部分を「変動対価」といい、認識する収益の額は契約上の対価の額から変動対価を控除又は加算した金額とされています。税務上は、以下の2つに分けて規定されています。

① 貸倒れ・買戻し

税務上は、資産の販売等の対価に係る金銭債権の貸倒れ又は資産の販売等（資産の販売又は譲渡に限る。）に係る資産の買戻しが生ずる可能性がある場合においても、その販売若しくは譲渡をした資産の引渡しの際における価額又はその提供をした役務につき通常得べき対価の額は、その可能性がないものとした場合における価額とされることが明確に定められました（法人税法第22条の2第5項）。

なお、資産の販売等の対価の額に係る金銭債権の貸倒れが生ずる可能性があることにより、会計上、売掛金等の金銭債権の額としていない金額（以下「金銭債権計上差額」）がある場合には、その対価に係る金銭債権の税務上の帳簿価額は金銭債権計上差額を含む額とされ、貸倒引当金の税務上の繰入限度額の計算上、金銭債権計上差額に相当する額は、損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額等として取り扱われることとなります。

② 値引き・割戻し

資産の販売等に係る契約の対価について、値引き、値増し、割戻し等の事実（貸倒れ・買戻しを除く。以下「値引き等の事実」）による変動対価がある場合（その値引き等の事実が損金不算入費用等に該当しないものである場合に限る。）において、次の3つの要件全てを満たすときは、変動対価を引渡し等事業年度（「目的物の引渡し又は役務の提供の日」又は「近接日」の属する事業年度）の確定した決算において収益の額を減額し、又は増額して経理した金額（引渡し等事業年度の確定申告書にその収益の額に係る益金算入額を減額し、又は増額させる金額の申告の記載がある場合のその金額を含み、変動対価に関する不確実性が解消されないものに限る。）は、引渡し等事業年度の引渡し時の価額等の算定に反映するものとされました（法人税基本通達2-1-1の11（変動対価））。

(1) 値引き等の事実の内容及びその値引き等の事実が生ずることにより契約の対価の額から減額若しくは増額をする可能性のある金額又はその金額の算定基準（客観的なものに限る。）が、その契約若しくは法人の取引慣行若しくは公表した方針等により相手方に明らかにされていること又はその事業年度終了の日において内部的に決定されていること。

(2) 過去における実績を基礎とする等合理的な方法のうち法人が継続して適用している方法により(1)の減額若しくは増額をする可能性又は算定基準の基礎数値が見積もられ、その見積りに基づき収益の額を減額し、又は増額することとなる変動対価が算定されていること。

(3) (1)を明らかにする書類及び(2)の算定の根拠となる書類が保存されていること。

これまで、売上割戻しについては一定の要件のもと販売した事業年度において計上することが認められていました（旧法人税基本通達2-5-1）が、対象範囲が拡充され、要件の見直しが行われています。

4. 廃止される制度

(1) 返品調整引当金

対象事業（出版業、出版に係る取次業、医薬品・化粧品等の製造業又は卸売業）を営む法人のうち、常時、その対象事業に係る棚卸資産の大部分につき買戻し等に係る特約を結んでいるものについては、損金経理により返品調整引当金勘定に繰り入れることを要件として、繰入限度額に達するまでの返品調整引当金の金額を損金の額に算入することとされていました（旧法人税法第53条）。

しかし、収益認識会計基準の導入により返品調整引当金の計上は認められないことになるため、この会計基準を適用する法人は損金経理要件を満たすことができなくなる等から、この返品調整引当金に係る法人税法の規定が廃止されることになりました。

《経過措置》

2018年4月1日において対象事業を営む法人については、2018年4月1日以後に終了し、かつ、2030年3月31日以前に開始する事業年度において従前の返品調整引当金の規定を適用することが認められますが、繰入限度額は、2021年4月1日以後に開始する事業年度より、10分の1ずつ逡減されます。

(2) 長期割賦販売

長期割賦販売^(*)に係る収益の額及び費用の額は、その長期割賦販売に係る資産の目的物の引渡し等の日の属する事業年度以後の各事業年度の確定した決算において延払基準（割賦基準）の方法により経理することを要件として、その経理した額を益金の額及び損金の額に算入することとされていました（法人税法第63条）。

しかし、収益認識会計基準の導入により割賦基準に基づく収益認識は認められないことになるため、この会計基準を適用する法人は経理要件を満たすことができなくなる等から、法人税法における長期割賦販売に係る規定が廃止されることになりました。なお、改正前の法人税法第63条にはファイナンス・リース取引に係る規定も含まれていますが、ファイナンス・リース取引に係る規定は改正後も存置されています。

(*) 「長期割賦販売」とは、資産の販売若しくは譲渡、工事（製造を含む。）の請負又は役務の提供（長期大規模工事の請負を除く。）で、以下の3つの要件に適合する条件を定めた契約に基づき行われるものをいいます。

- 賦払の方法により3回以上に分割して対価の支払を受けること。
- 目的物の引渡し等の期日の翌日から最後の賦払金の支払期日までの期間が2年以上であること。
- 目的物の引渡し期日までに支払期日の到来する賦払金の額の合計額が対価の額の3分の2以下となっていること。

《経過措置》

2018年4月1日前に長期割賦販売を行った法人については、2018年4月1日以後に終了し、かつ、2023年3月31日以前に開始する事業年度（以下「経過措置事業年度」）において、従前の長期割賦販売に係る規定を適用することが認められます。

さらに、その法人が以下の①又は②に該当する場合には、長期割賦販売に係る未計上収益額及び未計上費用額の取扱いは以下のとおりとされます。

ケース	未計上収益額・未計上費用額の処理 (i) 又は (ii)
① 長期割賦販売に係る収益の額・費用の額につき、経過措置事業年度の確定した決算において延払基準の方法により経理しなかった場合	(i) その経理しなかった決算に係る事業年度において一括して益金・損金算入 (ii) その経理しなかった決算に係る事業年度以後10年間にわたり、均等額を益金・損金算入
② 長期割賦販売に係る収益の額・費用の額のうち、2023年3月31日以前に開始した各事業年度において益金・損金算入されなかったものがある場合	(i) 2023年3月31日後最初に開始する事業年度において一括して益金・損金算入 (ii) 2023年3月31日後最初に開始する事業年度以後10年間にわたり、均等額を益金・損金算入

- 「未計上収益額」及び「未計上費用額」とは、長期割賦販売に係る収益の額及び費用の額のうち、「その経理しなかった決算に係る事業年度」(②の場合には、「2023年3月31日後最初に開始する事業年度」) 開始の日前に開始した各事業年度において益金の額及び損金の額に算入されるものを除いたものをいう。
- 上記の(ii)は、未計上収益額が未計上費用額を上回る場合で、かつ、「その経理しなかった決算に係る事業年度」(②の場合には、「2023年3月31日後最初に開始する事業年度」)の確定申告書等に一定の記載がある場合に限り、適用される。

なお、法人税法において延払基準により収益を認識した長期割賦販売に係る対価の額については、消費税法上も延払基準を適用することが認められていましたが（消費税法第16条）、この取扱いも廃止されることになり、法人税法における経過措置と類似した経過措置が設けられています。また、改正前の消費税法第16条にはファイナンス・リース取引に係る規定も含まれていますが、ファイナンス・リース取引に係る規定は改正後も存置されています。

V. 特別法人事業税の創設

地域間の税源偏在の是正に対応するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの暫定措置として、2008年より法人事業税（所得割・収入割）の一部が分離され地方法人特別税（国税）として徴収されています。この地方法人特別税は、消費税率が10%に引き上げられる2019年10月1日以後に開始する事業年度から廃止され、法人事業税に還元されます。

2019年度税制改正では、2019年10月1日から地域間の税源偏在を是正する新たな恒久措置として、法人事業税（所得割・収入割）の一部を分離し、国税である特別法人事業税を創設して国から地方へ配分することが提案されています。この改正の目的は地域間の税源配分を調整することですが、法人納税者の納税負担及び法人実効税率に軽微な影響を及ぼす可能性があります。

2019年10月1日以後に開始する事業年度に適用される予定の法人事業税（所得割）及び特別法人事業税の標準税率は、以下のとおりです。実際に適用される税率は、制限税率の範囲内で各都道府県が条例等により定めることがありますので、ご注意ください。

税目	課税標準	資本金1億円超の普通法人		資本金1億円以下の普通法人等		
		現行法	改正案	現行法	改正案	
法人事業税（所得割）	所得	年400万円以下	1.9%	0.4%	5%	3.5%
		年400万円超 800万円以下	2.7%	0.7%	7.3%	5.3%
		年800万円超	3.6%	1%	9.6%	7%
特別法人事業税	標準税率により計算した所得割額	—	260%	—	37%	

- 資本金1億円超の普通法人に係る2019年10月1日以後に開始する事業年度の法人事業税（所得割）の制限税率は、現行法では標準税率の1.2倍とされているが、改正により標準税率の1.7倍に引き上げられる。
- 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人のうち資本金1,000万円以上であるものについては、年間所得800万円以下の所得に係る法人事業税（所得割）の軽減税率の適用はない。

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMG 税理士法人
 パートナー 大島 秀平
 TEL : 03-6229-8000 (代表電話)
 shuhei.ohshima@jp.kpmg.com

【時価算定基準案】 確認済みですか？世界標準の「時価」の提案

有限責任 あずさ監査法人
会計プラクティス部
シニアマネジャー 鈴木 和仁

2019年1月18日に、企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という）は、企業会計基準公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準（案）」等（以下「時価算定基準案等」という）を公表しました。時価算定基準案等に対応するため、同日、日本公認会計士協会（以下「JICPA」という）も、会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」、同14号「金融商品会計に関する実務指針」及び金融商品会計に関するQ&Aの改正について（公開草案）（以下「金融商品実務指針改正案等」という）を公表しています。

時価算定基準案等は、時価に関する我が国の会計基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みの検討の結果、ASBJより公開草案として公表されたものです。また、時価算定基準案等は、JICPAの実務指針等にも影響するため、ASBJからの改正依頼に基づいて、金融商品実務指針改正案等が、JICPAより公開草案として公表されています。

なお、この時価算定基準案等及び金融商品実務指針改正案等のコメント募集期間は、2019年4月5日までとなっております。

本稿では、時価算定基準案等及び金融商品実務指針改正案等の内容、ならびに、これらの財務諸表作成者における影響について、解説します。

なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であることを、あらかじめお断りいたします。



鈴木 和仁
すずき かずひと

【ポイント】

- 国際的に整合的なものとなるように、主に金融商品における時価の定義の変更が提案されている。
- 提案されている新しい時価のポイントは、①算定日におけるものであること、②市場参加者目線であること、③出口価格であること、の3点である。
- 提案どおりに基準化される場合の考えられる影響として以下の点が挙げられる：
 - ・ 其他有価証券の月中平均価格の利用が認められなくなる。
 - ・ 第三者が提供する時価の検証が必要になる。
 - ・ 時価を把握することが極めて困難な場合の取扱いが認められなくなる。
- 主に金融商品の時価に関する開示の追加が提案されている。

I. 時価の算定及び開示について 国際的に整合性を図る理由

1. 公開草案公表の経緯

我が国の会計基準においては、金融商品などについて時価評価が求められているものの、時価の算定方法について詳細なガイダンスは定められていませんでした。また、金融商品の時価の開示は求められるものの、当該時価には様々な特徴（市場価格によるもの、評価技法を用いているものなど）が混在していますが、このような特徴に基づく時価の区分開示などの開示は求められていませんでした。

これに対し、国際財務報告基準（以下「IFRS」という）や米国会計基準では、公正価値測定についてはほぼ同じ内容の詳細なガイダンス及びインプットの観察可能性及び市場の活発性に応じて公正価値をレベル分けした上で公正価値のレベルごとの残高の開示などを定めています。

ASBJでは、これらの国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるために、主に金融商品の時価の算定に関するガイダンス及び開示に関して、国際的な会計基準との整合性を図る取組みに着手し、検討が重ねられました。

当該検討の結果、公表されたのが、時価算定基準案等です。

また、当該時価算定基準案等は、JICPA所管の実務指針等へも影響を与えるため、ASBJで検討の上、JICPAに改正が依頼されました。この改正依頼を受けた結果公表されたのが、金融商品実務指針改正案等になります。

新たに開発された会計基準案等、ならびに、改正が提案されている会計基準等は図表1のとおりです。

企業会計基準公開草案第65号(企業会計基準第10号改正案) 「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品基準案」という)※
企業会計基準適用指針公開草案第64号 (企業会計基準適用指針第14号改正案) 「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」
企業会計基準適用指針公開草案第65号 (企業会計基準適用指針第19号改正案) 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」
B：JICPA所管
B-1：改正が提案される実務指針等
会計制度委員会報告第14号 「金融商品に関する実務指針」
会計制度委員会 「金融商品に関するQ&A」
会計制度委員会報告第4号 「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」

※ それぞれの末尾にてその他の会計基準等の修正及び廃止が提案されている。

II. 時価算定基準案等の内容

本節では、公表された時価算定基準案等で提案されている内容の概要につきまして、解説します。

なお、時価算定基準案等及び金融商品実務指針改正案等はASBJのHP¹及びJICPAのHP²をご確認ください。

1. 時価の定義の変更

時価の定義については、IFRS第13号「公正価値測定」(以下「IFRS13」という)と同様の定義とすることが提案されています。なお、IFRS13では「公正価値」という言葉を用いているのに対し、時価算定基準案等では、「時価」という言葉を用いています(「公正価値」への修正は他の法令等への影響が懸念される等の理由)が、内容に差異はありません。時価算定基準案等の提案では、「時価とは、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると仮定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格をいう。」(時価算定基準案第5項)、とされ、「直接観察可能であるかどうかにかかわらず、算定日における市場参加者間の秩序ある取引が行われると想定した場合の出口価格」(時価基準案第30項(1))、とされています。

ここで提案されている時価の定義のポイントは3つあると考えられます。

図表1 会計基準案一覧

A：ASBJ所管
A-1：新規開発された会計基準案等
企業会計基準公開草案第63号 「時価の算定に関する会計基準(案)」(以下「時価算定基準案」という)※
企業会計基準適用指針公開草案第63号 「時価の算定に関する会計基準の適用指針(案)」(以下「時価算定適用指針案」という)
A-2：改正が提案される会計基準案等
企業会計基準公開草案第64号(企業会計基準第9号改正案) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」※

1 https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2019/2019-0118.html

2 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20190118eqq.html

- 算定日におけるものであること
- 市場参加者目線であること
- 出口価格であること

また、同一の資産又は負債の価格が観察できない場合に用いる評価技法には、関連性のある観察可能なインプットを最大限利用し、観察できないインプットの利用を最小限にすることも提案されています。ここで、インプットとは、市場参加者が資産又は負債の時価を算定する際に用いる仮定（時価の算定に固有のリスクに関する仮定を含む。）を指します。当該提案に従うと、観察可能な市場データではないものの、入手できる最良の情報に基づくインプットを用いる場合も算定された価格は時価となります。

2. 開示

開示項目については、基本的にIFRS13における開示要求を取り入れることが提案されています。

① 全般的な開示項目

- 時価のレベルごとの残高の合計額
- 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明
- 評価技法又はその適用を変更した場合には、その旨及び理由

② 貸借対照表において時価評価する、レベル3分類の時価を対象とする開示項目

- 重要な観察できないインプットに関する定量的情報
- レベル3の時価に分類される金融資産・負債の期首残高から期末残高への調整表
- レベル3の時価についての企業の評価プロセスの説明
- 観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

時価算定基準案等の提案では、IFRS13と同様、時価算定に用いたインプットの観察可能性及び市場の活発性に応じたレベル分けの考え方を導入しています。全般的な開示項目からは、時価の内容に関する情報がわかります。時価のレベルごとの残高の合計額からは、それぞれの時価のインプットの客観性や信頼性の程度の全体像がわかります。その上で、相対的に客観性の劣る時価であるレベル3に分類される時価について、追加の情報が提供されます。

ただし、次の開示項目に関しては、IFRS13では開示が要求されるものの、財務諸表作成のコストと情報の有用性を比較考量した結果、時価算定基準案等では、開示を要求しないことが提案されています。

- レベル1の時価とレベル2の時価との間のすべての振替及びその理由
- レベル3の時価について観察できないインプットを合理的に考える代替的な仮定に変更した場合の定量的影響

なお、時価がレベル3の時価に区分される金融資産及び金融負債の期首残高から期末残高への調整表において、一部の増減理由についてまとめて純額で注記することも認めることが提案されています。

3. 適用時期及び経過措置

時価算定基準案等の適用時期は、2020年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用することが提案されています。ただし、2021年3月31日以後終了する事業年度の年度末から適用することも認められることが提案されています。

なお、早期適用も提案されており、2020年3月31日以後終了する事業年度の年度末から適用することもできます。

経過措置については、基本的に、時価算定基準案等が定める会計方針を将来にむかって適用することが提案されています。この場合、変更による影響は初度適用時に純損益に認識されます。ただし、時価の算定にあたり観察可能なインプットを最大限利用しなければならない定めなど、時価算定基準案及び時価算定適用指針案の適用に伴い時価を算定するために用いた方法を変更することとなった場合で、当該変更の影響額を分離できる場合には、会計方針の変更に該当するものとして、過去の期間のすべてに遡及適用することも認められることが提案されています。また、この場合、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、適用初年度の期首利益剰余金、その他包括利益等に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用することも認められることが提案されています。

ただし、金融商品基準案では、遡及適用の規定は提案されていないので、月中平均の取扱いや時価を把握することが極めて困難なものの取扱いの変更は将来に向かって適用することとなります。

また、第三者価格の利用や投資信託の時価についても、現行の取扱いを継続する経過措置を設けることが提案されています。

III. 時価算定基準案等の考えられる影響

本節では、公表された時価算定基準案等が、この案で最終基準化された場合の時価の算定への考えられる影響について、解説します。

1. 時価の算定方法の見直し

時価の算定方法の見直しが必要となる可能性があります。時価算定基準案等では、時価の算定についてのガイダンスが提供されています。これにより、従前とは異なる時価算定方法を採用すべき状況も想定されます。

そのため、従前用いていた時価が、時価算定基準案等における時価の定義を満たすのか否かの検証が必要になるものと思われます。

2. 第三者が提供する時価の検証

時価算定基準案等では、取引相手の金融機関、ブローカー、情報ベンダー等、第三者から入手した相場価格が時価算定基準案に従って算定されたものであると判断する場合には、当該価格を時価の算定に用いることができる、と提案されています。例外として、金融機関以外の会社に対しては、インプットである金利がその全期間にわたって一般に公表されており観察可能である同一の固定金利と変動金利を交換するシンプルな金利スワップとインプットである所定の通貨の先物為替相場がその全期間にわたって一般に公表されており観察可能であるシンプルな為替予約については、当該第三者から入手した相場価格を時価とみなすことができるという、実務に配慮したその他の取扱いも提案されています。

つまり、当該その他の取扱いが適用できない場合、自ら時価を算定する体制を整備するか、もしくは、第三者から入手した相場価格を検証する体制を整備するかのいずれかの対応が必要となってくるものと思われます。なお、時価算定基準案等では、この時価算定基準案に従ったものであるかの判断にあたって実施する手続の例示がなされていますので、これらの体制構築の参考になるかと思えます。ただし、あくまで例示ですので、各企業が状況に応じて適切な手続を選び実施することが必要であることに留意が必要です。

3. 月中平均価格の利用の禁止

現行の取扱いでは、その他有価証券の期末の貸借対照表価額に期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることが認められていますが、前述のII.1.1において時価の定義のポイントとして挙げたとおり、時価は算定日におけるものとされたことにより、1か月の市場価格の平均価格は時価の定義を満たさない異なるものとして、当該取扱いは削除することが提案されています。

そのため、その他有価証券の時価として期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いている場合には、決算日における時価への変更が必要となります。

4. 時価を把握することが極めて困難な場合の取扱いの削除

現行の取扱いでは、金融商品の認識中止時や有価証券又はデリバティブにおいて、時価を把握することが極めて困難な場合の取扱いが規定されています。しかし、II.1.1時価の定義の変更において述べたとおり、観察可能な市場データではないが、入手できる最良の情報に基づくインプットを用いる場合も時価となるため、時価を把握することが極めて困難な場合というのは想定されないと考えられました。そのため、現行の時価を把握することが極めて困難な場合の取扱いは削除することが提案されています。

その結果、従来、時価を把握することが極めて困難として時価評価を行っていなかった有価証券やデリバティブ等を保有している場合には、新たに時価を算定することが必要となります。

IV. 最後に

時価算定基準案等は、第三者が提供する時価の検証など、時価の算定に関する実務を大きく変える可能性があります。

そのため、時価算定基準案等でASBJ及びJICPAから提案されている内容をご確認いただいた上で、コメントの提出をご検討いただくとともに、この案で確定した場合には本適用までそれほど猶予はありませんので、時価算定基準案等への対応への準備をご検討いただく必要があると思えます。

関連トピック

KPMG Insight 2018年11月号 (Vol.33)

『【金融商品会計基準開発プロジェクト】

意見募集からはじまる20年ぶりの改正検討』

<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2018/11/accounting-standards-update-20181115.html>

会計・監査コンテンツ

ウェブサイトでは、会計・監査に関する情報を紹介しています。
kpmg.com/jp/standard

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人

シニアマネジャー 鈴木 和仁

TEL : 03-3548-5102 (代表電話)

会計・監査情報 (2018.12 - 2019.1)

有限責任 あずさ監査法人

本稿は、あずさ監査法人のウェブサイト上に掲載している会計・監査Digestのうち、2018年12月分と2019年1月分の記事を再掲載したものである。会計・監査Digestは、日本基準、修正国際基準、国際基準及び米国基準の会計及び監査の主な動向を簡潔に紹介するニュースレターである。

I. 日本基準

1. 法令等の改正

【最終基準】

(1) 金融庁、有価証券報告書の記載に関する「企業内容等の開示に関する内閣府令」を公布

金融庁は2019年1月31日、有価証券報告書等の記載等に関する、「企業内容等の開示に関する内閣府令」を公布するとともに、改正案に対するパブリックコメントの結果（以下「本改正」という）を公表した。

本改正は2018年6月に公表された金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告において、「財務情報及び記述情報の充実」、「建設的な対話の促進に向けた情報の提供」及び「情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組」に向けて適切な制度整備を行うべきとの提言を踏まえた内容となっている。

主な改正内容は次のとおりである。

- 財務情報及び記述情報の充実として、MD&Aやリスク情報について、経営者の認識の説明を含めた記載等が求められる
- 建設的な対話の促進に向けた情報の提供として、役員報酬及び政策保有株式の開示の拡大が求められる

情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組として、監査役会等の活動状況、監査法人による継続監査期間、ネットワークファームに対する監査報酬等の開示が求められる。

本改正は公布の日から施行され、「建設的な対話の促進に向けた情報の提供」等については2019年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用され、「建設的な対話の促進に向けた情報の提供」等以外は2020年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用される（ただし、後者は2019年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等からの適用も可能）。

【あずさ監査法人の関連資料】

[会計・監査ニュースフラッシュ\(2019年2月8日発行\)](#)

【公開草案】

(1) 金融庁、「記述情報の開示に関する原則（案）」を公表

金融庁は2018年12月21日、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（2018年6月28日公表）の提言を受け、ルールへの形式的な対応にとどまらない開示の充実を図るため、企業が経営目線で経営方針・経営戦略等、経営成績等の分析、リスク情報等を開示していく上でのガイダンスを、記述情報の開示に関する原則（案）（以下「本原則案」という）として公表した。

本原則案は、いわゆる「記述情報」（財務情報以外の開示情報）について、望ましい開示の考え方、開示の内容、開示に対する取り組み方をまとめたものであり、経営方針・経営戦略等、経営成績等の分析、リスク情報を中心に、有価証券報告書における開示の考え方を整理することを目的として提案している。

本原則案では、記述情報の開示に共通する、求められる事項及び期待されている事項として、①経営目線の議論（資本コスト等に関する議論を含む）の適切な反映、②重要性（マテリアリティ）、③セグメント情報及び④分かりやすさを掲げている。

また、有価証券報告書における「経営方針・経営環境及び対処すべき課題等」、「事業等のリスク」及び「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の開示について、それぞれ考え方と望ましい開示に向けた取組みについて整理している。

コメントの募集は2019年2月1日に締め切られている。

【あずさ監査法人の関連資料】

[会計・監査ニュースフラッシュ\(2019年1月8日発行\)](#)

2. 会計基準等の公表（企業会計基準委員会（ASBJ））

【最終基準】

(1) ASBJ、改正企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」等を公表

ASBJは2019年1月16日、改正企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」等（以下「本改正基準」という）を公表した。本改正基準は、企業結合契約締結後の将来の特定の事象又は取引の結果に依存して対価の一部の返還を受ける場合も条件付取得対価に含まれることを明確化することに加え、将来の業績に依存する条件付取得対価においては、対価の一部の返還を受ける場合においても追加的に交付又は引渡しを行う条件付取得対価と基本的に同様の会計処理をすることとしている。また、「事業分離等に関する会計基準」と記載内容の整合性を図るため及び分割型会社分割のみなし事業年度が廃止されたことへの対応を図るため、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の記載内容を改正している。

2019年4月1日以後開始する事業年度の期首以後実施される組織再編から適用される。

【あずさ監査法人の関連資料】

[会計・監査ニュースフラッシュ\(2019年1月22日発行\)](#)

【公開草案】

(1) ASBJ、企業会計基準公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準（案）」等を公表

ASBJは2019年1月18日、企業会計基準公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準（案）」等（以下「本公開草案」という）を公表した。

本公開草案は、主に金融商品の時価算定及びその開示について、国際的な会計基準との比較可能性を向上させるため、IFRS第13号「公正価値測定」の定めを基本的にはすべて取り入れつつ、我が国における実務等に配慮した取扱いも提案している。

本公開草案の主なポイントは以下のとおりである。

- 金融商品及びトレーディング目的で保有する棚卸資産の時価算定に関するガイダンスや開示を定める新しい基準等や改正等を提案する公開草案である。
- IFRS第13号における「公正価値」と同様の定義が「時価」の定義として導入することが提案されている。この結果、現行のその他有価証券の期末前1ヵ月の平均価額の使用を禁止することが提案されている。
- 時価の算定に用いるインプットはレベル1からレベル3に分類され、レベル1から優先的に使用することが提案されている。また、算定された時価は、その算定において重要なインプットの

レベルに応じて、レベル1の時価からレベル3の時価に分類し、レベルごとの内訳に関する事項を注記することが提案されている。

- 2020年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用することが提案されている。ただし、2021年3月31日以後終了する事業年度の年度末から適用することも認められること、また、2020年3月31日以後終了する事業年度の年度末からの早期適用が認められることも提案されている。

コメントの締切りは2019年4月5日である。

なお、本公開草案についての詳細は、本誌会計・監査／税務①「【時価算定基準案】確認済みですか？世界標準の「時価」の提案」も参照のこと。

【あずさ監査法人の関連資料】

[会計・監査ニュースフラッシュ\(2019年1月25日発行\)](#)

3. 監査関連

【最終基準】 該当なし

【公開草案】 該当なし

【Information】

(1) 日本経済再生本部、「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」を公表

日本経済再生本部は、2018年12月28日、内閣官房、金融庁、法務省及び経済産業省との連名で「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」を公表した。

「未来投資戦略2018」では、「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」(2017年12月28日)を踏まえ、金融商品取引法に基づく有価証券報告書と会社法に基づく事業報告・計算書類（事業報告等）との一体的な開示を行おうとする企業の試行的取組を支援しつつ、一体的開示例・関連する課題等について検討していることを受けたものであり、その検討の中で、当該企業の試行的取組に基づき記載例が作成されたことから、これを紹介するものである。

なお、今回の公表で一体的開示の記載例として、2種類の記載例が掲載されている。

【あずさ監査法人の関連資料】

[会計・監査ニュースフラッシュ\(2019年1月9日発行\)](#)

(2) 法務省、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」を公表

法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会では、2019年1月16日に開催された第19回会議において「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」（以下「本要綱案」という）が決定され、附帯決議が行われた。

本要綱案の主なポイントは以下のとおりである。

- 株主総会に関する規律の見直し
株主総会資料の電子提供制度が上場会社に義務付けられ、株主提案権について、提案することができる議案の数の制限や目的等による議案の提案の制限が設けられる。
- 取締役等に関する規律の見直し
取締役等への適切なインセンティブの付与のための規律の見直しが行われ、株式報酬等に関する規定の明確化や公開会社における情報開示に関する規定の充実が図られる。また、社外取締役の活用のため、一部の業務執行につき社外取締役への委託が可能とされるとともに、上場会社等に社外取締役の設置が義務付けられる。
- その他
社債管理補助者の設置を可能とするほか、株式交付制度が新たに設けられる。

本要綱案及び附帯決議の内容については、今後、法制審議会の総会において報告され、審議される予定である。

【あずさ監査法人の関連資料】

[会計・監査ニュースフラッシュ\(2019年1月24日発行\)](#)

(3) 金融庁、「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書を公表

金融庁は2019年1月22日、「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書、「会計監査に関する情報提供の充実について ―通常とは異なる監査意見等に係る対応を中心として―」（以下「報告書」という）を公表した。

2016年3月に金融庁より公表された「会計監査の在り方に関する懇談会」提言において、会計監査の透明性を向上させるためには、企業側からの情報提供に加え、監査法人等が積極的にその運営状況や個別の会計監査等について情報提供していくべきであるとされた。また、2018年7月に監査基準の改訂がなされ、監査報告書に「監査上の主要な検討事項」の記載等を求めることとされた。これらを踏まえ、「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」において議論が行われ、説明・情報提供の充実の要請が特に高いと考えられる、通常とは異なる監査意見等に係る対応を中心として、会計監査の品質向上・信頼性確保に向けた自律的な対応の一環と

して、監査人が自らの説明責任を十分に果たしていくことを求める報告書の公表に至った。

通常とは異なる監査意見等（限定付適正意見、不適正意見、意見不表明）については、現行制度においても、監査報告書等において、「意見の根拠」区分に一定の記載を行うことが定められているが、報告書では、監査意見に至った理由が不十分であるとして意見の根拠を十分かつ適切に記載することを求めている。また、監査人による会計監査に関する説明・情報提供は監査報告書によることが基本と考えられるものの、株主総会の意見陳述の機会や適切な説明の手段を活用し、追加的な説明を行うべきとしている。併せて、株主等に対する必要な説明・情報提供が監査人の守秘義務違反を問われない「正当な理由」に該当し、守秘義務違反とならないことの明確化を求めている。

監査人の交代に関しては、現行制度での開示では、概ね半数以上の交代理由が任期満了と記載され、実質的な交代理由が開示されていないとしている。そのため、報告書では企業及び監査人に実質的な内容の開示を求めている。

【あずさ監査法人の関連資料】

[会計・監査ニュースフラッシュ\(2019年1月24日発行\)](#)

[日本基準についての詳細な情報、過去情報はあずさ監査法人のウェブサイト\(日本基準\)へ](#)

II. 修正国際基準

1. 修正国際基準に関する諸法令等（金融庁）

【最終基準】 該当なし

【公開草案】 該当なし

2. 会計基準等の公表（企業会計基準委員会（ASBJ））

【最終基準】

(1) ASBJ、改正「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」（以下「改正修正国際基準」という）を公表

ASBJは2018年12月27日、改正修正国際基準を公表した。

ASBJは、以下を対象としたエンドースメント手続における検討の結果、「削除又は修正」を行わないと結論付けた。

① IFRS第16号「リース」

② 2017年7月1日から同年12月31日までの間にIASBにより公表された以下の会計基準等

- 「負の補償を伴う期限前償還要素」(IFRS第9号の修正) (2017年10月公表)
- 「関連会社及び共同支配企業に対する長期持分」(IAS第28号の修正) (2017年10月公表)
- 「IFRS基準の年次改善2015-2017年サイクル」(2017年12月公表)

改正修正国際基準は公表日以後開始する連結会計年度より適用する。

【あずさ監査法人の関連資料】

[会計・監査ニュースフラッシュ\(2019年1月16日発行\)](#)

【公開草案】 該当なし

修正国際基準についての詳細な情報、過去情報は

[あずさ監査法人のウェブサイト\(修正国際基準\)へ](#)

III. 国際基準

1. 我が国の任意適用制度に関する諸法令等（金融庁）

【最終基準】 該当なし

【公開草案】 該当なし

2. 会計基準等の公表（国際会計基準審議会（IASB）、IFRS 解釈指針委員会）

【最終基準等】 該当なし

【公開草案】

(1) IASB、公開草案「不利な契約-契約履行のコスト（IAS第37号の修正案）」を公表

国際会計基準審議会（IASB）は2018年12月13日、公開草案「不利な契約-契約履行のコスト（IAS第37号の修正案）」（以下「本公開草案」という）を公表した。

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用によりIAS第11号「工事契約」が廃止され、いわゆる不採算工事についてもIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の「不利な契約」の規定が適用されることになった。しかしながら、何が「不利な契約」に該当す

るか、その解釈については従来より多様な実務が併存している。本公開草案は、IAS第37号に基づく不利な契約の判断を行う際に、契約履行のコストにどのようなコストを含めるべきかを明らかにするための修正を加えることを提案するものである。

本公開草案は、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に関して、以下の修正を提案している。

- 不利な契約の判断における契約履行のコストとは、契約に直接関連するコストを意味することを明確化する。
- 契約に直接関連するコストを例示する。
- 一般管理費は、契約の相手方に明示的に請求可能なものを除き、契約に直接関連するコストとはならないことを明確化する。
- IASBは本公開草案を公表後、発効日を決定する予定である。また、早期適用を認める。

コメントの締切りは2019年4月15日である。

【あずさ監査法人の関連資料】

[IFRSニュースフラッシュ\(2019年1月7日発行\)](#)

3. 監査関連 該当なし

IFRS についての詳細な情報、過去情報は

[あずさ監査法人のウェブサイト\(IFRS\)へ](#)

IV. 米国基準

1. 会計基準等の公表（米国財務会計基準審議会（FASB））

【最終基準（会計基準更新書（Accounting Standards Update; ASU））】

(1) ASU第2018-20号「リース（トピック842）の限定的な改訂」の公表（2018年12月10日 FASB）

借手から回収した売上税等：

新リース基準では、貸手が受け取ったリース取引に係る売上税等（Sales and other Similar taxes）の処理に当たっては、リースに供されている原資産を保有する貸手がその売上税の支払いについて主たる義務（primary obligation）を負っているか、又は第三者のために代理回収を行っているかを売上税等の法域に応じて判断する必要があるとしている。貸手が売上税の支払義務を負っている場合は、その売上税等をリース収益及び費用に含めるが、一方で第

三者のために代理回収を行っている場合はリース収益及び費用から除外する必要がある。しかしながら、各法域ごとに売上税の納税義務の定めに沿って会計処理を行うことは、財務情報としての有用性に比し煩雑に過ぎるとの指摘があった。

本ASUは、収益認識基準（トピック606）における同様の手当（ASU第2016-12号）をリース会計にも導入し、貸手が借手から受け取ったリース取引に係る売上税等について、貸手の費用として会計処理することを会計方針の選択肢として新たに容認するものである。当該選択肢を採用した場合は、トピック235「財務諸表の注記」に基づいて、その旨の会計方針の開示が求められる。

借手が支払った貸手のコスト：

貸手には、原資産の所有者として様々なコストが発生するが、借手が当該コストを貸手に代わって第三者に直接支払う、又は貸手に弁済する義務を負っている場合でも、その支払いの見合いに原資産の使用権とは別個の財又はサービスが借手に移転するわけではない。よって、借手による支払いについてはリース収益及び費用に含める必要があるが、これは煩雑であるうえ、借手が直接支払いを行う場合には借手の支払額を貸手が把握できないケースもあることが指摘されていた。

本ASUは、借手が貸手のために第三者に直接支払ったコストについて、その金額が容易に推定できるか否かにかかわらず、リース収益並びに費用から除外することを貸手に義務付けるものである。一方、借手が貸手に弁済した貸手のコストについては基準の見直しは行わず、貸手はこれを自らが負担すべきコストとして、リース収益及び費用に含めて総額で計上することが義務付けられている。なお、借手が直接支払ったコストについての今回の見直しは、貸手の取り扱いについてのみ対象にするものであり、借手における会計処理に影響するものではない。

変動支払のリースの要素及びリース以外の要素への配分：

借手の支払い義務が変動額である場合、変動支払の基礎となる事実や状況に変化があった場合にこれを収益認識するよう新リース基準は求めていたが、これが非リース部分における貸手の収益認識に混乱を生じさせる懸念が指摘されていた。本ASUは、変動支払の基礎となる事実や状況に変化があった場合に、貸手が特定の変動支払義務をリース要素及びリース以外の要素に配分することを義務付けるものである。その結果、リース要素に配分された変動支払額はトピック842に従って損益認識され、リース以外の要素に配分された変動支払額はトピック606その他の該当する会計基準に基づいて認識されることを明確にするものである。

本ASUの発効日は、新リース基準をまだ適用していない企業については、トピック842を適用する日である。本ASUの公表前にすでにトピック842を早期適用した企業については、本ASUが公表さ

れた報告期間の期首又は、本ASUが公表された後の最初の報告期間の期首もしくは、トピック842の当初発効日のいずれかを選択する。遡及適用と将来に向かっての適用のいずれを選択することもできる。本ASUによるリース基準の改訂は、トピック842の適用後に開始するリースのみならず、適用日以前から存在するすべてのリースに適用される。

【あずさ監査法人の関連資料】

Defining Issues(英語)

【公開草案（会計基準更新書案（ASU案））】

(1) ASU案「リース（トピック842）－ASCの改訂」の公表 （2018年12月19日 FASB）

トピック840では、製造業及びディーラーでないリースの貸手（一般的に金融機関）に対して、リースに供される原資産の公正価値を、値引き等反映後の取得原価で測定することを認める例外規定を設けているが、トピック842ではそのような例外が認められていない。

本ASU案は、上記トピック840のガイダンスを、トピック842においても容認することを提案するものである。ただし、当該資産の取得からリースに供されるまでの期間が長期にわたる場合は本ガイダンスの対象とはならず、トピック820の公正価値の定義（すなわち出口価格）に従った測定が要求される。

また、トピック840には明示規定はないものの、トピック942「金融サービス－預貯金及び貸付」には、預貯金や貸付を行う金融企業である貸手のキャッシュ・フロー計算書において、販売タイプリース及び直接金融リースの支払いの元本部分を投資活動に、利息部分を営業活動に分類する例示が存在する。トピック842のガイダンスでは販売タイプリース及び直接金融リースにおける借手から貸手への支払いをすべて営業活動に分類することが求められたが、トピック942における例示も改訂されておらず、同トピックの対象企業では従来ベースの表示踏襲の意向もあり、混乱を生じていた。

本ASU案は、キャッシュ・フロー計算書に関してトピック842及びトピック942を整合するよう改訂し、トピック942の対象企業についてはトピック842の規定に関わらず、販売タイプリース及び直接金融リースの元本部分は通常の貸付と同様に投資活動に、利息部分及びオペレーティングリース料の支払いについては営業活動に分類することを提案するものである。

本ASUの発効日は、公開の営利企業については2019年12月15日より後に開始する事業年度及びその期中期間から、その他の企業については、2019年12月15日より後に開始する事業年度及び、2020年12月15日より後に開始する事業年度の期中期間からとすることが提案されている。また、すべての企業について、トピック842の初度適用と同時に又は適用後に本ASUを早期適用することを認めることが提案されている。

コメントの募集は2019年1月15日に締め切られている。

【あずさ監査法人の関連資料】

[Defining Issues\(英語\)](#)

(2) ASU案「のれんその他の無形資産（トピック350）、企業結合（トピック805）及び非営利企業（トピック958）－のれん及び特定の識別可能な無形資産に関する非公開企業の代替的な会計処理の非営利企業への拡大」の公表（2018年12月20日 FASB）

2014年にFASBは、非公開会社協議会（PCC）の合意に基づき、ASU第2014-02号「のれんその他の無形資産（トピック350）－のれんの会計処理－非公開会社協議会のコンセンサス」及びASU第2014-18号「企業結合（トピック805）－企業結合における識別可能な無形資産の会計処理－非公開会社協議会のコンセンサス」を公表している。

本ASU案は、これらの代替的な会計処理を非営利企業についても適用することを提案するものである。これにより非営利企業は、以下の代替的な会計処理が会計方針として認められることになる。

- のれんを10年以下の期間に定額で償却する。
- 報告単位又は企業レベルで減損テストを実施する会計処理を選択肢として認める。
- 減損テストは、報告単位又は企業の公正価値が簿価を下回ることを示すトリガーとなる事象が発生した際に実施する。
- 企業結合で取得した、個別に売却又はライセンス出来ない顧客関連の無形資産及び競業禁止契約を、のれんに含めて償却処理の対象とする会計処理を選択肢として認める。

FASBは本ASU案に寄せられたコメントを考慮して発効日を決定する予定である。トピック350に関する代替的な会計処理を選択した場合は、すべての既存ののれん及び発効日以降に発生したのれんに対して将来にわたって適用することが提案されている。また、トピック805に関する代替的な会計処理を選択した場合は、該当する最初の取引から適用することが提案されている。

コメントの募集は2019年2月18日に締め切られている。

2. 監査関連 該当なし

米国基準についての詳細な情報、過去情報は
[あずさ監査法人のウェブサイト\(米国基準\)へ](#)

会計・監査コンテンツ

ウェブサイトでは、会計・監査に関する情報を紹介しています。
kpmg.com/jp/standard

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
TEL：03-3548-5112（代表電話）
azsa-accounting@jp.kpmg.com
担当：小松 拓史、行安 里衣

税務情報 (2018.12 – 2019.1)

KPMG税理士法人

本稿は、2018年12月から2019年1月に財務省・国税庁等から公表された税務情報及びKPMG税理士法人のウェブサイトに掲載したKPMG Japan tax newsletter及びKPMG Japan e-Tax Newsの情報をまとめてお知らせするものです。

I. 2019年度税制改正

2019年度税制改正大綱 – 閣議決定

「2019年度（平成31年度）税制改正大綱」は、政府与党（自民党・公明党）が2018年12月14日に決定したのち、12月21日に閣議決定されました。

法人課税に関しては、たとえば以下の措置の創設、拡充又は見直しが提案されています。

- 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築の観点から、地域間の税源偏在を是正する新たな恒久措置として、2019年10月1日以後開始事業年度より法人事業税の一部を分離して国税である特別法人事業税が創設され、国から地方へ配分される。特別法人事業税は、法人事業税の納税義務者に対して法人事業税額（標準税率により計算した所得割額又は収入割額）を課税標準として課される。
- デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制が見直される。総額型税額控除制度については、増加インセンティブを強化する観点から控除率カーブが見直されるとともに、税額控除率及び控除上限の上乗せ措置の適用期限が2年延長される。高水準型税額控除制度については、総額型において試験研究費が高い水準の企業に対する控除率の割増し措置が創設され、総額型に統合される。また、オープンイノベーション型（特別試験研究費に係る税額控除制度）については、対象となる試験研究費の範囲が拡大され、税額控除の上限が引き上げられる。
- 損金算入が認められる役員給与のうち一定の業績連動給与について、その要件のひとつである手続要件が見直され、その法人の業務執行役員が報酬委員会等の委員となっていないこととする要件が削除され、報酬委員会等の委員の過半数を独立社外役員とする等の要件が追加される。

また、国際課税に関しては、経済協力開発機構（OECD）による税源浸食と利益移転（BEPS: Base Erosion and Profit shifting）プロジェクトの最終報告書の勧告等を踏まえ、過大支払利子税制において対象となる支払利子等の範囲や超過利子額の損金算入限度額が見直され、移転価格税制において無形資産の明確化、独立企業間価格の算定方法へのディスカウント・キャッシュ・フロー法（DCF法）の追加及び評価困難な無形資産に係る価格調整措置の導入等が提案されています。タックスヘイブン対策税制については、米国の法人税率引下げによる影響を考慮したペーパーカンパニーの範囲の見直し等の改正が行われる予定です。

《2019年度税制改正大綱》

自民党：平成31年度税制改正大綱

<https://www.jimin.jp/news/policy/138664.html>

財務省：平成31年度税制改正の大綱（平成30年12月21日閣議決定）

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2019/20181221taikou.pdf

【上記に関するKPMG Japan tax newsletter（2018年12月19日発行）】

[2019年度税制改正大綱（日本語）](#)

[Outline of the 2019 Tax Reform Proposals（英語）](#)

II. 2018年度税制改正

1. 国税庁 – 法令解釈通達の発達

国税庁は12月21日、2018年度税制改正に対応した以下の通達（収益認識基準の導入に伴う改正に係るものを除きます。）を発達しました。

■ 法人税基本通達等の一部改正について(法令解釈通達)

<http://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/181219/index.htm>

2018年度税制改正では、OECDによるBEPSプロジェクトの最終報告書における勧告を反映したBEPS防止措置実施条約（MLI: Multilateral Instrument）及び2017年版OECDモデル租税条約を踏まえて恒久的施設（PE）の定義が見直されましたが、「第1 法人税基本通達関係」では、法人税法においてPE関係の規定が新たに整備されたことに伴う以下の通達の改正及び新設等が行われています。

(1) 支店PE

● 20-1-1 その他事業を行う一定の場所(改正)

2018年度税制改正により、支店PEは、外国法人の国内にある①事業の管理を行う場所、支店、事務所、工場、作業場、②鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を採取する場所、③その他事業を行う一定の場所と定義されましたが、この通達では、「③その他事業を行う一定の場所」にはたとえば倉庫やサーバーが含まれることが明らかにされています。

● 20-1-2 準備的な性格のもの(新設)

● 20-1-3 補助的な性格のもの(新設)

外国法人の国内における特定の活動を行う場所等は、その活動が事業の遂行にとって準備的又は補助的な性格のものである場合に限り、支店PE等に含まれないこととされていますが、これらの通達では、「準備的な性格の活動」及び「補助的な性格の活動」とはどのような活動をいうのか、その意義が示されています。

(2) 代理人PE

2018年度税制改正により代理人PEの範囲が見直され、国内において外国法人に代わって、その事業に関し、反復して一定の契約を締結し、又はその外国法人によって重要な修正が行われることなく日常的に締結される一定の契約の締結のために反復して主要な役割を果たす者を「契約締結代理人等」ということとされました。

● 20-1-6 契約の締結のために主要な役割を果たす者の意義(新設)

上記の「主要な役割を果たす者」とは、一定の契約が締結されるという結果をもたらす役割を果たす者をいい、たとえば、外国法人の承認について販売契約を成立させるために営業活動を行う者がこれに該当することが明らかにされています。

● 20-1-7 反復して外国法人に代わって行動する者の範囲(新設)

個々の代理契約は短期的であるものの、2以上の代理契約に基づいて反復して一の外国法人に代わって行動する者も「契約締結代理人等」に含まれることが明らかにされています。

なお、国税庁が同日（12月21日）に公表した「「所得税基本通達の制定について」の一部改正について（法令解釈通達）」（2018年12月19日付）*においても、上記と同様の趣旨の改正及び新設等が行われています。

※ <http://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/181219/index.htm>

2. 国税庁 - 「大法人の電子申告の義務化の概要について」等の掲載内容の更新

12月21日、国税庁のe-Taxのページに、以下の情報が掲載されました。

■ 勘定科目内訳明細書及び法人税申告書別表等（明細記載を要する部分）のCSV形式データの作成方法

http://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/csv_jyoho2.htm

2018年度税制改正により、勘定科目内訳明細書及び法人税申告書別表等（明細記載を要する部分）については、2019年4月1日以後の申告から、現状のデータ形式（XML形式）に加え、CSV形式による提出も可能とされましたが、このページにおいて、CSV形式データの作成に当たって参考となる標準フォーム（Excel形式）や留意事項等が提供されました。

■ 電子申告の義務化の対象法人一覧表（組織区分別）

http://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/taisho_ichiran_soshiki.pdf

2020年4月1日より大法人等一定の法人は電子申告が義務化されますが、この資料には、義務化の対象法人が組織区分別に示されています。

【上記1.及び2.に関するe-Tax News】

KPMG Japan e-Tax News No. 165（2018年12月26日発行）

3. 国税庁 - 「収益認識に関する会計基準」に対応した法人税基本通達等の趣旨説明の公表

2018年3月30日に企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（収益認識基準）が公表されたことを受け、2018年度税制改正では法人税における収益の認識時期等に関する見直しが行われ、

この改正に対応した法人税基本通達等も発遣されています。

国税庁は12月26日、この法人税基本通達等の趣旨説明を公表しました。

■ 平成30年5月30日付課法2-8ほか2課共同「法人税基本通達等の一部改正について」(法令解釈通達)の趣旨説明

<http://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/180530/index.htm>

本通達では、主に法人税基本通達第二章第一節(収益等の計上に関する通則)に属する通達が収益認識基準に対応するよう整備されていますが、この第一節の最初の通達である法人税基本通達2-1-1(収益の計上の単位の通則)において、この節で用いられる「資産の販売等」の定義が置かれています。

「資産の販売等」とは、「資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供(2-1-1の10及び2-1-40の2を除き、収益認識基準の適用対象となる取引に限る。)」と定義されていますが、この「収益認識基準の適用対象となる取引」について、趣旨説明では以下のように解説されています。

- 資産の販売等には様々なものが該当するが収益認識基準に基づく会計処理が適用される取引に限るということであり、具体的には、顧客との契約から生じる収益に関する取引が該当し、金融商品に係る取引、リース取引、保険契約等についてはこれに該当しない。
- 顧客とは、対価と交換に企業の通常の営業活動により生じたアウトプットである材又はサービスを得るためにその企業と契約した当事者をいうこととされているので、たとえば、通常の営業活動により生じたアウトプットとはいえない固定資産の譲渡についても収益認識基準に基づく会計処理は適用されない。
- 通達の適用上、収益認識基準の適用対象とならない取引については資産の販売等の範囲に含まれないこととしているのであり、収益認識基準を会計方針として採用しているかどうかにかかわらずに留意が必要である。

なお、法人税基本通達2-1-1の10(資産の引渡し時の価額等の通則)及び2-1-40の2(返金不要の支払の帰属の時期)の取扱いはあたっては、法令上、固定資産の譲渡についても法人税法第22条の2の対象となっていることを踏まえ、資産の販売等の範囲から収益認識基準の適用対象とならない取引を除外しないこととしてと解説されています。

【上記に関するe-Tax News】

[KPMG Japan e-Tax News No. 154 \(2018年6月4日発行\)](#)

[KPMG Japan e-Tax News No. 166 \(2018年12月27日発行\)](#)

III. 2017年度税制改正

国税庁 - 法人税基本通達等の趣旨説明の公表

国税庁は12月26日、2017年度税制改正に対応して発遣された法人税基本通達等の趣旨説明を公表しました。

■ 平成29年6月30日付課法2-17ほか1課共同「法人税基本通達等の一部改正について」(法令解釈通達)の趣旨説明

<http://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/170630/index.htm>

(1) 法人税基本通達関係

「第1 法人税基本通達関係」には、2017年度税制改正における「役員給与の損金不算入制度」の見直しに対応して廃止・新設された通達のうち9の通達の趣旨説明が含まれています。これらのなかには、法令や通達などから読み取ることのできない内容が示されているものもあります。

(2) 租税特別措置法関係通達(法人税編)関係

「第2 租税特別措置法関係通達(法人税編)関係」には、「試験研究を行った場合の法人税額の特別控除」(租税特別措置法第42条の4)や「中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除」(租税特別措置法第42条の12の4)などの通達の趣旨説明が含まれています。

たとえば、「試験研究を行った場合の法人税額の特別控除」に係る通達「【新設】租税特別措置法関係通達42の4(1)-2(従前に提供している役務がある場合の新たな役務の判定)」の趣旨説明では、2017年度税制改正により試験研究費の範囲に追加された「サービス研究」について、その要件である「新たな役務の開発」の考え方を、フィンテック(インターネットやスマートフォン、AIなどを活用した金融サービス)等の例を用いて解説しています。

【上記に関するe-Tax News】

[KPMG Japan e-Tax News No. 166 \(2018年12月27日発行\)](#)

IV. 租税条約

1. アルゼンチンとの租税条約 - 実質合意

財務省は12月3日、日本国政府とアルゼンチン共和国政府が両国間の租税条約について実質合意に至ったことを公表しました。

この条約は、今後、両国政府内における必要な手続を経たうえで署名され、その後、両国における承認手続(日本の場合は国会の承

認を得ることが必要)を経て、発効することとなります。

《財務省プレスリリース》

日本語: アルゼンチンとの租税条約について実質合意に至りました

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20181203ar.htm

英語: Tax Convention with Argentina Agreed in Principle

https://www.mof.go.jp/english/tax_policy/tax_conventions/press_release/20181203ar.htm

2. ジャマイカとの租税条約 – 締結交渉開始及び実質合意

財務省は12月7日、日本国政府とジャマイカ政府が租税条約の締結交渉を12月10日より開始することを公表しましたが、12月21日、実質合意に至ったことを公表しました。

この条約は、今後、両国政府内における必要な手続を経たうえで署名され、その後、両国における国内手続(日本の場合は国会の承認を得ることが必要)を経て、発効することとなります。

《財務省プレスリリース》

日本語: ジャマイカとの租税条約の締結交渉を開始します

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20181207jm.htm

ジャマイカとの租税条約について実質合意に至りました

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20181221jm.htm

英語: Negotiations for Tax Convention with Jamaica will be Initiated

https://www.mof.go.jp/english/tax_policy/tax_conventions/press_release/20181207jm.htm

Tax Convention with Jamaica Agreed in Principle

https://www.mof.go.jp/english/tax_policy/tax_conventions/press_release/20181221jm.htm

3. コロンビアとの租税条約 – 署名

財務省は12月19日、日本国政府とコロンビア共和国政府との間で「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とコロンビア共和国との間の条約」の署名が行われたことを公表しました。コロンビアとの間にはこれまで租税条約は存在せず、本条約は、両国の緊密化する経済関係等を踏まえて新たに締結されるものです。

本条約は、両国間で生ずる二重課税を除去するため、両国において課税することができる所得の範囲を定める規定等を設けていま

す。また、本条約の締結によって、両国の税務当局間において、本条約の規定に従っていない課税についての協議、租税に関する情報交換及び租税債権の徴収共助の実施が可能となります。

《財務省プレスリリース》

日本語: コロンビアとの租税条約が署名されました

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20181220co.htm

英語: Tax Convention with Colombia was Signed

https://www.mof.go.jp/english/tax_policy/tax_conventions/press_release/20181220co.htm

4. ベルギーとの新租税条約 – 発効

財務省は12月21日、「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とベルギー王国との間の条約」(2016年10月12日署名)を発効させるために必要な相互の通告が12月20日に完了したことを公表しました。これにより、本条約は、2019年1月19日から効力を生じ、日本においては次のものについて適用されます。

- 課税期間に基づいて課される租税: 2020年1月1日以後に開始する各課税期間の租税
- 課税期間に基づかないで課される租税: 2020年1月1日以後に課される租税

本条約は、1970年に発効(1990年及び2013年に一部改正が発効)した現行条約を全面的に改正するものであり、具体的には、事業利得に対する課税の改正、投資所得に対する課税の更なる軽減のほか、条約の濫用防止措置、仲裁手続及び租税債権の徴収共助が導入されます。

《財務省プレスリリース》

日本語: ベルギーとの新租税条約が発効します

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20181221be.htm

英語: New Tax Convention with Belgium will Enter into Force

https://www.mof.go.jp/english/tax_policy/tax_conventions/press_release/20181221be.htm

5. エクアドルとの租税条約 – 署名

財務省は1月15日(日本時間1月16日)、日本国政府とエクアドル共和国政府との間で「所得に対する租税に関する二重課税の除去

並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とエクアドル共和国との間の条約」の署名が行われたことを公表しました。エクアドルとの間にはこれまで租税条約は存在せず、本条約は、両国の緊密化する経済関係等を踏まえて新たに締結されるものです。

本条約は、両国間で生ずる二重課税を除去するため、両国において課税することができる所得の範囲を定める規定等を設けています。また、本条約の締結によって、両国の税務当局間において、本条約の規定に従っていない課税についての協議、租税に関する情報交換及び租税債権の徴収共助の実施が可能となります。

《財務省プレスリリース》

日本語: エクアドルとの租税条約が署名されました

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20190116ec.htm

英語: Tax Convention with Ecuador was Signed

https://www.mof.go.jp/english/tax_policy/tax_conventions/press_release/20190116ec.htm

V. その他

国税庁 — 質疑応答事例の更新

国税庁は12月26日、「質疑応答事例」を更新しました。法人税のセクションでは、たとえば以下の質疑応答事例が追加されています。

- 税効果会計を適用している法人が租税特別措置法上の諸準備金等を剰余金の処分により積み立てた場合における損金算入額(法人税申告書に「明細表」を添付する場合)

<http://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/27/19.htm>

2018年2月、日本公認会計士協会の会計制度委員会報告第10号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」が廃止されましたが、この質疑応答事例では、2018年4月1日以後に開始する事業年度においても、これまでと同様、税務上の諸準備金等の積立額を明らかにする明細表を作成し法人税申告書に添付した場合には、積立金方式による諸準備金等の積立額とこれに係る税効果相当額との合計額を特別償却準備金等として積み立てたものとして取り扱われることが明らかにされています。

【上記に関するe-Tax News】

KPMG Japan e-Tax News No. 166 (2018年12月27日発行)

税務コンテンツ

本稿でご紹介したKPMG Japan tax newsletterおよびKPMG Japan e-Tax Newsは、以下のウェブサイトからアクセスいただけます。

kpmg.com/jp/tax-topics

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

—————
KPMG 税理士法人

Info-tax@jp.kpmg.com

担当：大島 秀平、風間 綾、山崎 沙織、内藤 直子

新収益認識基準が企業経営に与える影響の考察

～プロジェクトの進め方と留意点～

有限責任 あずさ監査法人

アカウントティングアドバイザーサービス

パートナー 森居 達郎

企業会計基準委員会（ASBJ）から平成30年3月30日、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下、上記2つをまとめて「新収益認識基準」という）公表されました。「新基準」は国際的な会計基準との整合を考慮したものであり、同年の4月1日より開始する事業年度から早期適用が可能となっており、一部の企業にて早期適用がされると予想されています。

「新収益認識基準」に関しては、想定される会計基準適用のインパクトや対応を中心に、新基準の内容の解説、業種別にみた影響の詳細、システムへの影響・システムとの関連等についてシリーズにて解説してきました。

新基準の適用は、期間損益でのトップラインの計上に関連するものであり、計上のタイミングや表示される金額に影響を与える可能性があります。本シリーズ最終回となる本稿では、新基準適用を進めるプロジェクトを遂行することに関連し、プロジェクトの概要と留意点について、解説を加えます。なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



森居 達郎

もりい たつお

【ポイント】

- 導入プロジェクトを進めるにあたり、主な影響項目について、スケジュール化を行う。
- プロジェクト初期の段階で、概括的に想定される影響の程度を把握すると効果的である。
- 企業により、新基準適用が影響する範囲や想定される影響程度・金額に大きな差がある。
- 重要な影響が想定される場合、経営管理指標と関連させることが効果的である。
- 影響する諸データを把握するため、システムの見直し、改修が必要となることがある。
- 企業の収益獲得モデル・ビジネスモデルに重要な影響を与える場合がある。

2. 概要分析

(1) 概要分析の目的

概要分析では、新収益認識基準への対応が必要となる可能性のある会計論点の種類、影響を受ける可能性のある取引事象について網羅的に概要を把握し、影響の程度の概要を把握することが目的となります。影響のある重要な取引については、影響の及ぼす程度の大枠を把握します。プロジェクトの初期の段階で、主要な論点の概要を把握し、企業に与える影響の可能性、影響に関連する主な領域を把握することで、その後に展開する計画策定に寄与します。

調査方法として、質問書・質問リストを利用したアンケート調査、回収された質問回答内容に基づき、主要な論点項目に関連する関係者、関連部署、関連するグループ会社にヒアリングを実施する方法などが想定されます。

この段階での分析の目的は概要を把握することにあるため、確認する範囲を網羅的・詳細にし過ぎないようにすること、質問項目、ヒアリング項目をできるだけ理解しやすいような表現とする、企業の内部で使用している用語に置き換えるなど説明に工夫を加えると良いです。

(2) 分析単位の決定

概要分析を効果的に進める工夫として、分析を行う単位を工夫することが考えられます。個々の取引の分析を対象とすることは、網羅的に詳細に分析できる点で効果的ですが、分析単位が細かくなり、概要を把握するのに時間と労力を要することが多くあります。

例えば、効率的に分析する工夫として、商流を分析の基礎とする方法があります。分析の対象数が限定され、早期に効率的に概要を分析することができます。セグメントや事業部種別の分類を踏まえ、代表的な商流を抽出する方法が効果的です。

また、企業のビジネスや業種から主要となる論点が絞られることもあります。取引後に一定の価格変更や値引きが行われるもの、一つの取引の中で、財・サービスを導入し、その後にサポートやメンテナンスが必要となるもの、本人取引なのか代理人取引なのか重要となるものなど、ビジネスや業種と関連性が高い項目もあり、概要を把握するにあたり焦点を絞ることもできます。

3. 詳細分析

概要分析の結果取り出された論点を踏まえ、重要な影響を及ぼす論点について詳細な分析を行います。概要分析の段階で商流別の分析に留めている場合、詳細分析の段階で個々の取引、個々の契約単位を対象として詳細な分析を行います。会計処理が変更となる論点については、変更による影響額の算定を行います。

新収益認識基準を適用する場合での会計基準の適用に係る解

釈、会計処理の方法等、自社の会計方針を決定します。新収益認識基準適用にあたっての解釈、方法等について、内容を決定し、各種規定や要領、指針、マニュアル等として文書化します。

個々の取引単位で履行義務を分析する段となって、識別された履行義務を把握するための情報・データが十分に取れないこと、みつからないこともあり得ます。また、履行義務の相当する約束について、作業単位レベルに分解して個々の実行部署・実行チームで分業が進んでいるケースなどで、個々の作業レベルでのデータがとれるものの、元となる契約との関係で、十分に分析ができないケースなどもあります。必ずしも、分析したい履行義務の単位と、企業で管理・保管している情報とが一致せず、詳細分析に相当程度の労力が必要となることもあり得る点留意が必要です。

4. グループ会社への展開

グループ会社における論点の分析・整理においては、グループ各社における主要なビジネスの商流が親会社と類似する場合と、親会社とは大きく異なる場合とに分けて実施計画を策定することが効果的です。親会社と同種のビジネス商流を持つグループ会社については、親会社における詳細分析の結果・会計処理方針を踏まえて、展開すると効率的に進めることができます。

一方、親会社の異なるビジネス商流が中心となるグループ会社や、買収や事業再編等に伴い全く別々の会社であったものが新たにグループ会社になるケースにおいては、親会社での詳細分析結果を待たずにタスクをスタートすることが効果的です。グループ会社でのビジネス規模が大きくかつ商流が複雑な場合、日常の連絡体制が必ずしも十分でないような拠点があるなどの場合、コミュニケーションに時間や労力を必要とし、調査がなかなか進まないこともあり得ます。

特に、本社や主要事業会社とビジネスが異なる海外拠点などでは、親会社が十分に把握できていない可能性もあり得ます。質問書の展開、回収や、アンケート実施におけるコミュニケーションに時間と工数が必要となることもあり配慮が必要です。

5. 税務への対応

法人所得税と消費税とを区分して税務対応を進めます。

(1) 法人所得税

法人所得税の算定では、新収益認識基準の考え方を、基本的には取り込むこととされました。ただし、完全には一致しない部分もある点に注意が必要です。例えば、返品権付販売において、新収益認識基準で計上される返金負債計上額については損金にはならず、会計処理と税務取扱いとの間で差異が残ります。

(2) 消費税

消費税に関しては、課税資産の譲渡等の対価の額は、今回の新収益認識基準に基づく売上収益の認識の考え方の変更に影響されません。仮受消費税は現状での契約ベース・キャッシュベースを中心とする処理を前提とします。現行の売上高の計上において、売上高との計上と課税売上高の計上について同一の金額を計上している企業が、新収益認識基準の適用の結果、会計上の売上高と消費税の課税売上高の計上と売上の計上の金額やタイミングが変更となる場合、会計上の取引データと消費税上の課税売上データを別々に管理できるようにする必要があります。例えば、売上高を履行義務の履行に基づき計上されることになる状況で、一方、課税売上高の金額やタイミングが契約書に基づいて認識され、請求・回収される場合、両者の間でズレが生じる可能性も生じ得ます。また、新収益認識基準の適用は、課税売上割合の算定への影響を通じ、重要な影響を与える可能性もあるため、影響について、慎重に検討することが大切です。

6. 開示への対応

新収益認識基準に対応して求められる詳細な指針、基準は現時点（2019年2月初旬時点）においては未公表となっており、今後の指針等の動向に注意が必要です。

開示内容の検討では、開示に必要な内容について開示事項を網羅するチェックリストを用いることも多くあります。チェックリストを用いて、開示項目の有無、該当事項の有無を確認し、該当事項の質的重要性、量的重要性を鑑み、注記など開示すべき内容、項目、開示方法について整理を行います。不足する情報について、情報収集の方針を決定し、情報収集体制の整備、情報ルートの整備が必要です。

7. 業務、システムへの対応

会計処理が変更となる取引について、対応方針を決定します。情報収集、会計処理にあたり、業務の変更、システムの変更が必要と判断されるものについて、業務やシステムの変更、修正、見直しを実施します。一定の影響があると識別された会計論点・項目について、対応の要否、対応の方法を慎重に判別します。現状のシステムを土台として、一部業務の変更やデータの識別、決算時等の複雑ではない集計・加工で対応することが可能となることもあります。一方で、取引基礎データの集計内容や個々のデータに基づき一定の計算を実施するようなケースなど、システムの改修や変更が必要となる場合があります。

システムの変更や改修には、一般的に多くの労力と時間を要することが少なくありません。システム改修や変更、更新を実施するかどうかは慎重に決定することが適切です。システムの改修・変更

を計画する場合、プロジェクトタスクの全体計画を踏まえて、システム改修等プロジェクトの位置付を計画することが適切となります。システムに係るタスク・作業に十分な時間をとること、システム改修・更新後に期待される処理が正確に機能するかどうかについて、確認・検証テストを実施する時間に配慮することがポイントとなります。したがって、できるだけ早期の段階で全体的な影響を把握し、システム対応が必要かどうかについての判断をすると良いでしょう。

8. 経営管理への影響

経営管理における指標として、売上高、受注高、完成工事高など、収益の総額が主要な目標指標、経営管理上の指標としている企業は多くあります。年次決算、四半期決算の開示としてだけでなく、日常での目標数値として、収益の総額を利用しているケースも多くみられます。月次管理数値、週次管理数値、日時管理数値として、収益総額での数値を利用するケースもみられます。

新収益認識基準の適用によって、金額的に重要な影響がある場合には、予算管理・経営管理で利用している指標や指標の算出方法について、見直しを実施することが効果的と考えられます。

III. プロジェクトを進めるにあたっての留意点

新収益認識基準の適用は多くの企業に一定の影響が生じると予想されますが、影響の範囲や程度は、一様ではありません。

グループ会社を含めて、一点一点の取引の範囲が明瞭で、履行のタイミング・金額が明確であり、履行義務の履行の都度、取引に係る債権が決済されるようケースでは、新収益認識基準の適用による影響が小さいかもしれません。取引に伴う値引きや特典付与などの販促の仕組みが単純であるケースなどでは、採用する基準の変更による影響が小さいこともあり得ます。

一方、製品の販売と長期に付随する保守・メンテナンスを含めたビジネスが中心なケース、取引状況に応じた価格調整のインセンティブが複雑なケースや、取引に関連するポイントが複雑に付与されているケースなど、基準の変更がビジネスの見直しの必要性に影響を及ぼす可能性のあるケースも想定されます。本人取引・代理人取引の新基準の適用が、企業の営業方針・方策の根幹と関連するケースも想定されるかもしれません。また、プロジェクト遂行に必要な見積作業量は、取引や商流の性質の複雑性や、新収益認識基準での取引計上に必要なデータが計上・保管されているかどうかなどにより、大きく異なります。

まずは、実情、予想される影響の程度、関連する業務範囲を踏まえ、適切にプロジェクトを計画し、進めることが望まれます。

1. プロジェクトの位置付

新収益認識基準適用による影響の程度は企業によって様々です。新収益認識基準対応について、何を対象として、何を検討・変更するのかについて、企業内部における関係者のしっかりとした理解と決断が必要となります。企業内におけるプロジェクトの位置づけ、目標、プロジェクト遂行の結果が及ぼす範囲を明確にします。重要な影響が及ぶ程度・範囲と実施するプロジェクトの範囲との間にズレがあることは望ましくありません。適切な範囲と対象領域の設定、関係者の理解と協力は不可欠です。

基準を変更することによる金銭的な影響がとて大きいケースもあり、注意が必要です。例えば、百貨店などにおける消化仕入れ取引の処理、代理人としての業務を中心とする取次業、卸業をビジネスの中心としている企業では、売上高そのものに大きな変化があることも想定されます。重要な影響が生じ得ることが企業マネジメント層に十分に理解されない状態でプロジェクトが進んでしまう場合では、プロジェクト後半になって影響の大きさが認識される段階で大きな誤解・混乱が生じてしまう可能性があります。新収益認識基準適用が迫っている段階で、プロジェクトの手戻りや見直しが必要になってしまう可能性があり、望ましくありません。

適用まで時間的な余裕がある段階で、変更が及ぼす影響を概括的に把握し、重要な影響を及ぼす程度を踏まえ、全社的にプロジェクトの位置付を共有し、本格的なプロジェクトの展開を進めることが望まれます。特に、重要な影響が、企業活動の中心となるビジネスモデルとの関連による影響が大きい場合、注意が必要です。

2. ビジネスモデルへの影響

収益の獲得活動・付加価値創出活動のモデル・ビジネスモデルは、企業により様々です。新基準の適用によって、現状の企業活動の成果として表示される金額の大きさやタイミングに重要な影響がもたらされる可能性があります。企業活動の成果の表示のされ方、タイミングの影響を受ける場合、重要な影響をもたらす要因がどこにあるのかを十分に理解を得て、認識を共有することが必要です。

影響の大きさや重要な影響をもたらす要因の内容によっては、企業マネジメントとして、収益獲得活動、ビジネスモデルの見直しを行うことで、重要な影響をもたらす要因そのものを変更することも考えられます。例えば、様々な履行義務を含む取引の場合、売上の計上が大きく変更となる可能性があります。主となる製品の販売やサービスの提供を最初に行い、その後保守業務・メンテナンス業務や継続的な製品やサービスの改良、アップデートなどのサポートをすることを含めて一連のビジネスとしているケースが想定されます。こうしたケースにおいて、取引条件等の見直しや変更を行うことで、影響の程度や影響の発生のタイミング・金額などが変化し

ます。新収益認識基準による変更後の会計処理を想定し、逆算的に、ビジネスのあり方・ビジネスモデルそのものの検討、見直しを行うことも対応策の一つです。

また、本人取引、代理人取引についても、その影響が甚大となる可能性があります。代理人取引にあたるか本人取引にあたるかは個々の財・サービス毎に行いますが、必ずしも明瞭に線引きができないケースもあり得ます。新収益認識基準適用の結果、収益高・売上高が想定以上大きく変わりすぎるのであれば、取引内容自体、ビジネスのモデルの見直しを行うといった対応も考えられるかもしれません。

IV. おわりに

会計や税務の側面からは、詳細に分析を行い、より正確に処理を行うことができるよう、緻密に業務処理ルールを整備し、情報を確実に処理・格納できるような仕組みを構築整備し、運用することが大切です。

一方で、収益の獲得活動は、企業活動の成り合いやビジネスの仕組み、経営理念・目標と大きく関わります。影響の程度が大きいケースなど、適用基準の変更が企業目標や企業のマネジメントそのものに深く影響を与えることもあり得ます。

プロジェクトの影響や位置付の把握、確認が大切となります。数値の見方・計上の仕方が変われば、その企業活動そのものや存在意義そのものへの考え方、ビジネスモデル、企業グループの構成要素などを見直す必要があるかもしれません。収益変更に係るプロジェクトが中心的となるものの、ビジネスに与える影響が大きい場合は特にこれらの点からの影響を考慮する必要があります。企業最高マネジメント層の理解、経営方針との整合性を踏まえた上で、プロジェクト計画の策定や対応策への着手を行うことが効果的となります。

収益認識コンテンツ

ウェブサイトでは、収益認識に関する情報を紹介しています。
kpmg.com/jp/revenue

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
 アカウンティングアドバイザリーサービス
 パートナー 森居 達郎
 TEL:03-3548-5120 (代表電話)
tatsuo.morii@jp.kpmg.com

デジタル変革に向けた IT 戦略策定のポイント

KPMGコンサルティング株式会社

ITアドバイザー

パートナー 浜田 浩之

ディレクター 久保田 士郎

シニアマネジャー 鈴木 武佳

KPMGの2018年度CIO調査では、IT投資が過去20年で最大となる一方で、これまで伸びていたデジタル戦略の策定状況が一転して減速するなど、デジタル変革を推進することの難しさが垣間見える結果でした。

AI（人工知能）やデータアナリティクスなどの新たな技術は、導入アプローチを含めて従来のITテクノロジーとは異なる点が多く人材の育成・調達が難しいことに加えて、企業やITベンダーの人材が既存システムの維持管理に多くの時間を割かれており、必要な人材や投資をデジタル変革のために投入できないことが主な阻害要因と考えられます。

すなわち、デジタル変革の推進には新たなテクノロジーに対応する人材の確保と、既存システムにかかるコストや人材への負担の低減を目指した全社的なIT戦略が重要となります。

本稿では、企業におけるデジタル変革を効果的に推進するためのIT戦略策定のポイントについて解説します。

なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。

【ポイント】

- KPMG の2018年度CIO調査では、多くのITリーダーがデジタルの活用がビジネス戦略の推進に効果的と考えており、販売や新規顧客獲得といったフロントエンドへの活用を重視しているものの、ビジネス目標の達成に非常に効果的とする回答は少数であった。
- 経済産業省のDXレポートでは、長期にわたり個別最適に開発と改修を続けてきた既存システムが複雑化・ブラックボックス化しており、これを使い続けることで維持管理のためのコストや人材の負担が増大しデジタル変革に必要なリソースが投入できないという問題を指摘している。
- 部分的なデジタルテクノロジーの導入やシステム改修ではなく、デジタル時代にふさわしいアーキテクチャの再構築とクラウドなどの優れた製品やサービスの活用を、業務改革と同時に進める必要がある。変化に対し即応性が高いシステムと高度なスキルを備えた人材の確保、全社的なデジタルリテラシーの底上げがデジタル変革に向けたIT戦略策定のポイントとなる。



浜田 浩之
はまだ ひろゆき



久保田 士郎
くぼた しろう



鈴木 武佳
すずき たけよし

I. デジタル変革に各社苦戦の様相

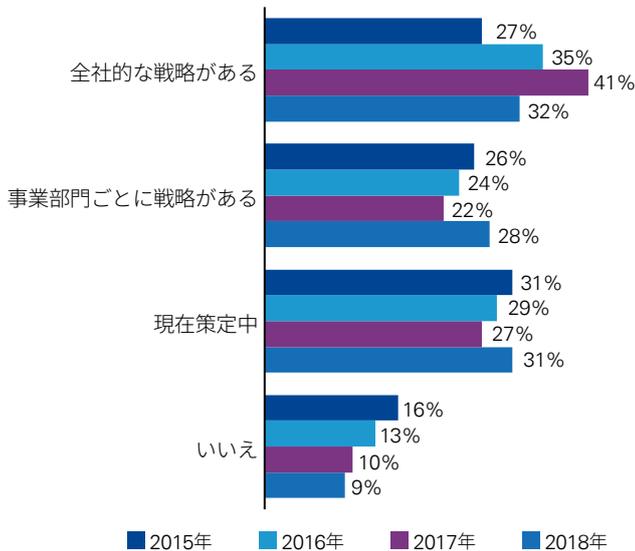
1. 全社的なデジタル戦略があるとする回答が減少

2015年から2017年までのCIO 調査¹では、全社的なデジタル戦略を掲げる組織が3年連続で増加傾向にありましたが、2018年は減少に転じ、前年の41%に対し32%にとどまりました(図表1参照)。

一方で、事業部門ごとに明確なデジタル戦略があるとの回答は増加しました。これはフロントのセールス・マーケティング・顧客体験といった業務についてはデジタル戦略を策定したうえで改革が進んでいるが、ミドル・バックオフィス業務については改革が進んでいない等、デジタル化の推進状況に濃淡が生まれていることが考えられます。

図表1 過去4年間(2015-18年)のデジタル戦略策定状況

自社組織にはデジタル化における明確なビジョンと戦略がありますか？



出典：Harvey Nash/KPMG 2018年度CIO調査

2. デジタル変革の必要性は理解しているが進められない

KPMGの2018年度CIO調査の中で、従来型ITとデジタルのゴールについて企業のITリーダーに尋ねたところ、デジタル変革が業界にもたらす効果とその重要性は十分に理解しつつも、実際のデジタル変革への取組みについては消極的な回答が目立ちました。

多くのITリーダーにとって、「コアビジネスシステムのデジタル化」と「包括的なデジタルビジョンに基づく意思決定」は難しい課題のようです。

また、ITリーダーの4分の3以上はデジタルの活用がビジネス戦略の推進に効果的と答えており、デジタルを活用した顧客満足度の

向上や新規顧客の獲得といった点を重視しているものの、ビジネス目標の達成に向け、デジタルの活用が非常に効果的とする回答は10人中3人にも満たないという結果でした。

一方、2018年9月に経済産業省から公表されたDXレポート²では、長期にわたり個別最適で開発・改修を重ねてきた既存システムの複雑化・ブラックボックス化が招く弊害が指摘されています。

既存システムを継続して使用し続けた場合、AIやアナリティクスに必要なデータは、今後さらに複雑化したシステムから取得することとなり、利用可能な状態に加工するための多大な工数やコストが必要となります。

それに加えて、デジタル変革の担い手として期待されるIT部門の人材が複雑化した既存システムの維持管理に膨大な工数を割かれ続けることから、既存システムの抜本的な見直しが急務であると指摘しています。

3. 今こそデジタル変革を推進する好機

先に挙げたDXレポートや、各種メディアにおいても、「2025年の崖」の克服が大きく取り上げられています(2025年には基幹システムを21年以上使い続ける企業が全体の6割に達し、IT予算の9割以上を保守運用に使わざるを得ない状況に陥るため、最大で年12兆円の経済損失が生じる恐れがあると報告されています)。

このような状況から国や市場が大々的に企業や組織のITシステムの改革を後押しするといった機運が高まっており、ITリーダーにとってはデジタル変革に向けた社内予算の獲得やリソース協力を得る好機と捉え、一刻も早く変革に着手すべきと考えます。

この好機を活かして他社に先んじて変革を進めていきたいが、足元にある課題に対してどのように対応したらよいか、解決策にはどのようなものがあるのか、次章以降でデジタル変革に向けてKPMGが考える解決すべき主要課題と、それらを効果的に解決に導くIT戦略策定のポイントを解説していきます。

II. デジタル変革の足元にある課題

KPMGの2018年度CIO調査やDXレポートからの示唆だけでなく、KPMGがこれまでに行ったデジタル変革に向けた戦略や構想・企画等の業務支援の経験から、次の3つがデジタル変革を阻む主な課題であると考えます。

1. デジタル化に必要なデータが揃わない

長期間にわたり開発・改修を重ねてきている複数の社内システムで利用されている多種多様なデータを、定期的に最新の状態に

1. Harvey Nash/KPMG CIO調査は、世界最大規模の回答者数を誇るITリーダーを対象とした調査。

2. DXレポートとは、経済産業省が我が国企業がデジタルトランスフォーメーション(DX)を実現していく上でのITシステムに関する現状の課題の整理とその対応策の検討を行い、『DXレポート～ITシステム「2025年の崖」の克服とDXの本格的な展開～」として取りまとめ、2018年9月に公表した報告書。

保全できている企業は少ないのが現状です。デジタル変革に向けて新業務プロセスに基づくソリューションやツールのPoC（実機検証）を実施しようとする段階になると、データを蓄積する仕組みはあるものの価値のあるものに変換できていない、その結果、実ビジネスへの有効性検証に十分なデータが揃わないため、単なるソリューションやツールの機能検証に終わってしまうといった問題が発生します。デジタル技術で活用するデータを適宜取り出せる状態にシステムを整備するにしても、長期間にわたって運用してきた既存システムに係るデータの構成情報を紐解く書類の不整備や、担当者の退職により情報収集が困難な状況に陥るケースも多く見受けられます。

2. デジタル化の対応にリソースが割けない

本来デジタル変革の推進に最も活躍が望まれる情報システム部門の多くは、既存システムに係る社内からの各種問合せや、法規制の変更に係る改修対応といった普段の運用・保守においても、担当要員が不足しがちな状態が続いており、日々の運営の遣り繰りを行っている様子が垣間見えます。

また、不定期に発生するシステム障害対応や保守切れによるシステムの入替対応など、維持費だけでも多くの予算を確保しなければならない状況の中で、外部リソースの支援を受けながら、優先順位をつけて改善・改革の個別プロジェクトを推進していくなど、足元にある既存システムにリソースをとられ、デジタル変革にリソースを割く余力がない状況になっていると考えます。

3. デジタルテクノロジーの知見を有した人材が足りない

AIやアナリティクスといったデジタル化時代に積極的な活用が求められる技術要素は、これまで企業の情報システム部門で数多くのシステムの企画・開発や運用保守を通して培われた技術の応用展開では対応しきれないと考えます。

人材の育成や外部有識者の獲得など、変革を推進する体制を整備するにも内外ともに人材が不足しています。各企業が同様の課題を抱えている中で、外部人材も豊富にいるわけではありません。特に、ベンダー側の立場でデジタルテクノロジーに係ってきた人材ではなく、ユーザー側の立場で係ってきた人材、さらには、自社の業務特性を理解している同業他社といった形で人材像を絞り込んでいくと、益々、厳しくなっていきます。

III. IT戦略策定上のポイント

デジタル変革の実現に向けて先に挙げた3つの主要な課題に対し、KPMGが様々なクライアント企業に対し提供してきた各種サービスを適用したIT戦略策定上のポイントを説明します。

1. 全社レベルで最適なシステムのデザインを定義

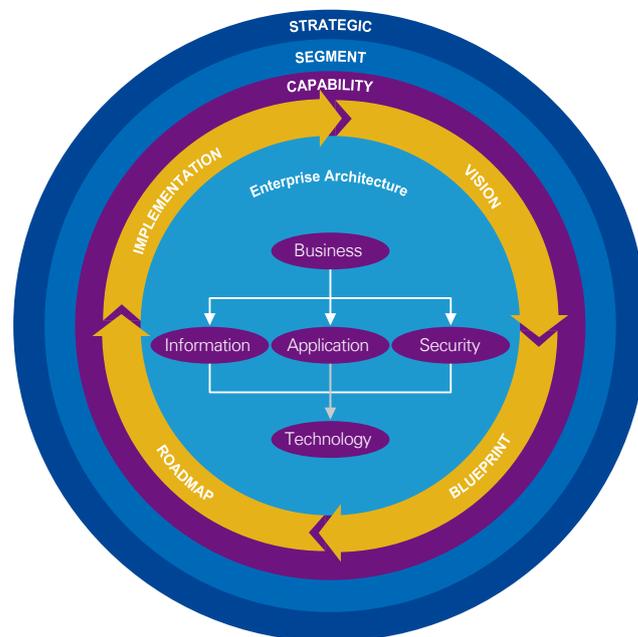
デジタル変革においても、IT戦略策定を進めるにあたって各社の要件を正確に把握・分析するツールとして「エンタープライズアーキテクチャ(EA)」が有効と考えます(図表2参照)。経営方針と事業戦略との整合を担保した全社レベルで最適なシステムのデザイン定義に寄与します。

ビジネス、情報(データ)、アプリケーション、セキュリティ&テクノロジーの4階層で、自社のIT基盤の最適化に向けた企画・構想から要件定義までを推進していきます。検討の観点(ポイント)は以下のとおりとなります。

- 業界特性を踏まえたビジネス戦略を早期にまとめる
- データ資産をビジネスの俊敏性に適応させる
- アプリは外部連携への即応性を高める
- デジタルテクノロジーへの進化に向けて古いものは大胆に捨てる

4階層はいずれも欠かせない重要な要素ですが、その中でも、デジタル変革の実現に向けて鍵となるのは、「ビジネス:Business Architecture」と「情報(データ):Information (Data) Architecture」だと考えます。

図表2 エンタープライズアーキテクチャ



- 1 Business Architecture
- 2 Information Architecture
- 3 Applications architecture
- 4 Security & Technology Architecture

出典: KPMG Enterprise Architecture Talk Book

ビジネスについては、業界特性に応じたベストプラクティスを調査・分析し、自社のデジタル変革に向けたビジネス戦略を市場の変化に俊敏に対応できるよう、早期にまとめることが重要になると考えます。KPMGが有するソリューション「Connected Enterprise」は、KPMG独自の知見や経験に基づいたデジタルを活用したビジネスモデルの将来像が業種別に定義されており、現在のビジネスモデルとの比較により企業が戦略として取り組むべき課題と対応施策をクイックに提示することができます。

情報（データ）については、IoTに活用されるセンサー技術などテクノロジーの進化に伴い、フロント、ミドル、バックの各部門から大量に類似のデータが日々発生していきます。その中から業績管理指標の把握・分析、経営への示唆出しを迅速に実現するためのデータ活用の仕組みや、社内だけでなく社外連携も見据えたよりタイムリーなデータ活用の仕組みなど、データ資産をビジネスの俊敏性に適応させるための仕組みづくりはデジタル変革実現の要になると考えます。

2. 優れた最新のサービスを最大限活用

レガシーシステムの維持・管理のように長期間にわたって同じシステムを自社で運用、または、法規制の変更に合わせて自社で機能改修を繰り返すといった従来型ITの調達・運用保守スキームからの脱却を果たす必要があります。さらに、システム基盤は可能な限り既成の標準パッケージやクラウド型サービスの積極的な採用により、シンプルで変化に対する適応性が高いシステム基盤を志向する必要があります（近年は、業務適合性の高い標準パッケージやサービスの品揃えが充実しています）。

検討の観点（ポイント）は以下となります。

- 既存システム刷新は業務要件に応じて手組みする機能やシステムの極小化を志向する
- 外部イノベータやエコシステムとの連携、クラウドファーストの取組みを志向する

また、従来型ITからの脱却は、各社の事業を支えるIT基盤の大改革として、中長期的な期間・規模の取組みになるケースが考えられます。このような全社的なプログラムや大規模プロジェクトの推進に際しては、経営陣から厳しい視線にさらされることが多く、最新の進捗状況を社内発信できる状態にしておくことは言うまでもなく、経営陣からの支援を取り付けられるような推進上の工夫（ポイント）が必要となります。

- 大規模な基盤改革は段階的なアプローチを採用し、効果の早期創出を図る
- ITサービスの徹底した標準化とマネジメント能力の強化を図り、実装方式は自社で抱えず、複数案を最新化した状態で保持しておく

3. デジタルリテラシーを全社的に底上げ

ここ数年のデジタル化の波は我々の基本的なリテラシーを劇的に変えるだけのIT環境の変化をもたらしています。クラウド、モバイル、SNS、拡張現実（AR）／仮想現実（VR）、IoTは今やビジネス環境のあらゆる場面で普通に活用されています。また、デジタルネイティブと呼ばれる人材がビジネスの現場で活躍していることも日常的な光景として、何ら特別なことではありません。

KPMGは、もはやデジタルは何ら特別なことではないと考えています。社内でITリテラシーを高めるために各種トレーニングプログラムを計画的に社内教育に組み込むのと同様に、全社員向けにデジタルテクノロジーに係るリテラシーの底上げ（ポイント）を推進しています（図表3参照）。

図表3 テクノロジーファウンデーションの提供



出典：KPMG Technology Foundation Program

- 短期的には外部人材の活用も必要だが、中長期的には教育プログラムによる全社員のデジタルリテラシーの底上げを図る
- デジタルテクノロジーやツールを利用者目線で使いこなせる自社に合ったデジタル人材を育成する

デジタル変革の推進に伴い、各事業の業績データの把握・分析から対策に繋げることが、今後より一層、経営側から求められていくと想定されます。AIを活用して高度な判断を自動化したり、データの構造化や分析を自動化するデータアナリティクスの仕組みを構築できる人材や、それらを活用してビジネスの現場に有効な示唆を提示できる人材ニーズの高まりはDXレポートの「ユーザ企業において求められる人材」でも言及されています。このような人材は、ビジネスへの深い理解や統計解析手法といった高度な知識やスキル、先進技術が要求されるため、IT戦略の一環として中長期的に育成を進めていくことが重要です。

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMGコンサルティング株式会社
 パートナー 浜田 浩之
 TEL：03-3548-5111（代表電話）
 hiroyuki.hamada@jp.kpmg.com

AI活用に求められるAIガバナンスと リスクマネジメントとは？

KPMGコンサルティング株式会社

IT Risk Management

パートナー 山下 雅和

ディレクター 荒川 卓也

シニアコンサルタント 堀井 恒文

昨今、人工知能（AI）の技術進展に伴い、各企業・団体によりAI活用が検討・試行され、各種業務やサービスなど、ビジネスへのAI活用の事例が増えてきました。しかしながら、AIは従来のITシステムとは異なる点や、システム部門だけではなく現場部門が独自に導入するケースも増える中で新たなリスクも内在しており、これまでのITガバナンスやリスクマネジメントの枠組みでは対応が不十分である可能性があります。そのため、AIの活用が推進される一方で、AIに対するガバナンスやリスクマネジメントの必要性が議論されるようになっていきます。ビジネスにおけるAI活用は大きな利益をもたらす可能性を秘めており、ビジネスを成功させるためにAI特有のリスクへの対応は、AI活用時の重要なポイントとなりつつあります。

本稿は、国内外のAIのガバナンスに関連した動向について紹介するとともに、AI活用におけるガバナンスやリスクマネジメントのポイントについて解説します。

なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。

【ポイント】

- 各国及び国際的な枠組みにおいて、AIのガバナンスに関する議論が進んでおり、AI開発時や利活用時における原則やガイドラインが徐々に整備されつつある中、その対応準備が求められている。また、最新の動向を注視し、企業の導入状況に応じた原則や基準の適用判断も必要である。
- 企業がAIに対するガバナンスを構築する上では、特にAI技術の特性に大きく依存し、各国の議論対象として共通となっている「公平性」「倫理性」「説明責任」「透明性」について十分な検討を行う必要がある。
- 適用検討を行う場合は、AIで特有となるリスクも多いため、各種ガイドラインやAI Risk Control Matrix（AI RCM）などの網羅的なリスクマネジメントをサポートするフレームワークの利用が有効である。



山下 雅和
やました まさかず



荒川 卓也
あらかわ たくや



堀井 恒文
ほりい ひさふみ

I. AIガバナンス動向とポイント

1. 日本政府の動き

日本政府は「Society 5.0」において、「先端技術が社会に実装され、今までにない新たな価値を生み出し、多様な人々がそれぞれの多様な幸せを尊重し合い、実現でき、持続可能な人間中心の社会を目指す」としており、AIをその実現を支える重要な技術の1つと位置付けています。AIを有効に活用し、ネガティブな側面を回避・低減するための各議論が進められている中で、内閣府のAI社会原則検討会議が2018年12月に「人間中心のAI社会原則(案)」と題した文書を公表し、パブリックコメントを経て2019年3月に正式に公表する予定としています。その内容は「基本理念」「ビジョン」「人間中心のAI社会原則」「AI開発利用原則」で構成され、特に「AI社会原則」として社会(特に、国などの立法・行政機関)が留意すべき基本原則を提言しています。そのため、日本国内では本原則(案)に沿い、必要に応じた法整備や社会環境整備などが進む可能性があり、個別の企業・団体がAIガバナンスやリスクマネジメントを整備する上でも重要な検討事項になると考えられます。以下に2018年12月に公表された「人間中心のAI社会原則(案)」の概要を紹介します。

(1) 基本理念

AIを人類の公共財として活用し、社会の在り方の質的变化や真のイノベーションを通じて、SDGs (Sustainable Development Goals) などで指摘される地球規模の持続可能性へ繋げることが重要であるとし、目指すべき社会として以下の3つを基本理念に掲げています。

- 人間の尊厳が尊重される社会(Dignity)
- 多様な背景を持つ人々が多様な幸せを追求できる社会 (Diversity & Inclusion)
- 持続性ある社会(Sustainability)

(2) ビジョン (AI-Readyな社会)

AIを有効かつ安全に利用できる社会を構築すること、すなわち「AI-Readyな社会」への変革を推進する必要があるとしています。「人」「社会システム」「産業構造」「イノベーションシステム」「ガバナンス」の在り方について、どのような役割が期待されるか、どのような変化・対応が必要なのか、などの観点をビジョンとして提示しています。

(3) AI社会原則

前述した「AI-Readyな社会」を実現し、社会の中で適切で積極的なAIの利用を推進するために留意すべき基本原則を定めることが

重要という考えの下、3つの基本理念を備えた社会を実現するために国や自治体をはじめとする社会全体で留意すべき「AI社会原則」として次の7つの原則を提言しています。

- 人間中心の原則
- 教育・リテラシーの原則
- プライバシー確保の原則
- セキュリティ確保の原則
- 公正競争確保の原則
- 公平性、説明責任及び透明性の原則
- イノベーションの原則

(4) AI開発利用原則

開発者や事業者の間では、基本理念やAI社会原則を踏まえたAI開発利用原則を定め、遵守すべきと考えられており、政府は早急にオープンな議論を通じて国際的なコンセンサスを醸成し、ソフトローな枠組みとして共有されることが重要としています。内閣府に先んじて総務省により公表された「AI開発原則¹⁾」や「AI利活用原則²⁾」や経済産業省から公表された「AI・データの利用に関する契約ガイドライン³⁾」等もこのような枠組みの1つと考えられます。

2. その他の各国の動向

国際的な主導権を執るべく、各国でAIガバナンスに関する議論

図表1 各国における議論

欧州	名称	Ethical Framework for Good AI Society
	発行	AI4People 2018年11月 対象: 限定せず
	主な内容	AIの判断過程をわかりやすく説明する責任を企業に課す、判断にどのようなデータを使用したかの情報開示制度を整える、AIの仕組みや運用が倫理的かどうかを監査する機関を設ける、倫理的なAIの認証制度を設ける、等の内容を含む。AI活用にあたっての規制検討に積極的な点が特徴的となる。
米国	名称	アシロマAI原則
	発行	Future of Life Institute 2017年1月 対象: 限定せず
	主な内容	人間にとって有益なAIを実現するために、安全、透明性、責任、価値の実装、プライバシー、人間による制御等を含む23の原則を提示。国策としてAI活用を推進しつつ自律型兵器等の具体的なリスクに言及した議論を展開している点が特徴的となる(企業による自主規制も顕著)。
シンガポール	名称	FEAT原則(Fairness/Ethics/Accountability/Transparency)
	発行	MAS 2018年11月 対象: 金融機関
	主な内容	データの管理および使用に係る内部統制強化のため、AIDA (Artificial Intelligence and Data Analytics) による金融商品およびサービスを展開する企業に対して、責任ある使用に関する指針を提供。金融機関がAIDA使用にあたり、公平性、倫理性、説明責任、および透明性を促進するための一連の原則を含む。対象を限定し、金融機関に向けて発行された原則である点が特徴的となる。

1 AIネットワーク社会推進会議「報告書2017 -AIネットワーク化に関する国際的な議論の推進に向けて-」(2017.7.28)の中で公表

2 AIネットワーク社会推進会議「報告書2018 -AIの利活用の促進及びAIネットワーク化の健全な進展に向けて-」(2018.7.17)の中で公表

3 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」(2018.6.15)

が活発に進められ、その内容が公表されています。代表的、特徴的なものとして、**図表1**に欧州、米国、シンガポールの取組みの一部を挙げます。また、ここで紹介していない国、団体等においても議論が進んでいます。各国、団体で地理的、文化的な違いからアプローチ方法や進展に多少の違いは見られますが、方向性は日本を含め概ね同じであり、各議論の対象テーマとして共通項が多く存在しています。特にブラックボックス化などのAI技術の特性に大きく依存する「公平性」「倫理性」「説明責任」「透明性」は、対象テーマとして大部分の議論に含まれ、AIガバナンスを考える上で重要な検討項目となっています。各議論が互いに内容を参照、共有しながら進められているため、現状では全体的にソフトローとしての枠組みとなっていますが、近い将来に国際的なコンセンサスが固まり、具体的な規制として登場する可能性があります。

3. AIガバナンス整備のポイント

前述したように、日本を含む主要国において現時点で具体的な規制を行っている国はありません。その状況で各企業のAIに対するガバナンス整備に際しては、以下の点が重要となります。

- AIガバナンスについては検討段階であるため、常に各国の議論での最新状況を注視し、各企業の状況に照らして原則やガイドラインの適用を検討する。
- AI技術の特性に大きく依存し、各国の共通の議論対象テーマになっている「公平性」「倫理性」「説明責任」「透明性」については重点的な検討を行う。

II. AIリスクとコントロールのポイント

1. AIのガバナンスとリスクマネジメントの重要性

AIの適切な利活用に向けてポリシー、組織体制、管理プロセス、基準、レポートなどのガバナンスを整え、その下で、係りリスクを管理していく必要があります。AIによる誤ったアウトプットが企業経営に与える影響を見極め、適切にコントロールしていか

なければ、重大な判断ミスやインシデントに繋がる可能性があります。AIの戦略的活用とリスクマネジメントは今後の企業経営における両輪として認識すべきです。

2. AI Risk Control Matrix (AI RCM)

KPMGでは、AIの安全な開発利用に関するリスクとコントロールのフレームワークとしてAIに係るRCMを設計・定義しており、各国の議論を注視し、フレームワークの策定・更新を行っています。RCMではAIのリスクコントロールを**図表2**のように17の領域に分割し、それぞれの領域に対してのリスク（78項目）とAIの特異性レベル（Low～Highの3段階）を定義した上で、リスクに対応したコントロール（106項目）を整理しています。

AI RCMはAI活用に関するリスクを管理するための網羅的かつ総合的なアプローチとして、安全な開発利用とコンプライアンスへの指針の提供を可能にします。

3. AI特有のリスク

AI RCMでは、AIと一般的なITシステムを比べて、AIで特徴的なリスクとして30項目程度を挙げており、中でも「公平性」「倫理性」「説明責任」「透明性」に関連の深い項目の一部を**図表3**に例示します。いずれの項目も、従来のITシステムではリスクとして検討されることが少ないものとなっています。このようにAI（例えばDeep Learningを用いたもの）の活用では、そのソリューション・技術としての特異性に起因して、従来のITシステムの状況とは異なる特有のリスクを抱えています。これが従来のITガバナンスやリスクマネジメントの枠組みのままでは、AIに対しての対応が不十分になる所以です。

前述の通りAIガバナンスの議論は進行中であり、国際的なコンセンサスが醸成していない状況でも、AIを活用する企業ではAIに係るリスクマネジメントは必要です。それらを高度化するためにもAIの特異性を理解し、特有のリスクを十分に検討する必要があります。

4. 今後予想される展開

企業においてAIが活用される範囲や重要性が加速度的に増大し

図表2 RCMのリスクコントロール領域



図表3 AI特有のリスク(AI RCMから一部抜粋)

リスク	コントロール	原則
母集団が不完全または不正確なデータをAIソリューションが利用すると、誤った判断に繋がる。	AIモデルが正確な結果を生成するために十分なデータ(例えば人口に関して一定の期間、または十分なバリエーションをカバーする等)が提供されたことを合理的に保証するコントロールが存在する。	公平性
AIソリューションの判断結果が不正確または不適切となり誤った結果をもたらす(例えば、本来は必要なパラメータが判断結果に反映されないモデルを使用したり、AIソリューションのロジックや前提としている仮説が解決したい問題に適していない等の原因による)。	学習用データの偏り(バイアス)についてレビューを行い、テストによってそれを検証している。	公平性
	倫理的/政治的/民族的/人種/性別/文化的などのグループを扱う場合、その適切性や倫理・感情面を考慮するコントロールを整備している。	公平性 倫理性
AIソリューションが利用するデータの質が悪い、あるいは不完全である場合、企業価値の遵守の観点から意思決定の質に影響を与える。	設計段階で、複数領域の専門家から成るチームが、AIソリューションまたはその判断が誤用・悪用される可能性のある方法について検討を行い、その防止策を講じる。	倫理性
AIソリューションは、特定の結果/決定/助言を導き出した方法を説明する機能がなく、人間の設計者でさえも完全に理解するには複雑すぎる。その結果、効果的なエンドツーエンドのコントロールの証明や、リスクの効果的な管理ができない可能性がある。	説明能力は、AIソリューションの要件に統合され、ソリューション全体の機能要件の1つとして含まれ、設計、構築、テストなどの他の制御領域にも適用される。説明能力として、AIソリューションに対して意思決定もしくは助言ができ、要求に応じて人間(領域専門家)がAIソリューションに異議を唱えられ、あるいは外部要件を満たすために生成データを確実に捕捉できるように実装されている。	説明責任
故意や過失による変更、またはAIソリューション自体による変更のいずれかにより、ソリューションの全体的な有効性が損なわれたことに気付かず、運用上、財務上の損失または風評上の損害に繋がる。	ビジネス目的と特定の機能要件に基づいたAIの学習性質を反映するさまざまなダイナミックかつ進化するテスト方法を使用し、ビジネスとITによるエンドツーエンドのAIソリューションに対する継続的なテストを整備している。	説明責任 透明性
運用組織に引き渡された後に、ソリューションを効果的に運用し維持するために必要なIT知識が不十分な場合、効果のないAIソリューションとなるか、もしくは時間経過とともにAIソリューションに効果が出なくなる。さらに重大なインシデントが発生した際の意思決定が遅れる。	プロセス、テクノロジー、データ要件を含むソリューションとIT管理プロセスは、各AIソリューションのエンドツーエンドプロセスについて十分に文書化され、維持されている。	説明責任 透明性
	変更の自動ロギングとレポート(例えば、決定ロジック変更の監査証跡など)により、ドキュメントを最新の状態に更新している。	説明責任 透明性

ていく中、顧客や取引先に対して、ガバナンスの整備やリスクマネジメントの状況について、対外的に公表していく努力が求められます。今後何らかの認証制度や第三者が保証するような取組みへ発展する可能性もあるため、規制としての位置付けにも注意が必要です。

5. AIリスクマネジメントのポイント

AIのガバナンスやリスクについては、国際的な議論が進行中でもあり、基準や規制が明確ではない中で、そのリスクマネジメントは手探り状態となっている企業が少なくないと考えられます。ただし、先進的な企業においては、独自の対応方針を公表したり、ITベンダーから説明可能なAIや学習データの偏り(バイアス)を可視化し改善するようなツール等も登場し始めています。

AIはビジネスに本格的に活用されはじめて間もなく、発展中のソリューションであるため、そのリスクマネジメントのノウハウを有している企業は限られます。しかしながら、AIはビジネスに大きな利益や変革をもたらす可能性があり、今後ビジネスを成功させるためにAIのリスクマネジメントの重要性は拡大していくと予想されます。そのような状況でリスクマネジメントを実施していくためには次の点が重要になります。

- 従来のITリスクマネジメントを適用するだけでは、特有のリスクを抱えるAIに対しては不十分であるため、AIの特異性により生じるリスクを十分に検討し、これまでのリスクマネジメントの仕組みを拡張、もしくは構築する必要がある。

- AIリスクマネジメントを検討する上で、各種ガイドラインやAI RCMのようにあらかじめAI特有のリスクが整理されており、網羅的かつ総合的なリスクマネジメントをサポートするフレームワークの利用が有効である。
- AIのリスクマネジメントの具体的手法は今後ツールなどの整備が進むため、最新の状況を注視するとともに、その結果を継続的に各企業のリスクマネジメントに反映させることが重要である。

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMGコンサルティング株式会社
 TEL : 03-3548-5111 (代表電話)
 パートナー 山下 雅和
 masakazu.yamashita@jp.kpmg.com
 ディレクター 荒川 卓也
 takuya.arakawa@jp.kpmg.com

ACGAのコーポレートガバナンス調査の結果にみる アジアおよび日本市場の状況

KPMGジャパン

コーポレートガバナンス センター・オブ・エクセレンス (CoE)

シニアマネジャー 橋本 純佳

Asian Corporate Governance Association (以下「ACGA」という)は、コーポレートレポートガバナンスが、アジアの経済と資本市場の長期的な成長に不可欠な要素であるとの考えにもとづき、アジア市場のコーポレートガバナンス向上に資する目的で、1999年から香港を拠点に活動を行う非営利団体です。現在、年金基金、ファンドマネジャー、企業、教育機関、KPMGを含む会計ファームなど、世界18の国や地域から、112の組織がACGAの会員となっています。

ACGAは、アジア・パシフィック地域12市場のコーポレートガバナンスの状況について、1年おきに調査を実施し、その結果をCG Watchと題するレポートとして公表しています。本稿は、2018年12月に公表された最新のCG Watchが示すアジアのコーポレートガバナンスの状況について、日本に関する調査結果を中心に解説します。

なお、CG Watchは、ACGAによる市場別の包括的な調査のほか、証券リサーチ会社であるCLSAによる市場別の企業調査を包含していますが、本稿は、ACGAによる調査結果のみを対象としています。また、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



橋本 純佳
はしもと すみか

【ポイント】

- 今回公表されたCG Watchは、副題を「難しい決断 (Hard decisions)」としており、上場規則の緩和等により、有力な新興企業の上場を誘致したいとの思惑と、資本市場の公平性を維持向上させたいという改革マインドの狭間で、市場の規制当局が難しい決断に直面していると結論付けている
- 過去の同調査においても、アジア・パシフィック地域の中ではコーポレートガバナンスの成熟度が比較的高いとされているオーストラリア、香港、シンガポールに続き、今回は、政権交代後のマレーシアの改革の進展が顕著であるとの結果が示されている
- 日本においては、コーポレートガバナンス・コードおよびスチュワードシップ・コードの導入と改訂による進展がみられる一方で、会社法、金融商品取引法、証券取引所の上場規則などによる改革が必要な領域にも、課題が残されていると指摘されている

I. 「CG Watch 2018」調査の結果概要

1. 市場別コーポレートガバナンスランキング

CG Watch 2018¹では、合計121の調査項目について、ACGAが独自の評価基準を設け、6段階評価でスコア付けを行い、その合計点で市場をランキングしています。

アジア11市場に、オーストラリアを加えた計12の市場の合計点をパーセンテージに換算した合計スコアと、ランキングの結果は**図表1**のとおりです。

2016年に実施された前回のCG Watchから、評価方法に変更が加わっているため、スコアによる単純比較はできないものの、オーストラリア、香港、シンガポールが、前回と同順位のまま上位を維持しています。マレーシアは、政権交代に伴う改革を追い風にスコ

アを上げ、4位となりました。日本は、前回の調査以降、コーポレートガバナンス・コード、およびスチュワードシップ・コードの改訂による前進はありましたが、他の市場における改革の進展状況との相対的な比較を反映した合計スコアでは、結果前回の4位から7位となりました。

2. 調査カテゴリー別スコア

合計121におよぶ調査項目は、コーポレートガバナンスの向上において役割を有するプレイヤー別の6カテゴリーに、コーポレートガバナンスに関するルールの整備状況を表す「CGルール」を加えた7つのカテゴリーに分けられており、カテゴリーごとのスコアも公表されています（**図表2**参照）。

アジア全体で平均スコアが最も高いカテゴリーは「監査人および監査に関するレギュレーション」です。ここでは、会計基準、監査

図表1 市場別コーポレートガバナンススコア、および改革の主たるテーマと課題

市場	スコア	ガバナンス改革の主たるテーマと課題
1 オーストラリア	71	銀行の不正があり、ガバナンスの立て直しが必要。国レベルでの腐敗防止への取組みも望まれる。
2 香港	60	種類株の導入による後退がみられ、ガバナンス改革に対する政府の方針が不明瞭化している。
3 シンガポール	59	新たなCGコードと相反する形で、種類株が解禁され、ガバナンスの後退がみられる。
4 マレーシア	58	新政府が腐敗への対応を講じ始めているが、完全に封じ込めることができるかが課題である。
5 台湾	56	2018年から3か年のガバナンス改革ロードマップを策定し、段階的に改革を進めている。
6 タイ	55	前進しているものの、腐敗およびメディアの自由度に懸念がある。
7 日本	54	ソフト・ロー改革の比重が高く、ハードロー改革とのバランスを図るべきである。
7 インド	54	銀行ガバナンスの見直しが必要。監査のレギュレーション導入は期待外れであった。
9 韓国	46	ソフト・ロー、ハード・ローの両面で改革は進展しているが、少数株主保護が根本的に弱い。
10 中国	41	国有企業における政党の役割が明確化され、多くの疑問とチャレンジを生じさせている。
11 フィリピン	37	政府におけるガバナンス改革の優先度が低く、方向性が不透明である。
12 インドネシア	34	政府におけるガバナンス改革の優先度が低く、方向性が不透明である。

出典：ACGA CG Watch 2018

図表2 カテゴリー別スコア

カテゴリー	日本	豪州	香港	SG ¹	MY ²	台湾	タイ	IN ³	韓国	中国	PH ⁴	ID ⁵	平均
1 政府および公共ガバナンス	55	65	63	55	42	60	45	38	52	31	23	26	46
2 規制当局	52	57	69	54	61	60	50	60	56	56	25	21	52
- 予算、キャパシティ、改革	48	54	60	48	62	60	52	60	56	48	24	22	50
- 監視	57	60	78	59	59	60	49	60	55	64	26	19	54
3 CGルール	47	78	74	68	70	63	68	68	45	58	43	35	60
4 上場企業	48	73	55	63	57	56	63	62	38	36	44	43	53
5 投資家	53	63	26	32	38	33	30	36	33	18	21	19	34
6 監査人および監査に関するレギュレーション	71	84	74	79	84	70	71	39	69	50	63	61	68
7 市民社会およびメディア	62	78	60	62	47	51	51	71	31	22	38	44	51

1 SG=シンガポール 2 MY=マレーシア 3 IN=インド 4 PH=フィリピン 5 ID=インドネシア
出典：ACGA CG Watch 2018

1 ACGA 「CG Watch 2018」 2018年<https://www.acga-asia.org/cgwatch.php>

基準、監査人の独立性に関するルール、監査の規制当局の有効性など、監査に係るレギュレーションの整備状況がスコアを押し上げる要因となっています。日本が最も高いスコアを獲得したのもこのカテゴリで、アジア市場において、最初に監査法人のガバナンスコードを導入したことが特筆されています。

一方で、平均点が最も低かったカテゴリーは、「投資家」でした。

12の市場のうち、スチュワードシップ・コードが導入されているのは8市場で、インドが保険会社への限定的なコード導入にとどまっているほか、中国、フィリピン、インドネシアではスチュワードシップ・コード導入がなされていません。アジア全体でみると、スチュワードシップ責任を真摯に果たそうとする投資家の数が少ないことが、低スコアの要因だと分析されています。

II. アジア市場全体の傾向 — 揺らぐ公平性の原則

ACGAが活動を開始した20年前と比較すると、アジア各国のコーポレートガバナンスの状況は大きく向上し、規制当局も企業も改善の道を進んでいるものの、この先、検討すべき課題も多く残されていると、ACGAは総括しています。

市場によって改革のスピードや、フォーカスする領域は異なりますが、透明性、アカウンタビリティ、公平性が、これまでのアジアの市場改革における根源的なテーマであり、市場と企業の双方に競争力をもたらすための質の高いコーポレートガバナンスの要素であるとされてきました。

しかし、透明性とアカウンタビリティについては、引き続き強いコミットメントが見られる一方で、2016年以降、公平性を追求する姿勢に急速な揺らぎが見え始めるとACGAは指摘しています。その顕著な事象とされているのが、香港とシンガポールにおいて解禁された、普通株式より議決権の多い種類株の発行です。中国における急速な技術革新とともに台頭する新興企業の上場招致が、米国の証券取引市場をも巻き込む競争となり、市場の競争力を測る指標として新規上場件数を競う傾向がみられるようになっていくことに懸念が示されています。これまで、アジアの市場別ランキング上位の常連であった香港とシンガポールは、今回のCG Watchでも上位を維持したものの、種類株の解禁によりスコアそのものは下がっています。

また、インドネシア、韓国、日本、フィリピンといった一部の市場において、少数株主保護に関する対応が十分でないことも指摘されています。買収時や株式の希薄化による資本増強時のルール、支配株主が株式に担保権を設定する際のルール、株主総会の開催時期の集中など、市場によって様々な課題が見られ、アジア全体として、公平性の原則が揺らぎつつあることにACGAは警鐘を鳴らしています。

III. 日本市場の評価

1. 総評 - 2つのコードの浸透と、その陰に潜む残された課題

2016年に実施された前回の調査以降、日本ではコーポレートガバナンス・コード、スチュワードシップ・コードともに改訂がなされ、企業と投資家が尊重すべき原則がより深度あるものへと導いた規制当局の取組みと、多くの企業や投資家が、これらのコードを尊重していることが、日本のポジティブな点として挙げられています。

その一方で、株主の権利保護に関連する領域に改善の余地がみられることや、取締役会の形式面での改善の陰で、そのカルチャーやプラクティスが追随しきれていない点があることへの懸念が示されています。

これらの懸念は、主に「CGルール」および「上場企業」のカテゴリの調査結果として示されており、カテゴリー別のスコアも、この2つが最も低い結果となっています。したがって、これら2つのカテゴリの評価結果について、次に個別に解説していきます。

2. CGルールに関する課題

他のアジア市場と比較した場合に、日本のルールが弱いとされている点は多く挙げられています。その中でも、株主の権利保護、および取締役会のカルチャーやプラクティスに関連する点には、次のようなものが含まれています。

- 少数株主保護に関する点
 - 買収ルールに付随する少数株主保護
 - 株主総会開催日の集中と、株主総会までの期間(の短さ)
 - 株主による重要提案の制限
 - 第三者割当に関するルール
- 取締役会のカルチャーやプラクティスに関する点
 - 取締役の研修、株式への担保権設定、関係者間取引に関する情報開示
 - 経営幹部や取締役の報酬開示
 - 独立取締役の定義
 - 企業のガバナンス形態によって異なる監査を担う機能(監査委員会、監査等委員会、監査役会)の違い
 - 役員の選任プロセス

挙げられた点の多くは、コーポレートガバナンス・コードやスチュワードシップ・コードといった、いわゆるソフト・ローの強化というよりは、関連する法律や上場規則といった、いわゆるハード・ローの改正を要する事項であるといえます。この点についてACGA

は、ソフト・ローよりもハード・ローが優れているということではなく、両方が健全なコーポレートガバナンスの推進には不可欠であると述べています。

また、株主が企業に対して、適切なスチュワードとしての役割を果たすためには、株主の平等性が確保される必要があります。これは、日本市場が長期的かつ持続的な価値創造を実現するための投資を呼び込むために重要な点であると指摘しています。

3. 上場企業に関する課題

上場企業の状況については、2016年に実施された前回の調査以降、独立取締役の選任が進んだ点、ROEや配当などに改善がみられている点、投資家とのエンゲージメントに積極的な企業が増加している点などが評価されています。

その一方で、企業による財務報告、コーポレートガバナンス報告、サステナビリティに関する報告などにみられる課題（主に投資家の意思決定に資する情報の不十分性）や、取締役の独立性、多様性、CGルールのカテゴリーでも言及された監査委員会、監査等委員会、監査役会の機能の違いの不明瞭さやわかりにくさといった課題が指摘されています。

そのうち、総評でも指摘された、取締役会のカルチャーやプラクティスに関する課題には、次のような点が含まれています。

- 取締役会の委員会（任意の諮問委員会を含む）に関する報告の不足
- 取締役研修の実績に関する詳細情報の不足
- 取締役の実効性について、実効性が確保されていること以上の詳細情報の不足
- 役員報酬開示の不足（個別開示など）
- 長期の事業戦略や課題とリンクしたサステナビリティ情報（例えば、ステークホルダーエンゲージメントの実施状況や、認識するマテリアルな課題に関する説明）の不足
- 独立取締役に期待する役割の説明不足
- 取締役の多様性に関する方針の説明不足
- 監査役監査報告書が定型的である

ここで指摘されている点の多く情報開示は、他のアジア市場においてはすでに制度化されており、当然に開示すべき事項として企業報告で説明されているとACGAは述べています。したがって、日本企業が国内の開示ルールに従い、その範囲内での情報開示に留まっている場合、他のアジア市場の企業と比較されると、情報開示不足と捉えられてしまう状況にあるようです。グローバルに投資を行う株主からの信頼獲得には、他の市場と比較して遜色のない情報提供を意識する必要があることを示唆しているといえます。

わが国では、2018年11月に、金融庁から、有価証券報告書の記載事項を充実させるための「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案²が公表されたのに続き、同年12月には、有価証券報告書における記述情報の開示に関する原則案³が公表されました。開示ルールへの形式的な対応を改め、開示の充実を促すこれらの動きが、上場企業の情報開示をより良いものへと導く後押しとなることが期待されます。

IV. 他のアジア市場の状況

CG Watchの調査対象となっている他の市場の状況については、誌面の都合上、詳細に解説できませんが、ACGAが市場ごとのガバナンス改革の主たるテーマと課題は、**図表1**の通り示されています。

V. まとめ

日本におけるコーポレートガバナンスの議論は、企業と投資家による改革に焦点が当たりがちですが、ACGAによるアジア市場のコーポレートガバナンスに関する調査は、企業や投資家のみならず、各市場を管轄する政府、規制当局、市民社会とメディアなどの資本市場のプレイヤーそれぞれに焦点を当てている点に特徴があります。これは、それらの各プレイヤーが、コーポレートガバナンスのエコシステムを形成し、コーポレートガバナンスの向上において果たすべき役割を担うというACGAの考えにもとづいています。循環するエコシステムを形成する幅広いプレイヤーに目を向ければ、日本企業、そして日本市場の競争力強化に向けた改善の余地はまだ多くあることを、今回の調査結果は示しています。それは決して、他の市場に見劣りするというネガティブなものではなく、成長の種がまだ多くあるということであり、2010年代初頭から始まった日本における大きなコーポレートガバナンス改革の動きが、形式から実質の充実に向け、継続的に促される契機のひとつになると筆者は考えます。

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMGジャパン

コーポレートガバナンス センター・オブ・エクセレンス (CoE)

シニアマネジャー 橋本 純佳

TEL : 03-3548-5106 (代表電話)

sumika.hashimoto@jp.kpmg.com

2 <https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20190131.html>

3 https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20181221_1.html

■ 新リース会計 グローバル・サーベイ

有限責任 あずさ監査法人

アカウンティングアドバイザーサービス

パートナー 山本 勝一

KPMGはグローバル企業800社超を対象に、新リース会計基準（IFRS第16号、FASB ASC Topic 842）適用に向けての準備状況について調査を実施しました。この中には日本企業61社も含まれており、日本企業のIFRS16適用に向けての進捗状況が、調査対象全体（以下「全体」という）との比較において、ある程度見て取れます。調査自体は2018年の7月から9月にかけて実施されたため、その後の進捗次第で状況は変わっている可能性もありますが、日本企業の全体的傾向はプロジェクトの進捗が遅れているケースが多く、また、システム対応せずにマニュアルやスプレッドシートでの対応を図ることが多いようです。

本稿は、IFRS第16号（以下「IFRS16」という）適用予定の日本企業の平均的なプロジェクト進行状況、及び、全体との比較における日本企業のプロジェクトの特徴について解説します。なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



山本 勝一
やまもと しょういち

【ポイント】

- ー グループ全体でのリース取引の基礎情報の収集と一覧化を完了している日本企業は21%、また、会計への影響評価に未だ着手していない日本企業は31%となっており、これらは日本企業のプロジェクト進捗が遅れていることを示している。
- ー 52%の日本企業がシステムによるIFRS16対応を予定しておらず、この比率は全体の32%と比べて著しく高率である。
- ー システム対応を予定している日本企業であっても、IFRS16適用開始日までにシステム稼働が間に合う会社は28%に止まっており、多くの日本企業では応急的な対応が必要となる可能性が高い。

I. はじめに

今回のリース・サーベイ¹に回答した会社は全体で812社であり、日本企業が61社含まれています。(他には、米国400社、カナダ154社、オーストラリア52社、その他145社となっています。なお、米国企業の多くはFASB ASC Topic842の適用に関しての回答と思われる。)本稿では、回答結果から見えた日本企業の傾向について解説します。

II. 全体との比較

1. 日本企業のリース取引の特徴とボリューム

借手としてのリース取引が主であると回答した日本企業は82%であり、借手と貸手の両方と回答した日本企業が15%であるため、ほとんど全ての会社において借手の会計処理の検討が必要になっています。これは全体と近似しています。

(現状において)オペレーティング・リースに分類されるリース取引が主であると回答した日本企業とオペレーティング・リースとファイナンス・リースが混在していると回答した日本企業を合計すると78%でした。借手のオペレーティング・リースについては従来と全く異なる会計処理が要求されることから、リース取引の網羅的な把握と分析が必要となるケースが多いと想定され、この傾向も全体と近似しています。

また、リース取引が3,000件以上と回答した日本企業は37%、リース取引を有している拠点が10ヵ所以上と回答した日本企業は56%という回答結果です。一方、全体では、リース取引が3,000件以上の会社が17%、リース取引を有している拠点が10ヵ所以上の会社

が43%となっており、サーベイに回答した日本企業は相対的にリース取引件数が多く、複数拠点での事業展開が進んでいるという特徴を示しています。したがって、サーベイに回答した日本企業の多くは、個々のリース取引の情報を複数の拠点から取り寄せ、分析することに時間を要する可能性が高いといえます。また、日本企業の21%は、リース取引件数がわからないと回答しています。この比率は全体と比べるとかなり高く、現状調査が十分に行えていない日本企業が未だ多数存在していることを示唆している可能性があります(図表1・2参照)。

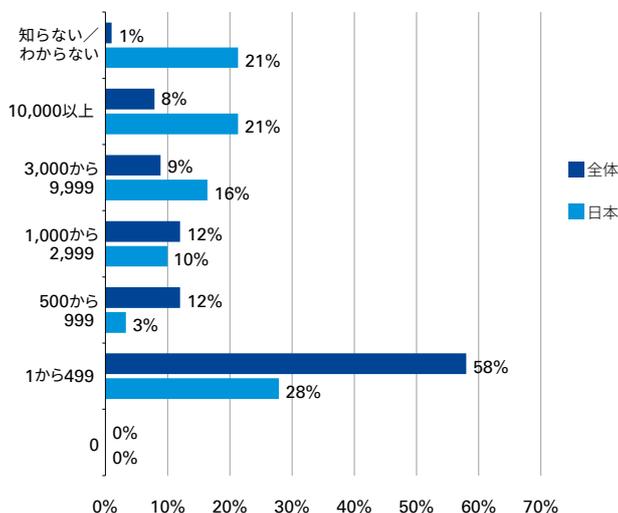
2. 日本企業のIFRS16プロジェクト進捗状況

リースプロジェクトのチーム組成が完了している日本企業は34%となっており、これは全体の61%から著しく低くなっています。また、リース取引の基礎情報の収集と一覧化も21%の日本企業しか終了しておらず、全体の43%から、やはりかなり低くなっています。また、31%の日本企業が会計への影響評価を未だ実施しておらず(全体では14%)、日本企業のIFRS16プロジェクトの進捗が遅れているということを示しています。

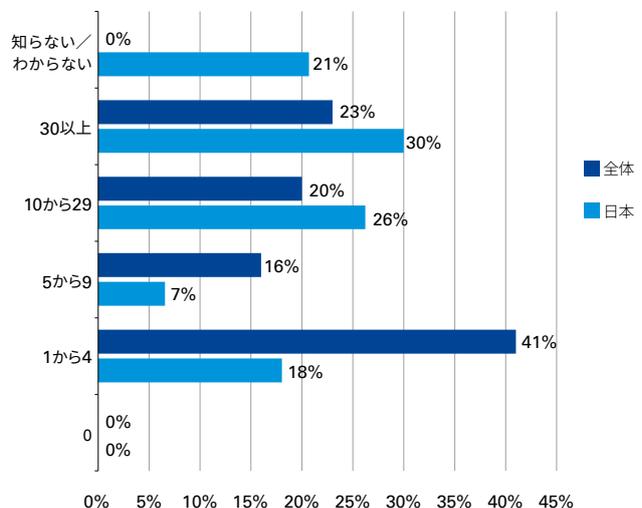
3. 日本企業が直面する課題

基準適用準備作業が想定通りに問題なく進んでいると回答した日本企業は18%に止まっています。個別に直面する課題を見ると、適切な会計処理及び開示に課題があると回答した会社が41%と最も多く、次いで、組込リースの識別、適切な追加借入利率の設定、リースの定義と続きます。一方全体では、プロジェクトが想定通りに進捗していると回答した会社は31%となっており、ここ

図表1 (質問)何件のリース契約がありますか？



図表2 (質問)いくつの拠点からリース取引の基礎データを集める予定ですか？

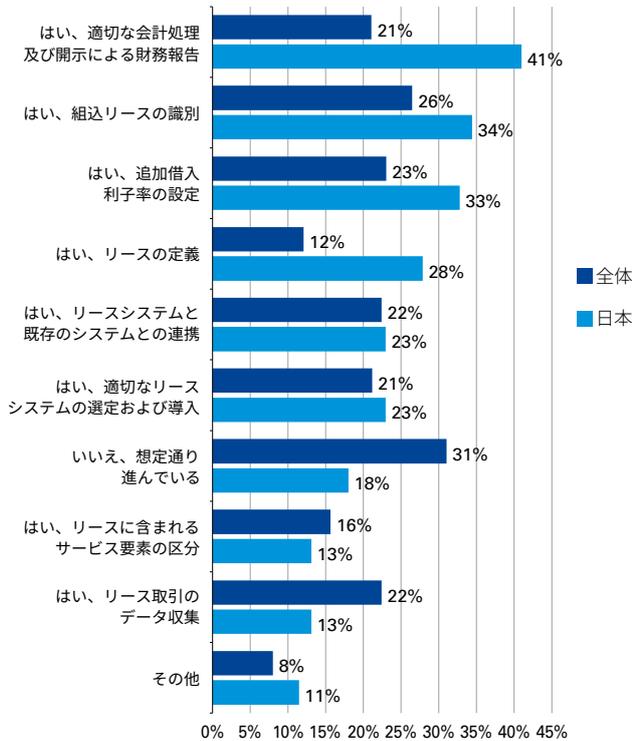


1 「リース会計に関するグローバル調査～新リース会計基準の適用準備状況」

経営

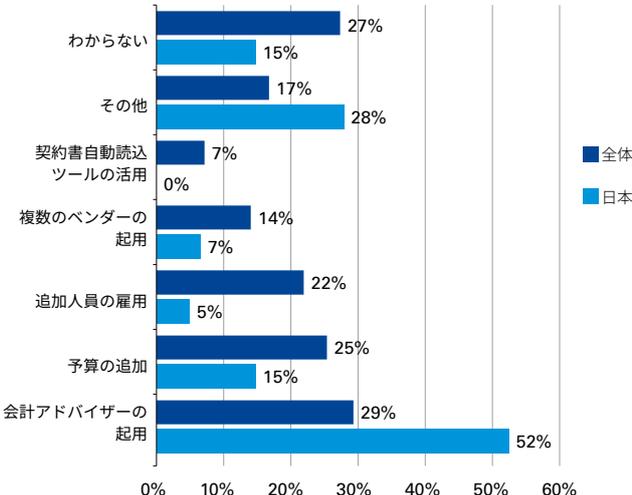
からも日本企業のプロジェクト進捗の遅れが見て取れます。全体の傾向としては、適切な会計処理及び開示と同程度もしくはそれ以上に、組入リースの識別、適切な追加借入利率の設定が課題であると考えられる会社が多くなっています(図表3参照)。

図表3 (質問)新しいリース基準を導入するにあたり、直面している課題はありますか？



こうした課題への対処方法として、52%の日本企業が外部アドバイザーを起用しており、これは全体の29%を上回っています。これ以外の対処方法として、自社のリソースを活用して解決すると

図表4 (質問)新基準の導入に伴う課題に対して、どのように取り組んでいますか？



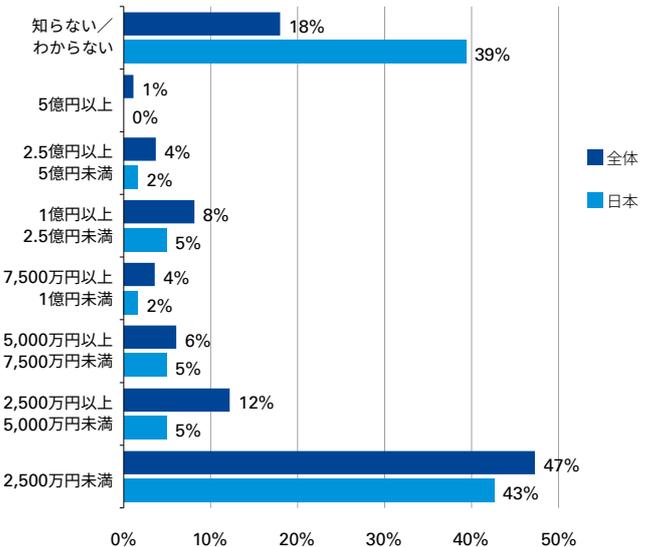
いう日本企業は5%に止まりますが、全体では22%に上っています(図表4参照)。

4. 増加するプロジェクトコスト

69%の日本企業がIFRS16の適用にかかる予想コストが前期から増加していると回答しており、これは全体の62%と大きくは乖離していません。日本企業が挙げたコスト増加の主な理由は、本格的な評価及び導入プロジェクトが始まったこと(26%)、時間的制約もしくは社内リソース不足に起因する外部アドバイザー費用が増加したこと(16%)、想定以上のリース取引件数があったこと(16%)が上位を占めています。一方全体では、コスト増加の要因として、時間的制約もしくは社内リソース不足に起因する外部アドバイザー費用の増加(25%)、新しいリースシステムの必要性(25%)、新リースシステムへデータ移行に要する工数の想定以上の増加(19%)などが上位に挙げられています。

新リース会計基準の適用にかかる総コストは、43%の日本企業が2,500万円未満と回答しており、全体の47%と大きく乖離していません。しかしながら、わからないと回答した日本企業が39%と、全体の18%を大きく上回っており、この点も、プロジェクト進捗の遅れを示唆していると思われる(図表5参照)。

図表5 (質問)新しいリース基準の導入にあたり、内部コストと外部コストを含む総費用はどれくらいになりますか？



5. 企業経営に及ぼす影響

回答結果によれば、日本企業が最も影響を受けると考えているのが財政状態計算書であり、66%の日本企業が重要な影響を受けると回答しています。日本企業はリース取引件数も多く、オペレー

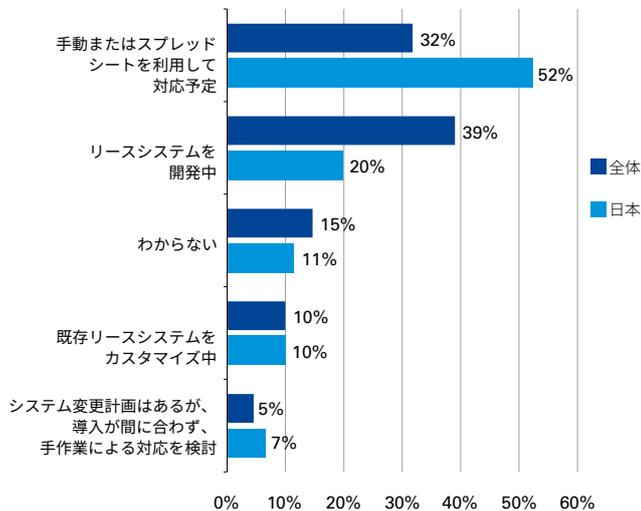
ティング・リースの契約が多いことから、新たに使用権資産及びリース負債が計上されることを想定した結果であると思われる、この比率は全体の58%を上回っています。

次いで、開示または報告(61%)、財務指標または借入財務制限条項(51%)の順で受ける影響が大きいと日本企業は回答しています。多数のリース取引に係る情報を収集し開示を適切に行うことについての実務的な懸念や、資産と負債が追加で計上されることによる財務指標の悪化(もしくは借入財務制限条項の抵触)に対して、多くの日本企業が懸念を有していることが見て取れます。

6. システム対応における課題

冒頭に記載したとおり、システム対応という点では地域間で異なる傾向が生じており、欧米企業と比較するとアジア太平洋地区の企業はシステム対応を行わないという回答結果が相対的に多くなっています。日本企業では、52%が新規のシステム導入または既存システムのカスタマイズを予定せず、マニュアル作業またはスプレッドシートによって対応すると回答しており、全体の32%を大幅に上回っています(図表6参照)。

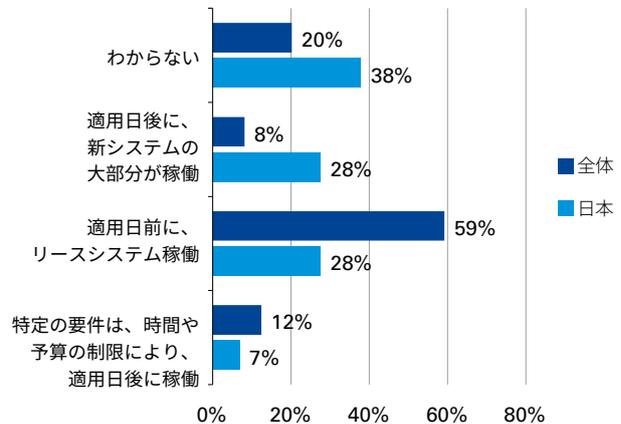
図表6 (質問)新しいリース基準のためにシステムを利用する場合、現状を最も適切に表している項目を選択してください。



また、システム導入を検討している日本企業のうち、28%は適用開始日前にシステム稼働を予定していますが、残りの会社は(部分的には適用開始日前の稼働であったとしても)適用開始日後のシステム稼働を予定しているか、システム稼働のタイミングは未定と回答しています。結果として、システム導入を予定している会社を含め、非常に多くの日本企業が適用開始日時点で、マニュアル作業またはスプレッドシートを用いてIFRS16に対応するというようになります。システム稼働が適用開始日までに間に合うと回答した会

社が全体で59%となっていることを考えると、システム対応面においても日本企業のプロジェクト進捗の遅れが見て取れます(図表7参照)。

図表7 (質問)システム変更のタイミングはどうなっていますか？



一方、既存システムの変更または新しいソフトウェアの実装に要する合計見積期間が6か月以内と回答した日本企業は20%となっており、全体の46%とかなり大きな乖離が生じています。調査時点では75%を超える日本企業が会計の影響評価を終了していないという状況と併せて考えると、(システム対応を予定していたとしても)リース会計基準適用後も暫くはマニュアル作業またはスプレッドシートでのIFRS16対応を継続せざるを得ない日本企業の姿が予想されます。

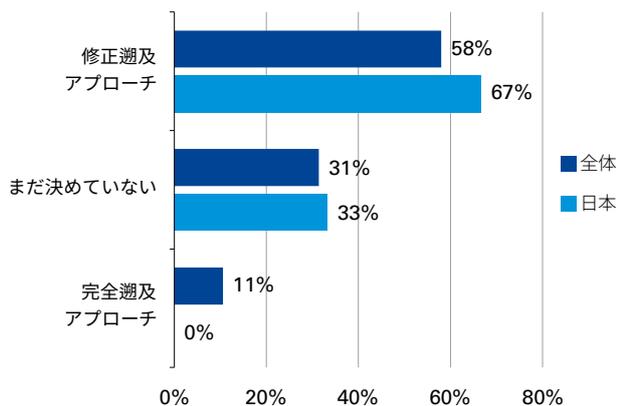
7. 会計基準上の経過措置

日本企業の67%が修正遡及アプローチの採用を予定し、完全遡及アプローチの採用を予定している会社はゼロでした。一方全体では、修正遡及アプローチの採用を予定している会社は58%ですが、完全遡及アプローチを予定している会社が11%存在しています。これは、過去に遡って適用し比較対象年度にも新リース基準を適用しようとする会社が、全体では必ずしも例外的な存在ではないことを示しています(図表8参照)。

また、リース取引またはリースを含む契約に該当するかという論点について、実務上の簡便法を適用し、IAS 17/IFRIC 4で行った判断をそのまま引き継ぐという、実務上の便法を適用する予定と回答した日本企業は47%でしたが、44%は未定であると回答しており、全体と近似しています。ただし、この実務上の便法を適用する場合には、適用開始日以前に存在する全ての契約に一律に適用する必要があるため留意が必要です。

その他の実務上の便法について、移行日時点の残存リース期間

■ 図表8 (質問)新リース基準(IFRS16)の借手の経過措置について、どの方法を採用されますか？



が12ヵ月以内の短期リースの免除規定を適用する予定と回答した日本企業が40% (全体では61%)、ポートフォリオに単一の割引率を適用すると回答した日本企業が23% (全体では57%) いる一方、まだ意思決定していないという日本企業が43% (全体では20%) あり、移行措置の検討まで進んでいない日本企業が相対的に多数存在しているという調査結果となっています。

III. 最後に

本リース・サーベイの調査時点では、日本企業のIFRS16適用プロジェクトの進捗状況が全体と比較して遅れ気味となっています。これは多くの日本企業が3月決算であり、欧米企業と比較して時間的余裕を多少有していることも一因であろうと思われます。しかしながら、残された時間は僅かであり、課題を早急に解決していく必要があります。多くの日本企業が適用年度期首の影響額算定を目指して、プロジェクトを進めているものと思われませんが、継続的なIFRS16適用を円滑に行うためのプロセス整備やグループポリシー策定といった面でも十分な対応が必要です。特に、IFRS16対応にシステムを導入しないと回答した日本企業が相対的に多いことを考えると、マニュアル作業やスプレッドシートによる運用で適切な会計処理及び開示を本に行い得るのか、改めて慎重な検討が必要ではないでしょうか。IFRS16では、グローバルベースでの情報収集、及び、(不動産リースを含む)リース取引を管理する部署からの正確かつ網羅的な情報入手が必要であり、既存の業務プロセスでは実施困難であろうと思われます。システムを導入しない場合であっても、(バックアップ管理やアクセスコントロール等の)適切な内部統制を具備したスプレッドシートによる運用と、グループポリシー策定や社内教育が必要不可欠であるといえます。企業によっては数百億円もしくは数千億円という巨額な会計仕訳を新たに生成することになりますので、今回KPMGが行った調査が、少しでも今後の日本企業のIFRS16対応に参考になれば幸いです。

IFRS第16号コンテンツ

ウェブサイトでは、IFRS第16号に関する情報を紹介しています。
kpmg.com/jp/lease

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
 アカウンティングアドバイザーサービス
 パートナー 山本 勝一
 TEL : 03-3548-5120 (代表電話)
shouichi.yamamoto@jp.kpmg.com

日本企業のチャイナテック戦略

KPMG中国

北京事務所

パートナー 厚谷 禎一

近年、インターネットを中心とした中国テクノロジー関連市場が急速に成長してきました。これは政府の支援政策、インフラとしてのスマートフォンの普及、個人データ収集・活用への高い許容度、テクノロジーに積極的に投資する中国資金市場、およびプラットフォームとしての百度・アリババ・テンセントのいわゆるBATの存在などが主要な要因と思われます。KPMGではフィンテックおよびオートテックの主要プレイヤーをそれぞれ50社選び、毎年紹介しています。これらの活動を通して得た知見としては、中国テクノロジーセクターの特異性とダイナミズム、およびエコシステムとしてとらえることの重要性などがあります。これらを踏まえ本稿では、日本企業の皆様に、貴社のチャイナテック関連事業の重要性の再確認とこれに対する専門チームの組成、チャイナテックのエコシステムへの積極的な参加、自社の付加価値の明確化、およびグローバルでのチャイナテック戦略の立案などを提言します。なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



厚谷 禎一
あつや ていいち

【ポイント】

- 日本企業がチャイナテック戦略を検討・立案するうえでは、グレートファイヤウォールの存在、チャイナテクノロジーセクターのダイナミズム、チャイナテックのエコシステムを留意すべきである。
- 日本企業がチャイナテックを追求・活用して事業を展開するうえでは、
 - 1) 自社のチャイナテック関連事業の重要性を確認する
 - 2) チャイナテック専門チームを組成する
 - 3) チャイナテックのエコシステムに参画する
 - 4) 自社の『レリバンス（付加価値）』を明確化する
 - 5) チャイナテック戦略を中国国内とグローバルの2本立てで考えることがポイントである。

1. 急成長を続ける中国 テクノロジーセンター

近年のインターネットを中心とした中国テクノロジー関連市場は急速に成長していて、またその規模も既に巨大なものとなっています。たとえば最近の中国IoT関連産業は年率24%、フィンテック市場は60%で成長していると考えられています。中国のeコマース市場規模は2017年時点で既に30兆元程度に達したと言われていますが、これは日本円にすると約500兆円にもなります。

中国のテクノロジーセクターの急成長にはいくつかの理由があります。

1. 政府の支援政策

中国政府はそのテクノロジー関連産業を育成・発展させるために数多くの政策を打ち出してきましたが、その中でも2015年に発表された『中国製造2025』と『大衆創業・万衆創新』はもっとも代表的なものと言えるでしょう。『中国製造2025』は英語では『Made in China 2025』と呼ばれ、その言葉通り高度な技術を要する工業製品の中国での製造を2025年までに実現するという計画で、IoT活用による産業界全体の革新の原動力になっています。『大衆創業・万衆創新』は起業とイノベーションを駆動力とする経済発展戦略を推進するという政策で、その影響の範囲はインフラ・税制・金融市場・バリューチェーン・プラットフォーム・起業チャネル整備など多方面にわたっています。具体的かつ実効性を持つ政策を頻繁に提示することにより、中国政府は強力にテクノロジー関連産業を支援しています。

2. インフラとしてのスマートフォンの普及

2018年には中国の携帯電話普及台数は国民100人当たり103.7台

図表1 中国、米国、日本のインターネット普及率

人口 (単位: mil)	ユーザー数 (単位: mil) と普及率			
	インター ネット	スマート フォン	モバイル インター ネット	モバイル 決済
中国 1,416	772 55%	717 51%	753 53%	527 37%
米国 327	292 89%	226 69%	237 72%	40 12%
日本 127	102 80%	87 69%	91 72%	20 16%

(出典: US Census Bureau, Pew Research, Newzoo, Statista, eMarketer, CNNIC, IMF (中国及び米国の情報); 総務省統計局、平成30年版 情報通信白書のポイント、KPMG 分析 (日本の情報))

となっています。この数字は複数所有をカウントしているため実際の普及率とは異なりますが、それでもスマートフォンの普及率は既に50%を超えると考えられます。このスマートフォンが中国インターネット進展のための最大のインフラとなっています。中国のモバイルインターネットのユーザー数は約7億5,000万人と推定され、米国の約3倍強、日本の8倍以上の人々がモバイルでインターネットを利用しています。インフラの整備はさらなる利用者数の差を生み、たとえば中国モバイル決済のユーザー数は米国の約13倍、日本の約26倍となります。スマートフォンからのアクセスを想定することで生活に密着した数多くのサービスが事業化されています(図表1参照)。

3. 個人データ収集・活用への高い許容度

情報の取扱いに敏感な欧米や日本と違い、中国の企業・消費者は個人データの収集や活用に対する許容度が高いと思われる。これはもともと公的な個人情報の開示・提出の制度が発達していたのに加え、消費者が個人情報収集による利便性の向上を高く評価しているためでしょう。対象となる情報はID、携帯電話番号、メールアドレス、eコマース購買履歴、ペイメント情報、位置情報など多岐にわたりますが、これら情報の活用により消費者は効率的で効果的、かつタイムリーなサービスを楽しむことができます。また収集されたデータは新たなサービスを創出し、テクノロジー事業化サイクルを高速で回す原動力となります。

4. テクノロジーに積極投資する中国の資金市場

中国国内には巨額の投資資金が存在すると考えられますが、最近の不動産市場の変調と海外投資の難しさから少なくない部分が中国国内のテクノロジーセクターに投資されています。この動きは前述の『大衆創業・万衆創新』とも良く合致していて、投資家は支援政策の恩恵を享受することが可能です。北京・上海・深圳・杭州の4つの都市にはハイテク企業や起業家の集積があり、ここに多くのベンチャーキャピタルやPEファンドなどの資金が集まってきます。最近ではインキュベーションやアクセラレータプログラムなど起業家と投資企業を繋ぐ機会も充実しています。時価総額10億米ドル以上の未公開企業であるユニコーンは中国142社中123社がこの4都市に集中しています(図表2参照)。

5. プラットフォーマーとしてのBATの存在

中国のテクノロジーセクターに大きな存在感を示しているのが、オンライン検索サービスから始まった百度(バイドゥ)、eコマース最大手のアリババ、SNSサービスの微信をベースとするテンセントの3社で、その頭文字からBATと呼ばれます。BATはそれぞれが母

| 図表2 チャイナテックを先導する4都市

都市	特徴	時価総額合計 (単位:10億US\$)	ユニコーンの 数
北京	百度(バイドゥ)	305	61
	中関村を中心にスタート・アップ企業・ハイテク企業が多い		
	FinTech*1 21社 Auto-Tech*2 23社		
杭州	アリババ	240	17
	アリババの本拠地、EC企業等		
	FinTech*1 4社 Auto-Tech*2 1社		
上海	巨大市場・豊富な人材を背景に、FinTech、Auto-Techともに多い	115	34
	FinTech*1 14社 Auto-Tech*2 11社		
深圳	テンセント、DJI、Huawei	61	11
	製造関連のハイテク企業が多い		
	FinTech*1 8社 Auto-Tech*2 5社		

*1 KPMG FinTech 50
*2 KPMG Auto-Tech 50

(出典: China Money Network、各社ウェブサイト)

体となった事業領域を大きく超えてほぼあらゆるインターネット関連事業に投資ポートフォリオを展開していて、テクノロジーベンチャーへの投資家としても重要です。BATは本体および関連企業から得られるデータを集約・活用することで中国のテクノロジーセクターに非常に強い影響力を持つに至っています。日本企業のチャイナテック戦略にはBATとどう関係していくかも重要な構成要素となります。

II. チャイナテックの現状

それでは現在の中国テクノロジーセクターではどのような事業が展開されているのでしょうか。KPMGでは中国のテクノロジーセクターでの代表的な企業を選出し、『中国フィンテック50』¹および『中国オートテック50』²として出版しています。本稿で若干その内容をご紹介します。

まずフィンテックですが、50社の中にはビッグデータ、オンラインバンキング、ペイメント、財産管理、保険テック、ブロックチェーンなどの企業が含まれます。フィンテックの業界でもBATの存在感は大きく、フィンテック50の多くに企業が直接・間接的にBATと関連しています。特にオンラインペイメントやオンラインバンキング、投資関連分野などに、BATは子会社やサービスを有しています。またeコマース大手の京東(JD)と先進的な金融機関である平安保険グループも幅広くフィンテック関連サービスを提供しています。

中国のモバイルペイメントは現時点ではほぼアリババのアリペイ(50%)とテンセントのウィーチャットペイ(41%)の複占となっています。モバイルペイメントは個人データ収集の重要なソースとなっていますので、課金を必要とするサービスは必然的にこの2社と関係せざるを得ない状況です。また、モバイルペイメントサービスの提供にはネットワーク運営・セキュリティ管理・ビッグデータ分析・財務金融など最新の技術・ノウハウが求められるので、これらの分野での情報・知識の集積も大きいと思われます。

中国フィンテックの中で特に注目したいテクノロジーの一つにブロックチェーンがあります。もともと暗号通貨の要素技術として広まったブロックチェーンですが、その分散管理特性や即時性、独自の信頼性などからロジスティクス、ヘルスケアやアセットマネジメントなどにも応用されつつあります。中国では今後もロジスティクス分野での改革が進むと思われますが、特にグレーター・ベイ・エリア(GBA)構想で統合・再編が見込まれる華南・香港でニーズが高く、深圳には既に数百社のテクノロジーベンチャーがブロックチェーン企業を標榜し設立されています(図表3参照)。

自動車関連産業にも著しいチャイナテック企業の進出があります。KPMGが『中国オートテック50』の出版にあたり調査分析したところでは、中国のオートテックエコシステムには既に42のサブセクターに1万社以上の参加企業と2,000社以上の投資金融機関が存在し、60万件の関連技術特許を取得、400億米ドルの資金が流入して毎年2,500件のM&Aが発生しています。ここで重要なのは、中国の自動車業界が従来の自動車OEM・部品メーカー・自動車ディーラー・整備サービス工場といった製造とハードウェア中心の産業構造から、テクノロジー企業・eコマース企業・カーシェアリングとモビリティサービスプロバイダー・その他各種サービスプロバイダーなどを含む、より川下に広がる新しいオートテック・エコシステムへと急速に変貌しつつあるということです。KPMGの意識調査でも、数年のうちに自動車本体やパーツのハードウェア販売額を、シェアリングやモビリティなど関連サービス販売額が上回るであろうとの意見が業界関係者の80%以上に共有されています。そし

1 中国フィンテック50

<https://home.kpmg.com/cn/en/home/campaigns/2017/12/china-fintech-50.html> (出典:『2017 China Leading Fintech 50』、KPMG。)

2 中国オートテック50

<https://home.kpmg.com/cn/zh/home/campaigns/2018/03/2017-china-leading-autotech-50.html> (出典:『2017 China Leading Autotech 50』、KPMG。) ※中国語原文

てこの関連サービスがどのようなものになるのかはまだ誰にも完全にはわかっていません。

オートテックセクターにもプラットフォーマーであるBATは大きく進出しています。自動運転分野においては、中国でも先進の地図サービス企業を傘下に持つ百度が国家プロジェクトの指定を受け先行していると思われますが、アリババとテンセントも上海、杭州、深圳などで公道での自動運転車実験のライセンスを取得・実施しています。またモビリティサービスの分野では3社とも中国最大手の滴滴出行 (DiDi) に資本参加・協業しています。

オンラインモビリティに関して言えば、この推定時価総額800億米ドルで4億5,000万人のユーザーを持つDiDiが現時点で先行していますが、それに続く企業がいくつか出てきています。たとえば美团打車はオンデマンドオンラインサービスのリーディングカンパニーで3億人を超えるアクティブユーザー数を誇ります。2017年にライドシェアサービスを開始して、これまでに中国7都市で事業を展開しています。中国オンライン旅行サービス最大手の携程 (Ctrip) も国内全域で配車サービスを展開するためのライセンスを取得しました。また、アリババの地図サービス部門である高德地図 (amap.com) も2018年以降、成都と武漢から全国にライドシェアサービスを展開する計画ですが、こちらは地図サービスから7億人のユーザーベースを持っています。これらの動きからわかるように、中国のオートテック関連業界はまだダイナミックに動いており誰が勝者になるかわかりません。またBAT各社が複数の事業モデルに投資・提携で参画するなど、企業間の関係が複雑に絡み合っただけで独特かつ動的なエコシステムを形成しています。その内部のダイナミズムというものは実際に飛び込んでその中で経験しなければ理解・把握できないものでしょう。

III. チャイナテックを読み解く カギと日本企業への提言

中国のテクノロジーセクター成長の背景と現状に関して紹介し

てきましたが、ここでいくつか日本企業がチャイナテック戦略を検討・立案するうえで重要と思われる事項を確認したいと思います。

1. グレートファイヤウォールの存在

ご存知のように中国国内と国外では情報の流通に制限があり、提供されているインフラやサービスにも違いがあります。消費者の個人データ開示に対する許容度や関連する法規制の自由度も異なりますし、税制も資金市場での投資家の事業やリスクの考え方も日本や欧米と大きく異なります。私はこの規制・資金・情報・事業経営などを分けるものをグレートファイヤウォールと呼んでいます。このグレートファイヤウォールは日本企業にとっても大きな事業機会とたくさんの経営課題を提示していますので、これを意識しながらチャイナテック戦略を検討することが必要です。

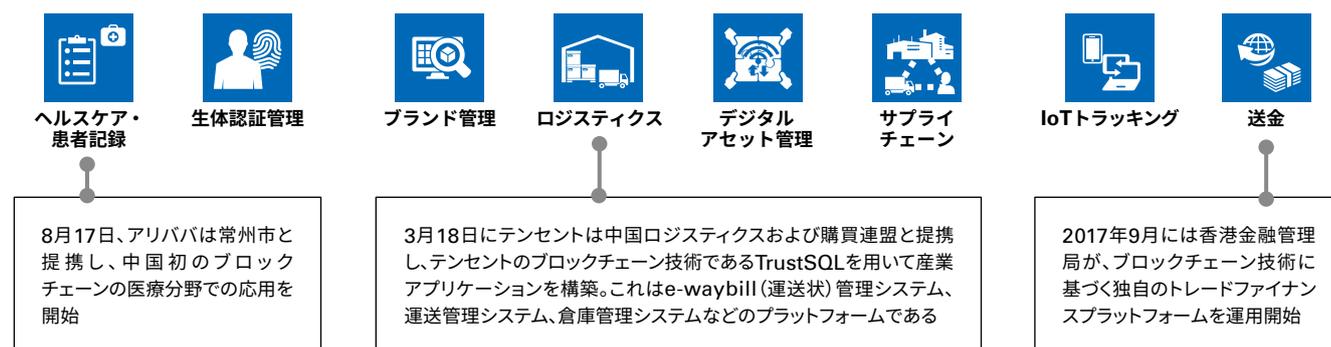
2. チャイナテクノロジーセクターのダイナミズム

既に述べましたが、中国のテクノロジーセクターでは無数の技術革新が同時多発的に発生しており、それらは互いに影響しあってさらなる変革や新しい事業機会を生み出しています。既存の事業の在り方を守っていただけでは成長する市場のなかで年率24%、60%、いやそれ以上の速度で確実に縮小していくのです。中国では市場と共に成長していくためには常に最新のテクノロジーによる破壊と創造のプロセスを避けるわけにはいきません。『リスクを取らないリスク』を真剣に議論すべき時に来ていると思われます。

3. チャイナテックのエコシステム

中国のテクノロジーセクターではフィンテックでもオートテックでも、また資金・投資市場においても、それぞれのエコシステムが存在し、テクノロジー企業を含むすべての参加プレイヤーは互いの役割を見つけてそれを果たしていかなければいけません。BATのようなプラットフォーマーは多くのエコシステムの中で重要な役割

図表3 ブロックチェーンの応用領域



(出典: 各社ウェブサイト)

をもっていますが、彼らでさえも単独で存在するわけではなく、このエコシステムの一部でしかありません。日本企業はこれまで伝統的に排他的で変化の少ない安定した事業システム内での事業経営を主に進めてきたと思われませんが、これからのチャイナテックとの事業展開に関しては革新的でオープン、かつ変化を求めていくような姿勢が問われることになると思います。さらには自らが主役となる事業展開の仕方ではなく、中国的なビジネスモデルに脇役として参画していくことが求められるでしょう。その際にはプラットフォームであれテクノロジースタートアップであれ、適切な中国でのパートナーの選定が重要になることは言うまでもありません。

以上3点、チャイナテック戦略を検討するうえでの留意点を述べましたが、それでは日本企業はチャイナテックを追求・活用して事業を展開するために実際にはどのようなアクションを取ればよいのでしょうか。下記にいくつかの提言をさせていただきます。

(1) 自社のチャイナテック関連事業の重要性を確認する

日本企業がとるべきアクションとして最初に取り組むべき、かつ最も重要なものが、中国のテクノロジーセクターに何らかの形でかかわるべき、という意味決定と社内でのコンセンサスの形成でしょう。今、現時点でそのデータ活用が規模の面でもその多様性でも世界で最も進展しているといえる中国市場に積極的に参画し、その最先端の技術・プラクティスを自社に取り込んでいくということがいかに重要か、ぜひ社内で議論・確認いただきたいと思います。

(2) チャイナテック専門チームを組成する

中国のテクノロジーセクターは非常に独特で、その十分な理解にはこの分野に特化した専門の要員・チームを起用する必要があります。チャイナテックのエコシステムに参加している企業や専門家たちは同時に日本企業を注視・評価しています。彼らと効果的に関係を築いていくためには日本企業の代表としての専門チームも十分な業界とテクノロジーの理解を持ち、かつ一定の範囲で意思決定できる権限が必要と思われれます。先進的な日本企業は既にこのような部隊を深圳や北京に組成しつつあります。

(3) チャイナテックのエコシステムに参画する

日本企業にとってチャイナテックのエコシステムは未知の領域であり、そこには未確認の事業リスクが存在するはずですが、チャイナテック関連事業に着手しない、もしくはエコシステムに参画しない理由はいくつでもあります。対して、チャイナテックで起業するベンチャーやそこに投資する投資家は、どうしたら事業を成功させられるのか、どうしたらリスクを特定化してコントロールできるのか、を考えます。本当にリスクを確認し、市場のトレンドや業界の構造を深く理解するためには実際にチャイナテックのエコシステムに参画してみるしか方法はありません。

(4) 自社の『レリバンス (付加価値)』を明確化する

チャイナテックのエコシステムに参画するうえで適切なパートナーを見つけて提携するのは非常に重要ですが、優良なパートナーは強者連合を形成するために提携先としての日本企業にもチャイナテックのビジネスモデルへの十分な付加価値を求めます。そしてそれは通常、日本企業の中国への投資資金ではありません。日本企業の中国直接投資が必要ないというわけではないのですが、資金を提供するだけであればその条件を満たすプレイヤーが中国国内に無数にいるからです。最近ではむしろ日本企業の、海外での事業展開力や現地規制当局との関係、日本やアジアでの既存の顧客ベース、突出した特定のテクノロジカルブレークスルーを補完する周辺技術、ユーザー産業領域の知識と既存事業組織、などが求められています。

(5) チャイナテック戦略を中国国内とグローバルの2本立てで考える

本稿の冒頭にお話したように、中国のテクノロジーセクターは既に規模も大きく飛躍的な成長を続けていて、非常に魅力的な市場です。日本企業が適切なパートナーを探し出して事業に参画し、自社のレリバンスを提供し、最新のチャイナテックの動向を取り込みつつ投資リターンを得ることができるのなら、それは素晴らしいことであり、実際そのような機会も存在します。しかし日本企業の本当の強みは中国のテクノロジープレイヤーと対等以上に提携・協業できる第三国市場、もしくは日本市場において発揮されると思います。またいくつかのチャイナテック企業はそのような役割を日本企業に期待しています。日本企業のチャイナテック戦略の場面としては中国国内市場と国外・グローバルの2つが存在し、この2つはその性質において大きく異なりますが、常に両方を念頭に置いてチャイナテック戦略を検討していく必要があると思います。

以上、日本企業のチャイナテック戦略に関して、その背景と留意点、およびいくつかの実施上の提言を述べました。今後の戦略立案・事業展開の一助になれば幸いです。

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMG中国
北京事務所
パートナー 厚谷 禎一
teichi.atsuya@kpmg.com

日系企業のオランダストラクチャーに関する オランダ税務論点の概説

～2019年度オランダ税制改正を含む～

Meijburg & Co (KPMGオランダ)

アムステルフェーン事務所

パートナー Cees van der Helm

マネジャー 河崎 嘉人

欧州市場への好アクセス、優れた物流とテクノロジーのインフラ、教育レベルの高さや多言語に対応できる人材、魅力的な税制などといったオランダの強みを背景とし、様々な日系企業がオランダに持株会社、グループファイナンス会社、物流統括会社や販売会社などを有しています。日本における2017年度税制改正により、原則として日系企業のオランダ子会社が本邦タックスヘイブン対策税制の射程内となったことから、既存のオランダストラクチャーの見直しを進めている日系企業が多くみられます。本稿においては、日系企業のオランダストラクチャーに関し、2019年度オランダ税制改正を踏まえた上でオランダ税務上の主要論点の概説を行います。なお、本稿は国際税務研究会 月刊「国際税務」の2018年11月号に掲載された記事を基礎に2018年12月18日に可決された2019年度オランダ税制改正の内容を反映し、かつ、誌面の都合からBEPS防止措置実施条約に関する記述を削除したものです。本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。

【ポイント】

- 相対的に低い法人税率、100%免税が認められる資本参加免税制度、30%ルーリング制度など、オランダ税制は欧州諸国の中で依然として魅力的である。
- オランダにおける実体要件は2019年度オランダ税制改正の対象とならなかったものの、今後強化されていく可能性がある。日本のタックスヘイブン対策税制や租税条約などの観点と併せて総合的にオランダにおける実体を再考・モニタリングしていくことが望ましい。
- 欧州租税回避防止指令に基づきオランダ国内法にCFCルールが導入された。欧州租税回避防止指令上、CFCの定義における保有資本割合の要件など日本のタックスヘイブン対策税制と比較して厳格な点がある。オランダCFCルールの観点からオランダ子会社傘下のストラクチャーをチェックすることが望ましい。



Cees van der Helm
ケース・ファン・デル・ヘルム



河崎 嘉人
かわさき よしと



I. 法人税率

2018年におけるオランダ法人税率は25%（20万ユーロまでの課税所得については20%）でした。2018年12月18日に可決された2019年度オランダ税制改正（以下、「2019年度税制改正」という）により、2019年のオランダ法人税率は25%（20万ユーロまでの課税所得については19%）となり、かつ、今後段階的に法人税率が引き下がり2021年には20.5%（20万ユーロまでの課税所得については15%）となります。

II. 資本参加免税制度

資本参加免税制度は、一定の適用要件を充足する場合に、オランダ法人が保有するオランダ国内外の株式からの配当、当該株式に係る譲渡益の全額を免税とする制度です。資本参加免税制度の適用要件を充足する株式に係る株式譲渡損は、一定の場合における事業撤退時における清算損などの例外を除き、オランダ法人税法上、全額損金不算入として取り扱われます。

資本参加免税制度の適用要件は、原則として、Shareholding Test（5%以上の株式保有）及びMotive Test（ポートフォリオ投資に該当しないこと、又は、ポートフォリオ投資に該当したとしても適格ポートフォリオ投資に該当すること）の2点ですが、Motive Testを充足しない場合においてもMinimum Tax Test（当該株式の発行人の利益が、オランダ法人税制に照らした場合に10%以上の税率で課税されていること）又はAsset Test（当該株式の発行人の総資産の50%未満が「事業に関連しない資産又はその資産から生じる所得が軽課税対象又は非課税である資産」であること）を充足すれば適用要件を充足するとされます。なお、上述の適用要件は概要であり、詳細な規定が別途定められていることに留意ください。実務上、資本参加免税制度の適用要件の充足の確認に関し、投資先法人の状況などを踏まえて毎年モニタリングするような税務コンプライアンス体制を確立することが望ましいと考えます。

資本参加免税制度の適用を受ける場合、当該適用対象となる配当・譲渡益に係る源泉税は、オランダ外国税額控除の対象とならず、損金算入も認められません。なお、オランダ財務省が2018年2月23日に公表したレター（以下、「2018年財務省レター」という）において、「企業グループのオランダにおける実体が十分でない場合に当該グループのオランダ中間持株会社が資本参加免税を適用できないように税制改正をすべきか否かの調査を2020年から実施することを考えている」旨を明らかにしています。

III. 配当、利子、使用料に係る源泉税

1. 現行法における取り扱い

オランダ国内法上、原則として、オランダ法人が日本親会社に支払う配当については15%のオランダ配当源泉税が課されます。しかしながら、2018年度オランダ税制改正を受け、2018年1月1日以降、日本親会社が5%以上の株式保有をしており、かつ、そのストラクチャーがオランダ配当源泉税の免税を目的としたものでなければ、オランダ配当源泉税は免税として取り扱われます。日蘭租税条約における配当源泉税の免税に係る適用要件のうち株式保有割合に係る要件は「50%以上の保有」であるため、上記国内法の改正により、日本親会社にとってのオランダ配当源泉税免税のための株式保有割合に関する要件は緩和されたこととなります。

オランダ国内法上、オランダ法人が支払う利子及び使用料についてはオランダ源泉税は課されません。

2. 2019年度税制改正による影響

2019年度税制改正により、以下の内容が定められました。

オランダ法人が支払う利子・使用料が軽課税国に所在する法人又はEUのブラックリストに含まれている国に所在する法人への支払いである場合若しくはそのストラクチャーが租税回避を目的としたものである場合には、当該利子・使用料につき2021年よりオランダ源泉税を課することとする（租税条約による減免は可能）。

IV. 実体要件

1. 実体要件のリスト

現行のオランダ国内法においてオランダ法人に求められる実体要件の概要は**図表1**のとおりです。DVL法人の意義及び各実体要件と各関連規定の関係については、次の2.から5.を参照ください。

2018年財務省レターにおいて、上記実体要件に加えて以下の2点の実体要件が追加されることが提案されました。この点は2019年度税制改正に含められなかったものの、依然として、近い将来に上記に関する税制改正が行われる可能性があります。

- 10万ユーロ以上の人件費が生じていること
- 最低24ヵ月以上の間、オフィススペースが利用可能であること

2. Information exchange

International Assistance in the Levying of Taxes ActのArticle 8において、DVL法人という会社定義に該当するオランダ法人については、**図表1**中の①から⑥及び⑧から⑩の実体要件を充足しない場合、オランダ税務当局が、充足しない実体要件を、当該法人のDVL所得（利子、使用料、リース料をいう。以下同じ）が生じ、かつ、租税条約や欧州指令などの減免規定を適用している国の税務当局に自主的に提供することを定めています。DVL法人とは、端的には、その70%以上の活動が海外関係会社から受領するDVL所得を海外関係会社に支払うものである会社を指します（例えば、海外関係会社とグループファイナンスを行う法人など）。なお、DVLとはオランダ語のDienstverleningslichaamの略語であり、DVL法人は、実務上、非公式にFinancial service companyなどと英訳されています。

上記規定に基づいてオランダ税務当局が海外税務当局にDVL法人の情報提供を行うこと自体が自動的に課税関係を引き起こすものではないですが、当該情報提供が海外税務当局においてDVL法人の実体が乏しいのではないかと懸念を引き起こし、当該当局が租税条約等の適用についてチャレンジをするといった課税リスクが想定されます。また、海外税務当局のチャレンジが実際になくとも、状況によっては、会計上の引当の要否の議論が生じるなどといった可能性もあると見られます。

2018年財務省レターにおいて、上述のInformation exchangeの規定をInternational holding companyに該当するオランダ法人にも適用することが提案されました。この点は2019年度税制改正に含

められなかったものの、依然として、近い将来に前記に関する税制改正が行われる可能性があります。

3. 法人税の課税所得計算への影響

Corporate Income Tax ActのArticle 8cにおいて、DVL法人が**図表1**中の⑩の実体要件を充足しない場合、当該DVL法人は単なるIntermediaryと取り扱われ、DVL所得の受益者ではないという整理の下、オランダ法人税の課税所得計算上、当該DVL法人のDVL所得は除外され、当該DVL法人が実質的に果たしているサービス機能に係る所得（典型的にはコストプラスに基づくハンドリングフィーなど）が課税所得に含まれる旨定められています。その場合、上記規定が適用されることで課税所得は減少し得る一方、上述の整理に従い、DVL所得について課された外国源泉税はオランダ外国税額控除の対象外となり、また、損金算入も認められません。

さらに、**図表1**中の⑩の実体要件を充足しない場合、オランダ税務当局は、その旨を源泉地国の税務当局に情報提供することとなります。従って、源泉地国の税務当局が租税条約等の恩典の適用を否認するリスクが高まると想定されます。

4. Advance Pricing Agreement

多くの国と同様、オランダにおいてもAPA, Advance Pricing Agreement制度（移転価格についての事前確認制度）が存在します。非DVL法人については実体要件の充足に関わらずAPAを申請す

図表1 オランダ法人に求められる実体要件の概要

実体要件	関連する規定			
	DVL法人のみ			全法人
	IV. 2.	IV. 3.	IV. 4.	IV. 5.
① 意思決定権限を有する取締役のうち半数以上がオランダに居住していること	✓		✓	✓
② オランダに居住する取締役が職務遂行に必要な専門知識を有すること	✓		✓	✓
③ 取引を実行するにあたり必要な使用人等を有すること	✓		✓	✓
④ 経営に係る意思決定がオランダで行われていること	✓		✓	✓
⑤ 主要銀行口座がオランダにあること又はオランダから管理されていること	✓		✓	✓
⑥ 会計帳簿がオランダで記帳され、関連するシステムにオランダからアクセスできること	✓		✓	✓
⑦ 過去において税務申告義務を適切に履行していること			✓	✓
⑧ 登記上の事務所がオランダに所在すること	✓		✓	✓
⑨ 他国における税務上の居住者と取り扱われないこと	✓		✓	✓
⑩ その管轄DVL活動について自らリスクを負っていること（例：グループファイナンス会社については、純資産の部の金額が、200万ユーロと借入金の1%のいずれか小さい金額以上であること）	✓	✓		
⑪ 資産やリスクの金額に照らした上で、その機能を遂行するに十分必要な純資産の部の金額を有していること	✓		✓	
⑫ 持株会社である場合、その株式投資に係る資金調達に係る負債：資本比率が85:15以下であること				✓

ることができますが、DVL法人については図表1中の①から⑨及び⑩の実体要件を充足する場合に限りAPAの申請をすることが認められています。

5. Advance Tax Ruling

ATR, Advance Tax Ruling (事前照会制度)とは、以下のクロスボーダー取引・ストラクチャーをはじめとする様々な項目につき、課税関係をオランダ税務当局に事前に確認する制度です。

- 中間持株会社などについての資本参加免税制度の適用
- ハイブリッドエンティティ又はハイブリッドファイナンス
- 外国法人のオランダにおける恒久的施設 など

DVL法人及び非DVL法人の双方につき、上記資本参加免税制度に関するATRについては、図表1中の①から⑨及び⑩の実体要件を充足する場合若しくはオランダにおいて能動的な活動を行っている又は行う予定である場合に限り申請をすることが認められています。

6. 参考 税務上の居住地国

オランダで設立・登記された法人は、多くのオランダ国内法上、オランダ居住法人と取り扱われ、前述の実体要件の充足はオランダ国内法上のオランダ居住性と関係しません。ただし、たとえばオランダで設立された法人の取締役の大部分が他国で勤務し、当該法人の経営が実質的に当該他国で行われている場合など、当該他国の税務当局より当該法人の税務上の居住地国が当該他国であるとチャレンジを受ける可能性があります。その場合、租税条約における所謂タイブレーカールールに基づき両国税務当局が協議をするなどといったプロセスが考えられ、その結果、オランダで設立された法人の税務上の居住地国が他国と取り扱われ、オランダ税法上の非オランダ居住法人と取り扱われる可能性があります。

- オランダ法人から関係会社への配当又は資本の払い戻しのために行われる、当該オランダ法人による当該関係会社からの借入 など

ただし、事業上の目的に基づく借入である場合や、借入元である関係会社において受取利息に対する十分な課税が生じている場合などには、それらを証明することで上記損金不算入規定の適用を回避することが認められています。

2. Article 13I及びArticle 15ad

2019年度税制改正により、2019年から以下の支払利子損金算入制限規定が廃止されました。

- Article 13I(資本参加免税制度の対象となる投資のための借入が過大である場合の支払利子損金算入制限規定)
- Article 15ad (オランダ連結納税グループに算入するオランダ法人の買収のための借入が過大である場合の支払利子損金算入制限規定)

3. Earnings-stripping rules

欧州租税回避防止指令に基づく2019年度税制改正により、2019年からオランダ税法にアーニングス・ストリッピング・ルール(Earnings-stripping rules)が導入されました。同ルールにおいては、オランダ法人における損金算入可能な純支払利子は税務上のEBITDAの30%に制限され、この制限は連結納税単位で適用されます。ただし、最初の100万ユーロまでの純支払利子は上記ルールの適用外とされます。2016年6月17日において存在する借入については既得権条項の手当がなく、また、グループ比率ルールの手当もありません。

VI. CFCルール

欧州租税回避防止指令に基づく2019年度税制改正により、2019年からオランダ税法に次のCFCルールが導入されました。

- オランダ納税者が非オランダ法人の株式の50%超を直接又は間接に保有する場合若しくはオランダ国外に恒久的施設を有する場合、当該法人又は恒久的施設はCFCと取り扱われる。
- 上記50%超保有の判定はオランダ納税者の関連者(当該オランダ納税者と25%以上の資本関係がある法人など)と併せて行われ、かつ、当該関連者が有する保有割合がそのまま(プロラタ計算を行うことなしに)オランダ納税者の保有割合として

V. 支払利子損金算入制限規定

1. Article 10a (Tainted transaction loans)

Corporate Income Tax ActのArticle 10aにおいて、次の取引に関する借入に係る支払利子の損金算入を認めない旨が定められています。

- オランダ法人から関係会社への増資のために行われる、当該オランダ法人による当該関係会社からの借入

カウントされる。従って、たとえばオランダ法人が非オランダ法人Aの株式を25%保有し、非オランダ法人Aが非オランダ法人Bの株式を50%超保有する場合、非オランダ法人Bは当該オランダ法人にとってのCFCに該当する。

- 法人税が存在しない国又は法定法人税率が9%未満の国に所在するCFC、若しくは、EUのブラックリストに含まれている国に所在するCFC(ただし、当該CFCが2カ国の居住者であり、かつ、EUのブラックリストに含まれている国以外の居住地国の法定法人税率が9%以上である場合のCFCを除く)については、原則として合算課税の対象となる。上記の国のリストについては以下のオランダ政府のウェブサイトにて公表されている。

<https://www.government.nl/latest/news/2018/12/28/netherlands-publishes-own-list-of-low-tax-jurisdictions-in-fight-against-tax-avoidance>

- 合算対象となる所得は、一定の受動的所得(一定のマイノリティ投資に係る配当及び株式譲渡益、受取利子、使用料、リース収入など)のうち期末までに未配当のものから関連費用を控除した後の金額である。
- CFCが以下のいずれかの要件を充足する場合には、合算課税は生じない。なお、以下要件の充足についてはオランダ納税者が立証責任を負うとされているものの、合算課税免除にあつての形式的な要件(申告書別表の提出や文書化の要否など)の有無は2019年2月1日現在において明らかにされていない。
 - ・ (i) 図表1中の①から⑥の実体要件(「オランダ」とある箇所を「CFCの居住地国」と読み替える)、(ii) 10万ユーロ以上の人件費が生じていること、(iii) 最低24ヵ月以上の間、オフィススペースが利用可能であること、の全てを充足すること
 - ・ CFCが実体のある経済的活動を行っていること
 - ・ 上述の受動的所得の合計額がCFCの課税所得の30%未満であること
 - ・ CFCが一定の金融サービスを行っていること

VII. 30%ルーリング制度

30%ルーリング制度は一定のオランダ駐在員についてのオランダ個人所得税に関する優遇制度であり、同制度の適用がある場合、最長8年間、雇用所得(役員報酬を含む)の30%が非課税と取り扱われるなどといったメリットがあります。2019年度税制改正により、2019年以降、上述の8年間の適用期間が5年間に短縮されるとともに、既存適用者に対する2020年末までの期間における既得権条項が設けられました。

VIII. おわりに

前述の通り、BEPSプロジェクトや欧州租税回避防止指令などに従って、オランダ国内法の改正の動きが進んでいます。また、2018年財務省レターにおいて、「オランダが税務目的の導管国に利用されることや国際的にそのようにみられることは、オランダへの投資環境という観点から望ましいことではなく、これから変革していかなければならない」旨を表明しています。日系企業においては、上述のオランダ国内法、本邦国内法、(オランダからの投資先など)第三国の国内法、及び租税条約など、様々な税の観点から、オランダストラクチャーを最新の税法や実務に照らして再考・モニタリングしていくことが望ましいと考えます。

オランダ事務所主催のセミナー・トレーニングコースの御案内

Meijburg & Co (KPMG オランダ税務事務所) では、税務に関する最新情報や当事務所主催のセミナー・トレーニングコースの御案内をお届けしています。ご希望の方は次の URL からご登録をお願いします。

<https://www.meijburg.com/page/mytaxnews-subscribe>

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

Meijburg & Co (KPMG オランダ)
 アムステルフェーン事務所
 マネジャー 河崎 嘉人
Kawasaki.Yoshito@kpmg.com

ASEAN財閥のM&A・提携戦略：日系企業が留意するポイント

株式会社 KPMG FAS

ディレクター 木村 昌吾

近年、ASEAN財閥傘下の有力企業は、M&Aを積極的に活用して事業拡大を図っています。特にタイの企業は、自国の人口減少を前提に、隣国のベトナムをはじめとして大型のクロスボーダーM&Aを実行しています。その行動力と経営判断は、同じく人口減少に直面する日系企業にも参考になるものがあると思われます。またデジタルエコノミーの分野では、中国の有力企業とASEANの大手財閥との間で提携が進み、その分野における日系企業のプレゼンスが低下しています。案件を検討するスタイルに日中企業間で差があることが一因でしょうが、新しい事業分野に対して、日系企業の提案力が弱体化していないかを検証することが必要です。本稿では、ASEAN企業における近時のM&A・提携を概観し、その動機を分析すると共に、日系企業にとっての留意点を考えてみたいと思います。

なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



木村 昌吾
きむら しょうご

【ポイント】

- 中間層が成長するASEAN各国において、有力企業によるM&A案件が増加している。特にタイ企業は、自国の人口減少を前提に積極的に隣国ベトナムに進出している。
- ASEAN各国ではeコマースも徐々に立ち上がってきている。しかし主役は現地財閥企業と中国の2大企業アリババ、テンセントであり、日系企業のプレゼンスは低い。
- デューデリジェンスに時間をかける日系企業の検討スタイルと、ASEAN財閥企業や中国ネット企業の即断即決型スタイルの違いが、新興ビジネスにおけるプレゼンスの差異を生む。
- 日系企業による提案は、グローバルでの成長を模索するASEAN有力企業に訴求しているのか。特に新興のビジネス領域において、日系企業の競争力を検証する必要がある。

I. はじめに

「ASEANでの売上倍増を今後5年間の最重要戦略と位置付けます」、「ASEANでM&Aを加速させます」。

日系企業の決算説明会では、ASEANでの成長を強調する多くの経営者の姿を目にします。1990年代後半に発生したアジア通貨危機が収束して以降、ASEAN各国は政治的安定と、経済の成長を実現してきました。その結果として、消費の牽引役である中間層も大きく育ってきており、これを成長の梃子とするべく多くの日系企業がASEANを指向している形です。実際、企業顧客に対してコーポレートファイナンス、M&Aアドバイザーを提供する弊社の下には、アジア進出、買収ターゲットや提携パートナーの選定にかかわるアドバイス要請が多数寄せられています。一方、ASEAN各国の有力企業も、近時M&Aや戦略的提携を積極的に行い成長しています。特にタイの企業の中には、非常に大型のM&Aを実行して、近隣国の市場に進出し、またデジタルエコノミー分野でも中国企業と提携する動きが顕著となっています。

II. タイ企業による隣国へのクロスボーダーM&A

図表1は、タイ企業による代表的なM&Aの事例をまとめました。非常に規模の大きな事例を含んでおり、タイの有力企業の積極性と

体力に驚きを持たれると思います。以下に主要な事例を概観してみます。

TCCグループは、不動産・飲料を主要事業とするコングロマリットで、近年特にM&Aを多用して積極的な事業拡大を図っています。2013年にはシンガポールのフレイザー・アンド・ニーブ約1兆円を超える金額で買収しました。これはASEANにおけるM&A史上最大の買収金額となっています。この買収により、TCCグループは飲料・不動産両事業においてシンガポール、マレーシアの市場を手に入れました。またベトナムにおいても2016年にディスカウントストアを買収することで同国の小売り事業に進出し、2017年にはビール最大手のサイゴンビールを約5,500億円で買収しました。TCCグループは一連の買収によってフレイザー・アンド・ニーブ、サイゴンビールというASEANの有カブランドを手中に収め、またこれらを販売する小売りの機能も国内外に整備しつつあるのです。

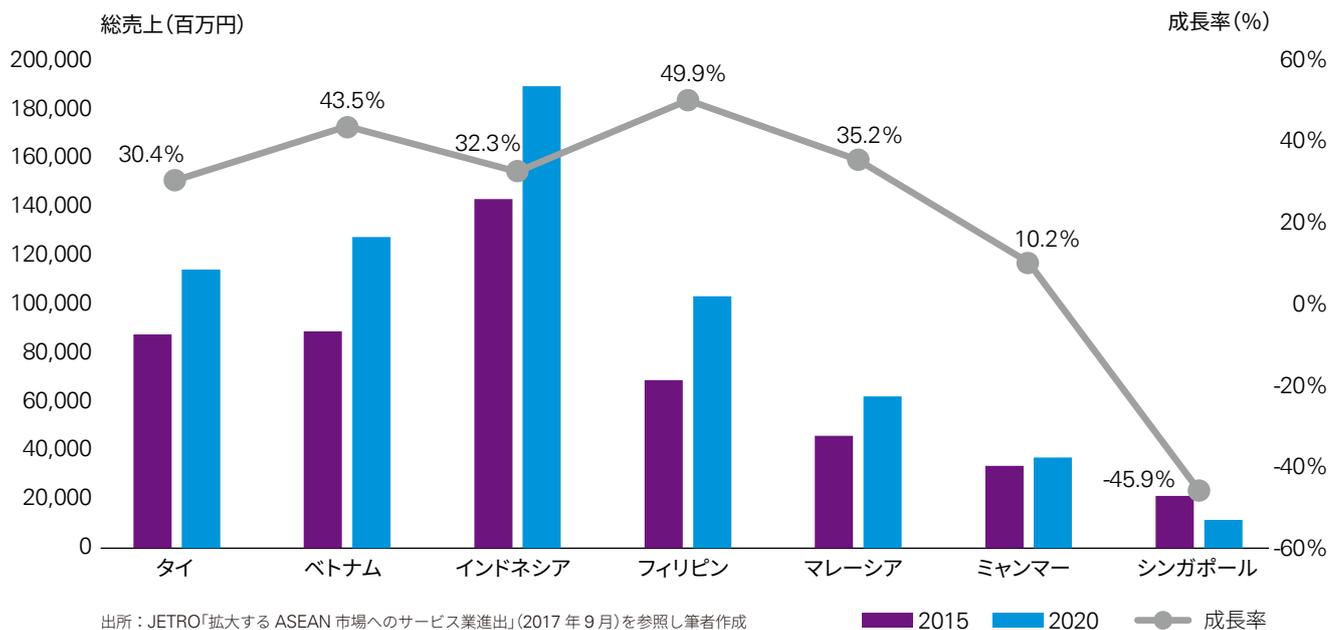
ブンロート・ブルワリーは、TCCグループ傘下のタイ・ビバレッジと双壁をなす大手飲料メーカーです。シンハービールが代表ブランドですが、日本でも流通していますので、その名前を聞いたことがある人も多いのではないのでしょうか。同社は、2016年にベトナムの大手食品メーカーであるマサングループが保有するマサンブリュワリーの株式66.7%を約1,100億円で買収しています。タイを代表する飲料メーカーが、相次いでベトナムの大手飲料メーカーを傘下に収めていることは注目に値します。

セントラル・グループは、小売・流通の最大手で、ファミリーマート、吉野家、ミスタードーナツ、大戸屋など多くの日系企業の提携

図表1 タイ企業によるクロスボーダーM&Aの例

年度	企業・グループ名	案件概要	金額
2013	TCCグループ	シンガポールの飲料・不動産の複合企業フレイザー・アンド・ニーブを買収	約1兆800億円
2015	TCCグループ	ドイツ系ディスカウントストアであるキャッシュ・アンド・キャリアのベトナム事業を買収	約850億円
2015	セントラル・グループ	ベトナムの大手家電量販店グエンキムを買収	約200億円
2016	セントラル・グループ	大手スーパーBIG Cのベトナム事業を仏カジノグループより買い戻し	約1,300億円
2016	TCCグループ	グループ企業を通じ、ベトナムの乳製品最大手ピナムルクの株式を追加取得	出資比率約17% (時価総額1.1兆円 2019年2月6日現在)
2016	サイアム・シティ・セメント	ホルシムよりベトナムとスリランカにおけるセメント工場を買収	約1,000億円
2016	ブンロート・ブルワリー	ベトナムの食品大手マサングループ傘下のマサンブリュワリーの株式66.7%を取得	約1,100億円
2017	サイアム・セメント・グループ	ベトナムのセメントメーカーであるベトナム・コンストラクション・マテリアルを買収	約165億円
2017	TCCグループ	ベトナムの国営ビールメーカーであるサイゴンビールを買収	約5,500億円
2018	サイアム・セメント・グループ	ペトロベトナムからロンソン石油化学コンビナートにおける同社持ち分29%を取得し、持ち分を100%化	NA(事業費は6,000億円)

図表2 小売業の市場規模



パートナーとなっているグループです。ベトナムで買収したBIG Cは、元々はセントラル・グループが創業したスーパーマーケットチェーンです。ASEAN通貨危機で業況が悪くなってフランス企業に売却しましたが、ベトナムの成長性を見込んで買い戻した形です。ちなみに本国のBIG Cは、TCCグループが当該フランス企業から買収しています。

サイアム・セメント・グループは、その名のとおりセメント・建設資材を製造するメーカーですが、自動車、紙パルプ、石油化学などに事業を多角化しているASEANを代表するコングロマリットです。日系企業との提携も多く、トヨタ自動車、積水化学工業、日本製紙、クボタなどと提携関係にあります。当社の筆頭株主は王室の財産管理局ですので、国王が筆頭株主を務めるという世界でも珍しい大企業です。このグループはベトナムの石油化学事業に、事業費6,000億円という大きな投資をしています。元々カタールの国営企業が建設するプラントにマイノリティーで参画する予定でしたが、油価の下落を嫌気したカタール企業が撤退を表明したところ、その持ち分を買い取って自社100%の事業としました。

III. タイ企業のM&Aに対する動機

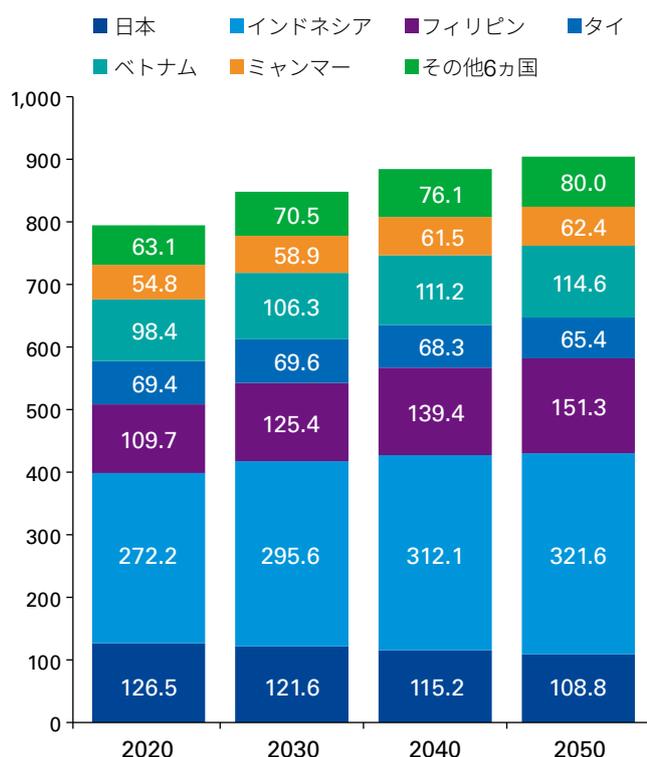
このようにタイの有力企業の動きは非常にアグレッシブであり、目を見張るものがあります。このような積極的なM&A戦略を遂行する動機は何でしょうか。ひとつは隣国の成長が挙げられます。図表2はASEAN各国の小売の市場規模を示したのですが、隣国において消費市場が拡大している様が窺えます。タイの隣国ベトナムの1人当たりGDP額は、2017年度において2,389ドルとタイの6,591

ドル(出所：いずれもJETRO 国・地域別情報基礎的経済指標)を下回りますが、人口がタイの2倍近くある為、タイと同じ規模の消費市場が出現している形になっています。1人当たりGDPは耐久財の普及率との相関が高く、3,000ドルを超えると家電製品や家具などの耐久消費財が普及し、5,000ドルを超えると自動車などの普及が進むと言われています。JETROの別のデータによると、ハノイに限定した1人当たりGDP水準は3,500ドル、ホーチミンに至っては5,500ドルと推計されており、これらの大都市においては、耐久消費財を含めた消費活動が活発化しているものと想定されます。タイ企業にとっては、地続きで自国と同規模のマーケットが出現した形になっており、図表1においてベトナム案件が多くなっていることも頷けます。

もう1つの動機は人口です。次の図表3でも明らかのように、インドネシア、フィリピン、ベトナムなどの人口は大幅な増加が見込まれており、人口減少に転じた日本との対比は明らかです。一方タイに関しては、人口増加が予測されるASEANにおいて人口減少が予想されている唯一の国なのです。日本においても2015年以降人口の減少が始まり、冒頭で述べたようにASEAN(海外)のフロンティアを求めて進出を加速する企業が増えています。タイにおいても事情は同様で、マザーマーケットの縮小が大きな危機感となっているはずですが、ベトナム、ミャンマーという地続きの国では、人口の増加が見込まれているため、これらの市場をおさえたいということが、クロスボーダーM&Aの強い動機になっているものと想定されます。

タイ企業によるこのようなM&Aの成否は、現在進行中であるであろうPMI(ポスト・マージャー・インテグレーション)の結果によるところが大きく、現時点で評価を与えることは難しいです。買収に際して巨額の負債を抱えたグループもありますので、買収先との

図表3 日本とASEAN各国の人口動態予測(百万人)



出所：Worldometers <http://www.worldometers.info/world-population/#table-forecast>

シナジーをいち早く実現させ、利益増加、財務健全化、株価上昇という流れをどのように実現していくか注目しています。しかし一方で、マザーマーケットの縮小に直面して迅速に行動し、M&Aを成約させたタイ企業の経営力は特筆に値します。敢えて明示はしませんが、図表1のターゲット企業の中には、日系企業が物色していたと筆者が認識していた先も含まれています。ターゲットが日系企業ではなくてタイ企業を選択した背景を分析、研究する価値はあると思いますし、タイ企業の行動力、交渉力を含めた一連の経営力は学ぶに値するのではないかと考えます。

IV. デジタルエコノミーにおける潮流：ASEAN財閥と中国企業

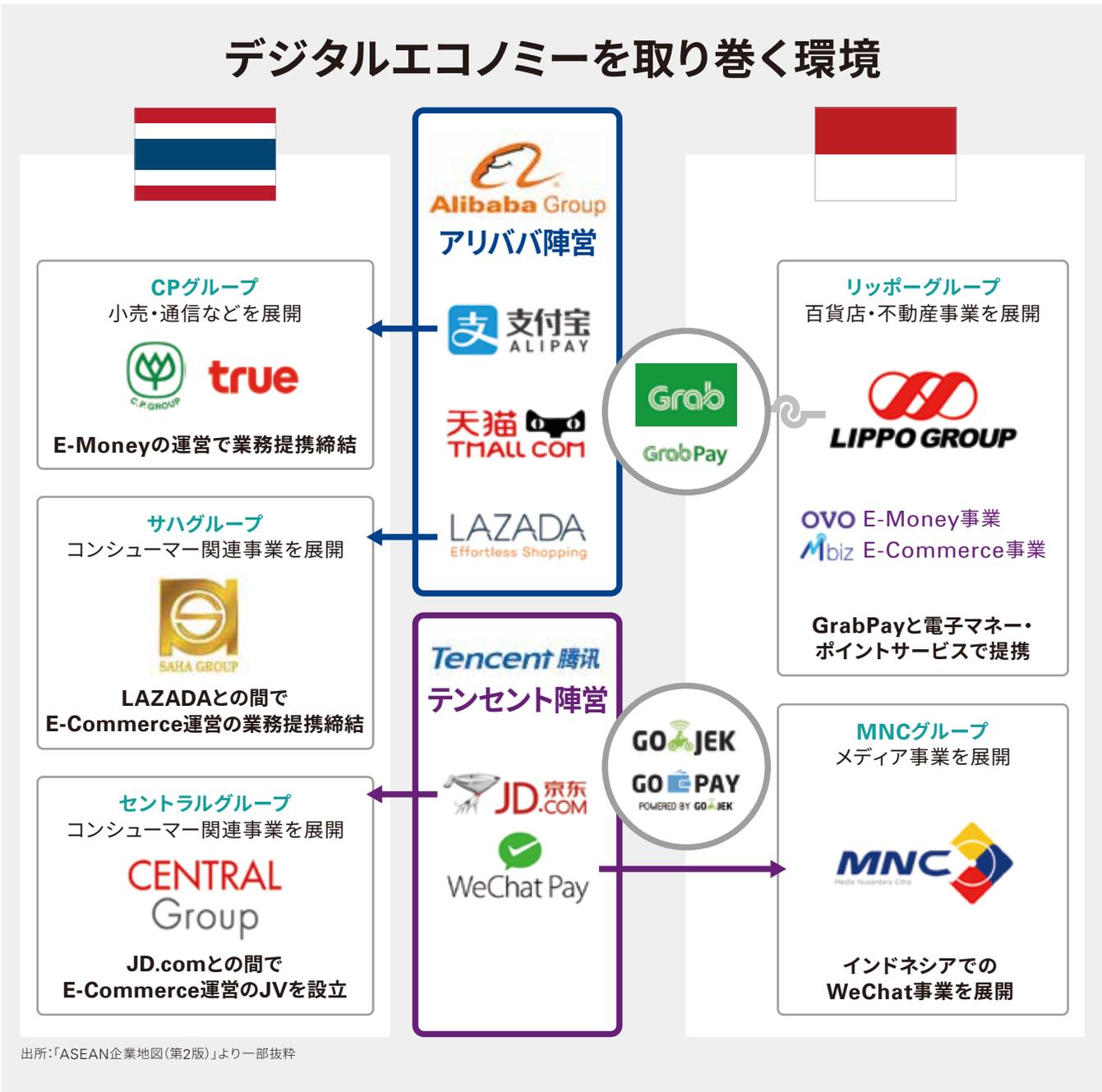
近時のM&Aの潮流として、eコマースやフィンテック、それらを支えるデータセンターへの投資など、デジタルエコノミーと言われる領域で様々なM&Aや提携（JV設立）が発生しています。図表4は、タイとインドネシアにおいてeコマース関連でどのようなプレーヤーが存在するかを图示したものです。アリババ、テンセントといった中国のネット系企業は、SNS、eコマース、ファイナンスなどの様々なビジネスをグループ内に持ち、中国のみならずASEAN各国に事業を積極展開しています。特にアリババは、2016年にASEAN各国でeコマースサイトを運営するラザダ（Lazada）を10億ドルで買収し、2017年には10億ドルの追加投資を行うなど存在感

を見せつけています。これら中国の2大陣営に関する特筆事項は、大型の買収もさることながら、タイ、インドネシアの小売りに強い有力財閥といち早く提携関係を築いていることです。この図に現れているCP、セントラル、サハ、リップー等のグループは、日系企業との関係が深く、これまで様々な事業領域で提携関係を築いてきています。日系企業の製品の品質やサービスのクオリティの高さは折り紙付きであり、これら財閥グループも高く評価していることは間違いありません。しかしながらeコマースをはじめとするデジタルエコノミーという分野において、日系企業は中国企業の後塵を押し、ASEANの有力企業との関係を築けないまま、陣取りゲームで敗北している状況が発生してきているのです。この状況が物語るのは何でしょうか。

1つ考えられるのは、デューデリジェンス（以下「DD」という）など、案件検討の時間に対する日中企業のスタンスの差だと思われます。標準的なDDに要する時間はある程度決まっていますが、稟議制を用いる日系企業の検討期間は長くなりがちです。デジタルエコノミーのような新しいビジネスにおいては、事業モデルが確立されていない分、価値算定をはじめとした各種評価は難しいものがあります。慎重を期すならばDD期間や検討期間が長くなることはあれ、短縮化することはありません。ビジネスの不確実性が高い点は中国企業にとっても同様ですが、アリババ、テンセントなどはオーナー系企業であり、オーナーの即断即決により事業を推進している点で日系企業の検討スタイルとは異なります。ASEAN財閥側もトップに立ついわゆるタイクーンが即断即決でビジネスを推進しますので、不確実性の排除に日系企業が時間を要している間に、中国企業とASEAN財閥間での提携がまとまってしまった可能性があります。

もう1つ検討すべきは、日系企業のビジネス構想力が、ASEAN財閥側に訴求力があつたのか、という点です。本稿の前半では、タイの有力財閥傘下の企業の積極的なM&Aについて述べました。タイに限らず、多くのASEAN財閥は拡大傾向にあり、各社の事業セグメントは確実に拡大しています。コア事業で儲けた利益を、さらに様々な事業を拡大させるために再投資しているのです。ASEAN財閥を定点観測すると、財閥ごとの動きの方向性が見えてきます。彼らは多種多様な事業を抱えていますが、ある事業単体で伸ばすことだけを考えているわけではありません。グループとしてどうやって成長していくかという、グループ内シナジーについて非常に重要視しています。したがって、新しいビジネスを提案するときは、拡大の傾向から見える財閥側が狙うシナジー、いうなれば未来予想図について仮説を立ててアピールをしなければ訴える力を持ちません。中国のデジタルエコノミー系の企業は、自国の10億人市場での成功をベースに、ASEAN財閥に提案をしたことは想像に難くありません。日本企業に単一の10億人市場は持ちえませんが、よりグローバルな市場にずっと向き合ってきた実績があります。にもかかわらず中国企業の後塵を拝しているのは、グローバルで成長するた

図表4 タイ・インドネシアにおけるeコマース関連プレーヤーの相関図



めの構想力が日系企業において弱体化しているのではないかと、いう懸念があります。これは一朝一夕で証明できるものではありませんが、日系企業の国際競争力を考えるうえで、今後深掘りすべきテーマだと考えます。

確実性の高い事業領域での中国企業の躍進。LeaveではなくActionをしているこれら競合に対し、どのように対峙していくのかは日本企業の課題と言えるでしょう。

V. おわりに

近年、日系企業に対する評価として「3L」というものがあります。Look, Learn, Leave。すなわち「日系企業は見て、学んで、去るだけで、投資はしない」というものです。人口減少を前提としたタイ企業の隣国への積極的な進出、そしてデジタルエコノミーという不

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

株式会社 KPMG FAS
ディレクター 木村 昌吾
shogo.s.kimura@jp.kpmg.com

会計監査確認センター合同会社を設立

会社名	会計監査確認センター合同会社
代表職務執行者社長	丸地 肖幸
所在地	東京都新宿区津久戸町1番2号
出資者	有限責任 あずさ監査法人 EY新日本有限責任監査法人 有限責任監査法人トーマツ PwCあらた有限責任監査法人
事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日
事業内容	確認システムの企画、設計、開発、保守、運用及び提供
URL	https://auditconfirmation.co.jp/

会計監査確認センター合同会社は会計監査における確認手続の共同プラットフォームの開発・提供を通じて、確認状の発送・回収業務から生じる事務負担の軽減への貢献を図ります。各監査法人が有する知見や豊富なノウハウを共有し、監査業界初となる共同プラットフォームを構築することによりこの共通課題の解決を図るとともに、資本市場の信頼性向上にかなう残高確認システムのデファクトスタンダードの確立を目指します。

ハウを共有し、監査業界初となる共同プラットフォームを構築することによりこの共通課題の解決を図るとともに、資本市場の信頼性向上にかなう残高確認システムのデファクトスタンダードの確立を目指します。

詳細についてはウェブサイトをご参照ください。

<https://home.kpmg/jp/ja/home/media/press-releases/2018/12/zankaku-new-company.html>

4監査法人による共同声明を発表 – 4つのコミットメントを宣言

有限責任 あずさ監査法人、EY新日本有限責任監査法人、有限責任監査法人トーマツ、PwCあらた有限責任監査法人は、2019年1月24日開催の4監査法人合同フォーラム「今、監査法人に求められる使命」において、共同声明を発表し、4つのコミットメントを宣言しました。4監査法人合同フォーラム第1部では、企業等の公

正な事業活動に信用を付与し、投資家および債権者の保護等を行うことができるか、そして国民経済の健全な発展に寄与することができるかについて議論し、第2部では、多くのステークホルダーと監査法人の有機的な連携が不可欠であることを確認しました。

【4つのコミットメント】

1. 財務報告と監査の信頼性向上に向けた取組み
2. 情報技術への積極的な投資
3. 国際感覚を有する会計人材やデジタル社会に対応する人材への投資
4. 日本経済の健全な発展への貢献

詳細についてはウェブサイトをご参照ください。

<https://home.kpmg/jp/ja/home/media/press-releases/2019/01/four-audit-firms-joint-statement.html>

KPMG FAS Newsletter “Driver” Vol.03 を刊行



KPMG FASは、2019年2月に顧客向けニュースレター「Driver」Vol.03号を刊行しました。今号では、「業界展望 創造的破壊（上）」と題して、自動車、エネルギー、通信の各業界について、各セクターの専門家による特集記事を

掲載しています。デジタル化の進展とテクノロジー企業の台頭を背景に、既存企業、業界は成長モデルの描き直しが必要となっています。将来においても競争優位を維持するために必要な経営の視点について解説しています。

ニュースレターはウェブサイトからもご覧になれます。

<https://www.kpmg.com/jp/driver>

KPMG、H2 Venturesと共同で作成した「フィンテック100」を公表

「フィンテック100」レポートは、世界のマーケットリーダーであるフィンテック企業50社と、新しい製品やソリューションを有する新興フィンテック企業50社から構成され、デジタル決済からデジタル融資、インシュアテック、ネオバンクまで、フィンテックにより世界の金融サービス業界に変革をもたらしているフィンテック企業を紹介しています。

5回目となる2018年版では、日本企業が2社ランクインしました。また、分野別では、決済企業が34社ランクインしたほか、融資企業22社、資産運用企業14社、保険企業12社がランクインし、幅広い金融サービスを提供する多角化したフィンテック企業が上位を占めています。



グローバルレポートの日本語簡易版を下記URLよりダウンロードいただけます。

<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2018/10/fintech100-2018-report.html>

Thought Leadership

KPMGでは、会計基準に関する最新情報、各国における法令改正および法規制の情報、また各業界での最新のトピック等、国内外の重要なビジネス上の課題を、「Thought Leadership」としてタイムリーに解説・分析しています。



インダストリー4.0に 対する取組みの現状 ～ビジネスリーダーの皆様へ～

2019年3月
English / Japanese
(画像は英語版です)

第4次産業革命(インダストリー4.0)は、製造業のみならず全産業に対して歴史的な変革をもたらします。

企業の経営層は、この変革に適切に対応し、かつ、ビジネス機会として活かしていくという大きなプレッシャーに直面しています。

本レポートは、インダストリー4.0に対する全社的かつ企業価値向上のアプローチ方法を、実際の成功事例とともにご紹介します。

<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2019/03/reality-check-industry-4-0.html>



R&D 2030

2019年3月
English / Japanese

ライフサイエンス企業のエグゼクティブは生産性の低下、オーダーメイド医療の出現、新しいタイプのプレイヤーの参入等R&Dを取り巻く環境の変化を受けて、R&Dに対するアプローチを根本的に考え直す必要があります。本レポートは、2030年までに各社が採用することになるであろうアウトソーシング、リソース共有、先端科学技術に重点を置いた手法やこれらのトレンドについて解説しています。

<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2019/02/rd2030.html>



金融機関における テクノロジーと サイバーリスク管理

2019年2月
English / Japanese

進化し続けるデジタル時代において、金融機関が曝されるリスクはさらに大きく、規制当局の監視もより厳しくなっていますが、これは戦略的投資によって価値を創出する新しい機会でもあります。重要な資産をサイバー脅威から守りながら競争上の優位性を築くために、サイバーセキュリティリスクをビジネスの観点から取り組む必要性と、有効なリスク管理フレームワークについて解説します。

[kpmg.com/jp/201902-fcr](https://home.kpmg/jp/201902-fcr)



クラウド型 コラボレーションツールの 導入・運用に関する セキュリティ・費用試算

2019年1月
Japanese

クラウド型コラボレーションツール導入時にセキュリティポリシーを見直す前提で、セキュリティのレベルと導入・維持のコストを導入前後で比較した結果、セキュリティレベルを落とさずに約50%のコスト削減を見込めることが判明しました。本冊子では、ポリシーを見直して、ツールのセキュリティ機能を最大限活用する場合の効果と課題について解説します。

[kpmg.com/jp/201901-cts](https://home.kpmg/jp/201901-cts)



IFRS第16号「リース」 ～適用に向けて～ シリーズ1:新基準への移行(改訂版)

2019年1月
Japanese

本シリーズは、IFRS第16号をめぐる論点について、Q&A及び実務に即した設例形式により明確化を目指すものです。この冊子は、その第1弾として2017年1月に出版された「新基準への移行」の改訂版です。公表後、検討・分析が進められた結果を反映し、新たな設例、あずさ監査法人の最新の見解などを盛り込み、企業がIAS第17号からの移行プロジェクトをスムーズに進めていくうえで考慮すべきポイントを、説明しています。

<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2017/07/ifrs-leases-2017-07-1.html>



インドネシア市場 参入検討のために 知っておきたい政治史

2018年12月
Japanese

「インドネシアの政治体制が抱えるビジネスを阻害する程の不安定性や脆弱性は、どのように形成されてきたのだろうか。」本レポートは、この疑問を明らかにし、インドネシア市場に参入する際の留意点を示すことを目的に作成されました。本編では、インドネシアの歴史・政治史を紐解いたうえで、インドネシア市場への投資を進めるための政治的着眼点へ議論を展開します。

<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2019/01/indonesia-market-investment.html>

出版物のご案内

図解 収益認識基準のしくみ

NEW

Coming soon

2019年3月刊行予定
【編】あずさ監査法人
中央経済社・208頁

2018年3月に公表された収益認識基準は、判断が多く求められるとともに、概念的で難解な会計基準だという声がよく聞こえてきます。したがって、まずは基準の基本的な考え方を十分に理解することが重要となります。

本書では、収益認識基準の初学者でも短時間で容易に理解できる内容とするために、効果的な図解とその項目のエッセンスであるポイントを、各トピック毎に見開きの形で配置するといった工夫をしています。また、主要な論点については、盲点になりやすいものも含め網羅的に解説していますので、一通り収益認識基準を理解されている方にも有用な内容が十分に盛り込まれています。

- 第1章 収益認識基準の概要
- 第2章 会計処理の5つのステップ
- 第3章 特定の状況または取引における取扱い
- 第4章 重要性等に関する代替的な取扱い
- 第5章 開示
- 第6章 適用時期および経過措置

Q&A株式上場の実務ガイド(第3版)

NEW



2019年3月刊行予定
【編】あずさ監査法人
中央経済社・416頁 3,800円(税抜)

上場審査において、環境変化に応じた適切なコーポレートガバナンスへの要求はさらに高まっており、上場準備において一段の精緻化が求められています。また、上場準備を開始する企業にとって大きな影響が及ぶ変更となる「収益認識に関する会計基準」が2018年3月に公表されました。

本書は、改題・改訂第2版(2017年1月)以降の取引所規則の改正や会社法・金融商品取引法等の改正、その他制度改正を網羅するとともに、改正のもととなった背景を踏まえてわかりやすく解説しています。改題・改訂第3版では、新たに「収益認識に関する会計基準」の適用に伴う業種別の影響や、コーポレートガバナンス・コードの改訂に伴うさまざまな制度改正について解説を加えています。

- 第1章 株式上場の基礎知識
- 第2章 上場準備活動の実務
- 第3章 関係会社等の整備
- 第4章 資本政策の実務
- 第5章 業種別上場審査のポイント
- 第6章 上場後のリスクマネジメント

まるわかり電力システム改革2020年決定版

NEW



2019年2月刊
【編者】公益事業学会政策研究会
※KPMGコンサルティングが部分執筆しています。
一般社団法人 日本電気協会新聞部・264頁 2,000円(税抜)

2012年に始まった電力システム改革は、来年2020年の旧一般電気事業者に対する法的分離実施を控え、大詰めを迎えます。戦後70年近く続いた地域独占・垂直統合型の電気事業体制が、大きな変化を遂げようとしています。

本書は2015年発刊の「まるわかり電力システム改革キーワード360」をもとに、2020年改革を含む最新の論点を加えて大幅に見直し、大転換期の電力ビジネスに関連する用語を厳選しました。2020年改革の全貌をわかりやすく解説する、文字どおりの決定版です。

第一線で活躍する総勢17人の執筆陣が最新の動向を反映しながら書き下ろしました。テーマごとに系統立てて用語を把握できるほか、索引から用語だけを検索することも可能です。知っておきたい電力システム改革のポイントを押さえた一冊です。

- 第1章 電力システム改革の行方と電気事業の新展開
- 第2章 小売市場の動向
- 第3章 卸電力市場・燃料市場の動向
- 第4章 安定供給のためのメカニズム
- 第5章 再生可能エネルギーの現状と論点
- 第6章 電気事業経営の変革
- 第7章 海外の電力自由化
- 巻末 基礎用語

ASEAN企業地図 第2版

NEW



2019年1月刊
【著】桂木麻也(KPMG FAS 木村昌吾)
翔泳社・216頁 2,600円(税抜)

ASEAN進出を考える皆様の必読書!

2015年に発行された『ASEAN企業地図』に新しくミャンマー、ベトナムを加えて大改訂致しました。ASEAN各国の政治・経済動向のほか、ASEAN有力企業グループの近年の動向を解説しております。各国の有力企業グループごとの相関図、グループを率いる財閥、資本関係、上場企業の財務データも網羅し、これからASEANに進出したいと考えている企業の方ももちろん、ASEANに最近進出した企業の方、投資家の方にも役立つ内容となっています。

- 巻頭特集
- 第1章 インドネシア
- 第2章 タイ
- 第3章 フィリピン
- 第4章 マレーシア
- 第5章 シンガポール
- 第6章 ミャンマー
- 第7章 ベトナム
- 第8章 香港(番外)
- 巻末特集

出版物一覧

KPMGジャパンでは、企業会計・監査に関わる実務をはじめ、企業経営をめぐる最新のトピックや公会計実務等について、わかりやすく解説した書籍を数多く出版しています。詳しい内容や書籍一覧につきましては、ホームページをご覧ください。また、ご注文の際は、出版社までお問い合わせください。

●は2019年1月以降刊行

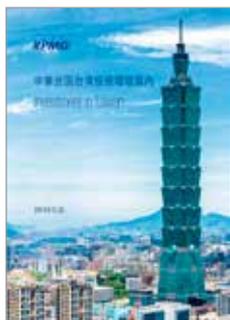
ジャンル	No.	書籍名	発行年月	出版社	頁数	価格(税抜)	編著者
IFRS関連	1	論点で学ぶ国際財務報告基準(IFRS)	● 2019年 2月	新世社	480頁	3,400円	
	2	図解&徹底分析 IFRS「新収益認識」	2018年 6月	中央経済社	348頁	3,600円	
	3	図解&徹底分析 IFRS「新保険契約」	2018年 4月	中央経済社	308頁	3,500円	
	4	詳細解説 IFRS開示ガイドブック	2017年 7月	中央経済社	856頁	8,600円	
	5	すらすら図解 新・IFRSのしくみ	2016年11月	中央経済社	200頁	2,000円	
	6	詳細解説 IFRS実務適用ガイドブック(第2版)	2016年 9月	中央経済社	1,488頁	9,200円	
財務会計	1	図解 収益認識基準のしくみ	● 2019年 3月	中央経済社	208頁		
	2	会社法決算の実務(第13版)	● 2019年 2月	中央経済社	988頁	6,900円	あずさ監査法人
	3	徹底解説 税効果会計の実務	2018年 4月	中央経済社	368頁	4,000円	
	4	xVAチャレンジ ーデリバティブ評価調整の実務ー	2017年12月	金融財政事情研究会	776頁	8,000円	KPMG/あずさ
	5	「会計上の見積り」の実務	2016年 5月	中央経済社	336頁	3,400円	
	6	パターン別 退職給付制度の選択・変更と会計実務	2015年 8月	中央経済社	464頁	4,800円	あずさ監査法人
	7	有価証券報告書の見方・読み方(第9版)	2015年 3月	清文社	596頁	4,200円	
Q&A 会計シリーズ	1	Q&A 税効果会計の実務ガイド(第6版)	2016年 3月	中央経済社	304頁	3,000円	
	2	Q&A 連結決算の実務ガイド(第4版)	2015年 5月	中央経済社	368頁	3,400円	あずさ監査法人
	3	Q&A M&A会計の実務ガイド(第4版)	2014年 7月	中央経済社	340頁	3,200円	
業種別 アカウントティング・ シリーズ	7.	不動産業の会計実務(第2版)	2018年 7月	中央経済社	388頁	4,200円	
	1.	建設業の会計実務(第2版)	2017年 3月	中央経済社	440頁	4,000円	
	2.	食品業 3. 医薬品業 4. 造船・重機械業 5. 商社 6. 小売業 8. 運輸・倉庫業 9. コンテンツビジネス 10. レジャー産業	2010年 7月	中央経済社			あずさ監査法人
	2.	証券業の会計実務(第2版)	2018年 3月	中央経済社	468頁	4,200円	
税務	1.	銀行業 3. 保険業 4. 自動車・電機産業 5. 素材産業 6. 化学産業 7. エネルギー・資源事業	2012年 9月	中央経済社			
	1	租税条約の実務詳解 ー BEPS防止措置実施条約から情報交換・相互協議・仲裁まで	2018年12月	中央経済社	424頁	4,300円	
	2	タックス・ハイブンを対策税制の実務詳解	2017年12月	中央経済社	468頁	4,600円	TAX
	3	BEPS移転価格文書の最終チェックQ&A100	2017年12月	中央経済社	280頁	3,000円	
経営	4	実務ガイダンス 移転価格税制(第5版)	2017年 5月	中央経済社	400頁	4,000円	
	1	まるわかり電力システム改革2020年決定版	● 2019年 2月	日本電気協会新聞部	264頁	2,000円	KC
	2	ASEAN企業地図 第2版	● 2019年 1月	翔泳社	216頁	2,600円	FAS
	3	BtoB決済デジタルライゼーション XML電文で実現する金融EDIと手形・小切手の電子化	2018年12月	金融財政事情研究会	212頁	1,600円	KPMG
	4	新収益認識の業務・システム対応	2018年12月	中央経済社	324頁	3,400円	あずさ監査法人
	5	スポーツチーム経営の教科書	2018年12月	学研プラス	163頁	1,500円	
	6	続・事業再生とバイアウト	2018年11月	中央経済社	278頁	3,400円	FAS
	7	「ゴール仮説」から始める問題解決アプローチ	2018年10月	すばる舎	224頁	1,500円	KC
	8	実践CVC 戦略策定から設立・投資評価まで	2018年10月	中央経済社	252頁	2,800円	FAS
	9	M&Aがわかる	2018年 6月	日本経済新聞出版社	249頁	1,000円	FAS
IPO	10	社会が選ぶ企業	2018年 2月	日本経済新聞出版社	248頁	1,800円	KPMG
	1	Q&A 株式上場の実務ガイド(第3版)	● 2019年 3月	中央経済社	416頁	3,800円	
	2	これですべてがわかるIPOの実務(第4版)	● 2019年 2月	中央経済社	468頁	4,800円	あずさ監査法人
内部統制 内部監査 不正	3	IPOと戦略的財務ー会計士の視点もふまえて	2015年 1月	商事法務	360頁	3,200円	
	1	これですべてがわかる内部統制の実務(第4版)	2018年 7月	中央経済社	412頁	4,400円	あずさ監査法人
	2	不適切会計対応の実務	2018年 3月	商事法務	352頁	3,800円	あずさ/TAX
海外	3	図解 CAAT実践入門ーデータ活用による内部監査の高度化	2015年 1月	中央経済社	192頁	2,200円	あずさ監査法人
	1	中国子会社の投資・会計・税務(第3版)	2018年 8月	中央経済社	1,096頁	12,000円	
	2	中日英・日中英 投資・会計・税務 用語辞典	2016年12月	税務経理協会	353頁	3,400円	KPMG/あずさ
公会計等	3	インドの投資・会計・税務ガイドブック(第3版)	2016年 6月	中央経済社	372頁	3,800円	
	1	社会福祉法人会計の実務ガイド(第3版)	2018年 3月	中央経済社	312頁	3,400円	
	2	公益法人会計の実務ガイド(第4版)	2017年 4月	中央経済社	344頁	3,800円	あずさ監査法人
	3	医療法人会計の実務ガイド	2016年 8月	中央経済社	336頁	3,400円	
	4	公立病院の経営改革(第2版)ー地方独立行政法人化への対応ー	2016年 8月	同文館出版	208頁	2,900円	

出版物に関し、さらに詳しい情報につきましては、ホームページをご覧ください。ご注文の際は、直接出版社までお問い合わせください。
kpmg.com/jp/publication

日本語版海外投資ガイド

KPMGジャパンにおいては、新興国を中心に24カ国の日本語版海外投資ガイドを発行し、ウェブサイトにおいて公開しています。新規投資や既存事業の拡大など、海外事業戦略を検討する上での有益な基礎情報です。投資ガイドはPDFファイル形式ですので、閲覧、ダウンロード、印刷が可能です。

2019年版 台湾投資環境案内



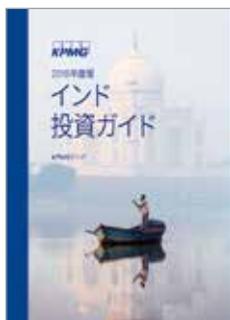
2018年
Japanese
本冊子では、台湾投資への事前調査として、台湾の概況、政治情勢、為替規制、労働環境及び関連法規、金融情勢といった一般的事項から、企業組織設立手続きや会計、税制に関する基本事項等について幅広く解説しています。
2018年12月04日更新
<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2013/10/taiwan.html>

2018年度版 フィリピン投資ガイド



2019年
Japanese
本投資ガイドではフィリピンへの投資方法について解説するとともに、事業規制、税制、投資に対する優遇措置について説明します。特に税制については法人所得税、源泉税、付加価値税、個人所得税など幅広く解説しています。
2019年01月07日更新
<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2015/09/philippines.html>

2018年度版 インド投資ガイド



2018年
Japanese
本冊子ではインドへの投資や事業を考えられている方々のために、投資の奨励制度、規制、税制、実務上課題などについても基本的な情報を提供しています。BEPS対応やGSTなどの新制度に加え、事業運営や事業の拡大、縮小などのコンテンツが新たに追加され、既にインド進出済の日系企業にとっても有益な内容を分かりやすくまとめています。
2018年10月4日更新
<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2016/05/india.html>

2018年度版 ミャンマー投資ガイド



2018年
Japanese
本冊子では、ミャンマーへの投資を考えている方のために、ミャンマーの外資規制、税務上の優遇措置、経済特区における投資規制について説明しています。また、法人税、個人所得税、会計・監査制度についての基本的な情報を提供しています。
2018年11月12日更新
<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2015/10/myanmar.html>

現在、ウェブサイトにて公開している24カ国の日本語版海外投資ガイド一覧です。
今後は、改訂版や新しい国の海外投資ガイドが発行されるタイミングで、アップデートいたします。
詳細は下記URLをご参照下さい。
<http://home.kpmg/Jp/investment-guide>

投資ガイド(掲載国)	発行年	投資ガイド(掲載国)	発行年	投資ガイド(掲載国)	発行年	投資ガイド(掲載国)	発行年
インド	2018年	フィリピン	2018年	オランダ	2016年	ロシア	2017年
韓国	2018年	ベトナム	2018年	スペイン	2018年	ブラジル	2013年
インドネシア	2015年	マレーシア	2018年	チェコ	2017年	ペルー	2017年
シンガポール	2018年	ミャンマー	2018年	ドイツ	2018年	南アフリカ	2018年
タイ	2016年	トルコ	2014年	ハンガリー	2016年	香港	2018年
台湾	2019年	イタリア	2018年	ポーランド	2014年	ベルギー	2017年

Brexit (英国のEU離脱：ブレグジット)に関する解説

KPMGジャパンでは、英国のEU離脱(Brexit)を受け、これに対応すべく日本語情報を集約した特設サイトを公開しています。ウェブサイトにおいては、マネジメントが検討すべき事項や、税制および産業分野別におけるBrexitの影響、セミナー資料を中心に有益な日本語資料を掲載しています。
kpmg.com/jp/brexit

日本語対応可能な海外拠点一覧

世界各国に駐在している日本人および日本語対応が可能なプロフェッショナルが、海外法人および海外進出企業に対してサービスを提供します。

Asia Pacific		連絡先担当者		E-mail	電話	
Australia	Sydney	大庭 正之	Masayuki Ohba	masaohba@kpmg.com.au	61(2) 9335-7822	
	Brisbane	大庭 正之	Masayuki Ohba	masaohba@kpmg.com.au	61(2) 9335-7822	
	Melbourne	大庭 正之	Masayuki Ohba	masaohba@kpmg.com.au	61(2) 9335-7822	
	Perth	鈴木 史康	Nobuyasu Suzuki	nsuzuki@kpmg.com.au	61(8) 9263-7382	
China	Shanghai 上海	高部 一郎	Ichiro Takabe	ichiro.takabe@kpmg.com	86(21) 2212-3403	
	Beijing 北京	森本 雅	Tadashi Morimoto	tadashi.morimoto@kpmg.com	86(10) 8508-5889	
	Tianjin 天津	伊藤 雅人	Masato Ito	masato.ito@kpmg.com	86(22) 2329-6238 Ext. 613-5060	
	Guangzhou 広州	稲永 繁	Shigeru Inanaga	shigeru.inanaga@kpmg.com	86(20) 3813-8109	
	Shenzhen 深圳	最上 龍太	Ryuta Mogami	ryuta.mogami@kpmg.com	86(755) 2547-1121	
	Hong Kong 香港	森本 雅	Tadashi Morimoto	tadashi.morimoto@kpmg.com	852(2978) 8270	
Cambodia	Phnom Penh	山田 知秀	Tomohide Yamada	tyamada@kpmg.co.th	66(2) 677-2467	
India	Delhi	小宮 祐二	Yuji Komiya	yujikomiya1@kpmg.com	91(99) 4509-3800	
	Chennai	合田 潤	Jun Goda	jungoda@kpmg.com	91(96) 7704-7188	
	Mumbai	空谷 泰典	Taisuke Soratani	soratani@kpmg.com	91(88) 7930-1655	
	Bengaluru	田村 暢大	Nobuhiro Tamura	nobuhiro@kpmg.com	91(91) 4821-4200	
	Ahmedabad/Pune	空谷 泰典	Taisuke Soratani	soratani@kpmg.com	91(88) 7930-1655	
Indonesia	Jakarta	三竿 祥之	Yoshiyuki Misao	yoshiyuki.misao@kpmg.co.id	62(21) 5799-5144	
Korea	Seoul	中村 康宏	Yasuhiro Nakamura	ynakamura5@kr.kpmg.com	82(2) 2112-0263	
Laos	Vientiane	宮田 一宏	Kazuhiro Miyata	kazuhiro@kpmg.co.th	66(2) 677-2126	
Myanmar	Yangon	加藤 正一	Masakazu Kato	mkato3@kpmg.com	95(1) 860-3361	
Malaysia	Kuala Lumpur	渡辺 和哉	Kazuya Watanabe	kazuyawatanabe1@kpmg.com.my	60(3) 7721-3107	
New Zealand	Auckland	月峯 聡子	Satoko Tsukimine	stsukimine1@kpmg.co.nz	64(9) 384-0908	
Philippines	Manila	山本 陽之	Haruyuki Yamamoto	hyamamoto3@kpmg.com	63(2) 885-7000	
Singapore	Singapore	星野 淳	Atsushi Hoshino	atsushihoshino@kpmg.com.sg	65(6508) 5803	
Taiwan	Taipei	友野 浩司	Koji Tomono	kojitomono@kpmg.com.tw	886(2) 8758-9794	
	Kaohsiung 高雄	蔡 莉菁	Michelle Tsai	michelletsai@kpmg.com.tw	886(7) 213-0888	
Thailand	Bangkok	三浦 一郎	Ichiro Miura	imiura@kpmg.co.th	66(2) 677-2119	
Vietnam	Hanoi	大門 亮介	Ryosuke Okado	ryosukeokado@kpmg.com.vn	84(24) 3946-1600	
	Ho Chi Minh City	谷中 靖久	Yasuhiisa Taninaka	yasuhisataninaka@kpmg.com.vn	84(28) 3821-9266	
Americas		連絡先担当者		E-mail	TEL	
United States of America	Los Angeles	前川 武俊	Taketoshi Maekawa	tmaekawa@kpmg.com	1(213) 955 8331	
	Atlanta	近藤 進一	Shinichi Kondo	skondo@KPMG.com	1(404) 222-3005	
	Chicago	康子 ネットキャブ	Yasuko Metcalf	ymetcalf@kpmg.com	1(312) 665-3409	
	Columbus	猪又 正大	Masahiro Inomata	minomata@kpmg.com	1(614) 241-4648	
	Boston	小高 琢也	Takuya Kodaka	takuyakodaka@kpmg.com	1(617) 988 5985	
	Dallas	田上 裕也	Yuya Tanoue	yuyatanoue@kpmg.com	1(214) 840 2253	
	Denver	美香 クラーク	Mika, Clark	mikahori@kpmg.com	1(303) 382 7581	
	Detroit	猪又 正大	Masahiro Inomata	minomata@kpmg.com	1(614) 241-4648	
	Honolulu	北野 幸正	Yukimasa Kitano	ykitano@kpmg.com	1(408) 367-4915	
	Houston	石田 有司	Yuji Ishida	yujishida@kpmg.com	1(713) 319 2000	
	Louisville	マリンスズ ゆき	Yuki Mullins	ymullins@kpmg.com	1(502) 815-1336	
	Nashville	流田 宜幸	Yoshiyuki Nagareda	yoshiyukinagareda@kpmg.com	1(615) 248 5516	
	New York	森 和孝	Kazutaka Mori	kazutakamori@kpmg.com	1(212) 872-5876	
	Portland	武良 勇樹	Yuki Mura	yukimura@kpmg.com	1(503) 820 6709	
	Seattle	北野 幸正	Yukimasa Kitano	ykitano@kpmg.com	1(408) 367-4915	
		Silicon Valley/San Francisco	北野 幸正	Yukimasa Kitano	ykitano@kpmg.com	1(408) 367-4915
	Brazil	Sao Paulo	吉田 幸司	Koji Yoshida	kojiyoshida1@kpmg.com.br	55(11) 3940-3643
		Compinas	大村 公一	Koichi Omura	koichiomura@kpmg.com.br	55(19) 2129-8700
	Canada	Toronto	松田 美喜	Miki Matsuda	mikimatsuda@kpmg.ca	1(416) 777-8821
		Vancouver	島村 敬志	Terry Shimamura	tshimamura@kpmg.ca	1(604) 691-3591
		Vaughan	小島 梨絵	Rie Kojima	rkojima@kpmg.ca	1(416) 777 3525
Chile	Santiago	保坂 浩二	Koji Hosaka	kojihosaka@kpmg.com	56(2) 2798-1367	
Mexico	Leon	河田 厚司	Atsushi Kawata	akawata1@kpmg.com.mx	52(555) 246-8300	
	Mexico City	東野 泰典	Yasunori Higashino	yasunorihigashino@kpmg.com.mx	52(55) 5246-8340	
	Tijuana	東野 泰典	Yasunori Higashino	yasunorihigashino@kpmg.com.mx	52(55) 5246-8340	
	Queretaro	青木 嘉光	Yoshimitsu Aoki	yaoki1@kpmg.com.mx	52(442) 384-4036	
Europe, Middle East & Africa		連絡先担当者		E-mail	TEL	
United Kingdom	London	杉浦 宏明	Hiroaki Sugiura	hiroaki.sugiura@kpmg.co.uk	44(20) 7311-2911	
Belgium	Brussels	木村 祐也	Yuya Kimura	ykimura1@kpmg.com	32(2) 708-4457	
Czech	Prague	加治 孝幸	Takayuki Kaji	takayukikaji@kpmg.cz	420(222) 123-101	
France	Paris	熊澤 佳奈	Kana Kumazawa	kanakumazawa@kpmg.fr	33(1) 5568-6533	
Germany	Düsseldorf	岡本 悠甫	Yusuke Okamoto	yokamoto1@kpmg.com	49(211) 475-6178	
	Hamburg	久松 洋介	Yosuke Hisamatsu	yosukehisamatsu@kpmg.com	49(40) 32015-4022	
	Frankfurt	神山 健一	Kenichi Koyama	kkoyama@kpmg.com	49(69) 9587-1909	
	Munich	中川 大輔	Daisuke Nakagawa	dnakagawa1@kpmg.com	49(89) 9282 1517	
Hungary	Budapest	福山 祐介	Yusuke Fukuyama	yusuke.fukuyama@kpmg.hu	36(1) 8877174	
	Milan	金 初福 (キム・チョフィ)	Chohwi Kim	chohwikim1@kpmg.it	39(02) 6763-2968	
Ireland	Dublin	吉野 真貴	Masataka Yoshino	masataka.yoshino@kpmg.ie	353(1410) 2770	
Netherlands	Amsterdam	前田 桂司	Keiji Maeda	maeda.keiji@kpmg.com	31(88) 909-1725	
Poland	Warsaw	杏井 康真	Yasumasa Kyoji	yasumasakyoji@kpmg.pl	48(22) 528-1649	
Russia	Moscow	野村 雅士	Masashi Nomura	masashinomura@kpmg.ru	7(495) 937-4444	
South Africa	Johannesburg	佐々木 一晃	Kazuaki Sasaki	kazuaki.sasaki@kpmg.co.za	27(71) 684-5781	
Spain	Barcelona	飯田 孝一	Koichi Iida	kiida@kpmg.es	34(93) 253-2900	
	Madrid	飯田 孝一	Koichi Iida	kiida@kpmg.es	34(93) 253-2900	
Turkey	Istanbul	平沼 美佳	Mika Hiranuma	mhiranuma@Kpmg.com	90(533) 457-1741	
UAE	Dubai/Abu Dhabi	齊藤 賢一	Kenichi Saito	ksaito3@kpmg.com	971(4) 424-8951	

【日本における連絡先】 Global Japanese Practice部 JapanesePractice@jp.kpmg.com / 03-3266-7543 (東京)・06-7731-1000 (大阪)・052-589-0500 (名古屋)

KPMGジャパン グループ会社一覧

有限責任 あずさ監査法人

全国主要都市に約6,000名の人員を擁し、監査や各種証明業務をはじめ、財務関連アドバイザリーサービス、株式上場支援などを提供しています。また、金融、情報・通信・メディア、製造、官公庁など、業界特有のニーズに対応した専門性の高いサービスを提供する体制を有しています。

東京事務所 TEL 03-3548-5100
大阪事務所 TEL 06-7731-1000
名古屋事務所 TEL 052-589-0500

札幌事務所	TEL 011-221-2434	盛岡オフィス	TEL 019-606-3145
仙台事務所	TEL 022-715-8820	新潟オフィス	TEL 025-227-3777
北陸事務所	TEL 076-264-3666	長岡オフィス	TEL 0258-31-6530
北関東事務所	TEL 048-650-5390	富山オフィス	TEL 0766-23-0396
横浜事務所	TEL 045-316-0761	福井オフィス	TEL 0776-25-2572
京都事務所	TEL 075-221-1531	高崎オフィス	TEL 027-310-6051
神戸事務所	TEL 078-291-4051	静岡オフィス	TEL 054-652-0707
広島事務所	TEL 082-248-2932	浜松オフィス	TEL 053-451-7811
福岡事務所	TEL 092-741-9901	岐阜オフィス	TEL 058-264-6472
		三重オフィス	TEL 059-350-0511
		岡山オフィス	TEL 086-221-8911
		下関オフィス	TEL 083-235-5771
		松山オフィス	TEL 089-987-8116

KPMG税理士法人

各専門分野に精通した税務専門家チームにより、企業活動における様々な場面（企業買収、組織再編、海外進出、国際税務、移転価格、BEPS 対応、関税/間接税、事業承継等）に対応した的確な税務アドバイス、各種税務申告書の作成、記帳代行および給与計算を、国内企業および外資系企業の日本子会社等に対して提供しています。

東京事務所 TEL 03-6229-8000
大阪事務所 TEL 06-4708-5150
名古屋事務所 TEL 052-569-5420
広島事務所 TEL 082-241-2810 ※12月1日に新たに開設しました。
<https://home.kpmg/jp/ja/home/media/press-releases/2018/11/hiroshima-tax.html>

KPMG社会保険労務士法人

グローバルに展開する日本企業および外資系企業の日本子会社等に対して、労働社会保険の諸手続の代行業務、社会保障協定に関する申請手続および就業規則の作成・見直し等のアドバイザリー業務を、日英対応の“バイリンガル”で提供しています。

TEL 03-6229-8000

KPMGコンサルティング株式会社

グローバル規模での事業モデルの変革や経営管理全般の改善をサポートします。具体的には、事業戦略策定、業務効率の改善、収益管理能力の向上、ガバナンス強化やリスク管理、IT戦略策定やIT導入支援、組織人事マネジメント変革等にかかわるサービスを提供しています。

東京本社 TEL 03-3548-5111
大阪事務所 TEL 06-7731-2200
名古屋事務所 TEL 052-571-5485

株式会社 KPMG FAS

企業戦略の策定から、トランザクション（M&A、事業再編、企業再生等）、ポストディールに至るまで、企業価値向上のため企業活動のあらゆるフェーズにおいて総合的にサポートします。主なサービスとして、M&Aアドバイザリー（FA 業務、バリュエーション、デューデリジェンス、ストラクチャリングアドバイス）、事業再生アドバイザリー、経営戦略コンサルティング、不正調査等を提供しています。

東京本社 TEL 03-3548-5770
大阪事務所 TEL 06-6222-2330
名古屋事務所 TEL 052-589-0520

KPMGあずさサステナビリティ株式会社

非財務情報の信頼性向上のための第三者保証業務の提供のほか、非財務情報の開示に対する支援、サステナビリティ領域でのパフォーマンスやリスクの管理への支援などを通じて、企業の「持続可能性」の追求を支援しています。

東京本社 TEL 03-3548-5303
大阪事務所 TEL 06-7731-1304

KPMGヘルスケアジャパン株式会社

医療・介護を含むヘルスケア産業に特化したビジネスおよびフィナンシャルサービス（戦略関連、リスク評価関連、M&A・ファイナンス・事業再生などにかかわる各種アドバイザリー）を提供しています。

TEL 03-3548-5470

Audit

あずさ監査法人

Tax

KPMG税理士法人
KPMG社会保険労務士法人

Advisory

KPMGコンサルティング
KPMG FAS
KPMGあずさサステナビリティ
KPMGヘルスケアジャパン

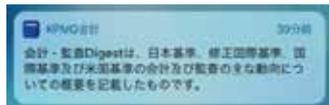
デジタルメディアのご案内

主要トピック

会計・監査コンテンツ	kpmg.com/jp/act-ist
グローバルタックスマネジメント	kpmg.com/jp/globaltax
コーポレートガバナンス	kpmg.com/jp/cg
サイバーセキュリティ	kpmg.com/jp/cyber
GDPR (EU一般データ保護規則)	kpmg.com/jp/gdpr
フィンテック (FinTech)	kpmg.com/jp/fintech
RPA (ロボティック・プロセス・オートメーション)	kpmg.com/jp/rpa
海外関連情報	kpmg.com/jp/overseas
Brexit (英国のEU離脱：ブレグジット) に関する解説	kpmg.com/jp/brexit

「KPMG会計・監査AtoZ」アプリ

会計・監査情報を積極的にお届けしています。
kpmg.com/jp/kpmg-atoz



アプリのダウンロード

- App Store (iPhone 版) または Google Play ストア (Android 版) からダウンロードすることができます (無料)。
- 「KPMG会計」、または「あずさ監査法人」等で検索してください。
※ iPhone、iPad、AppStore は米国Apple Inc の商標または登録商標です。
※ Android、Play ストアはGoogle Inc の商標または登録商標です。



メールマガジン

KPMG ジャパンのホームページ上に掲載しているニュースレターやセミナー情報などの新着・更新状況を、テーマ別にeメールにより随時お知らせするサービスを実施しています。現在配信中のメールニュースは下記のとおりです。配信ご希望の方は、Web サイトの各メールニュースのページよりご登録ください。

kpmg.com/jp/mail-magazine

あずさアカウントिंग ニュース	企業会計や会計監査に関する最新情報のほか、IFRSを含む財務会計にかかわるトピックを取り上げたニュースレターやセミナーの開催情報など、経理財務実務のご担当者向けに配信しています。
あずさIPO ニュース	株式上場を検討している企業の皆様を対象に、株式上場にかかわる最新情報やセミナーの開催情報を配信しています。
KPMG Consulting News	企業の抱える課題についての解説記事や、独自の調査レポート、セミナー開催情報をお知らせいたします。
KPMG Sustainability Insight	環境・CSR 部門のご担当者を対象に、サステナビリティに関する最新トピックを取り上げたニュースレターの更新情報やセミナーの開催情報などをお届けしています。
KPMG Integrated Reporting Update (統合報告)	Integrated Reporting (統合報告) にかかわる様々な団体や世界各国における最新動向、取組み等を幅広く、かつタイムリーにお伝えします。
KPMG FATCA/CRS NEWSLETTER	米国FATCA法及びOECD CRSの最新動向に関して、解説記事やセミナーの開催情報など、皆様のお役に立つ情報をメール配信によりお知らせしています。

セミナー情報

国内および海外の経営環境を取り巻く様々な変革の波を先取りしたテーマのセミナーやフォーラムを開催しています。最新のセミナー開催情報、お申込みについては下記Web サイトをご確認ください。

kpmg.com/jp/ja/events

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com

kpmg.com/jp

kpmg.com/jp/socialmedia



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2019 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2019 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.